



* 0007173000 *

0007173-000

631-439

恩給法解説

宮越卓・著

盛義堂書店

昭和9

ABH

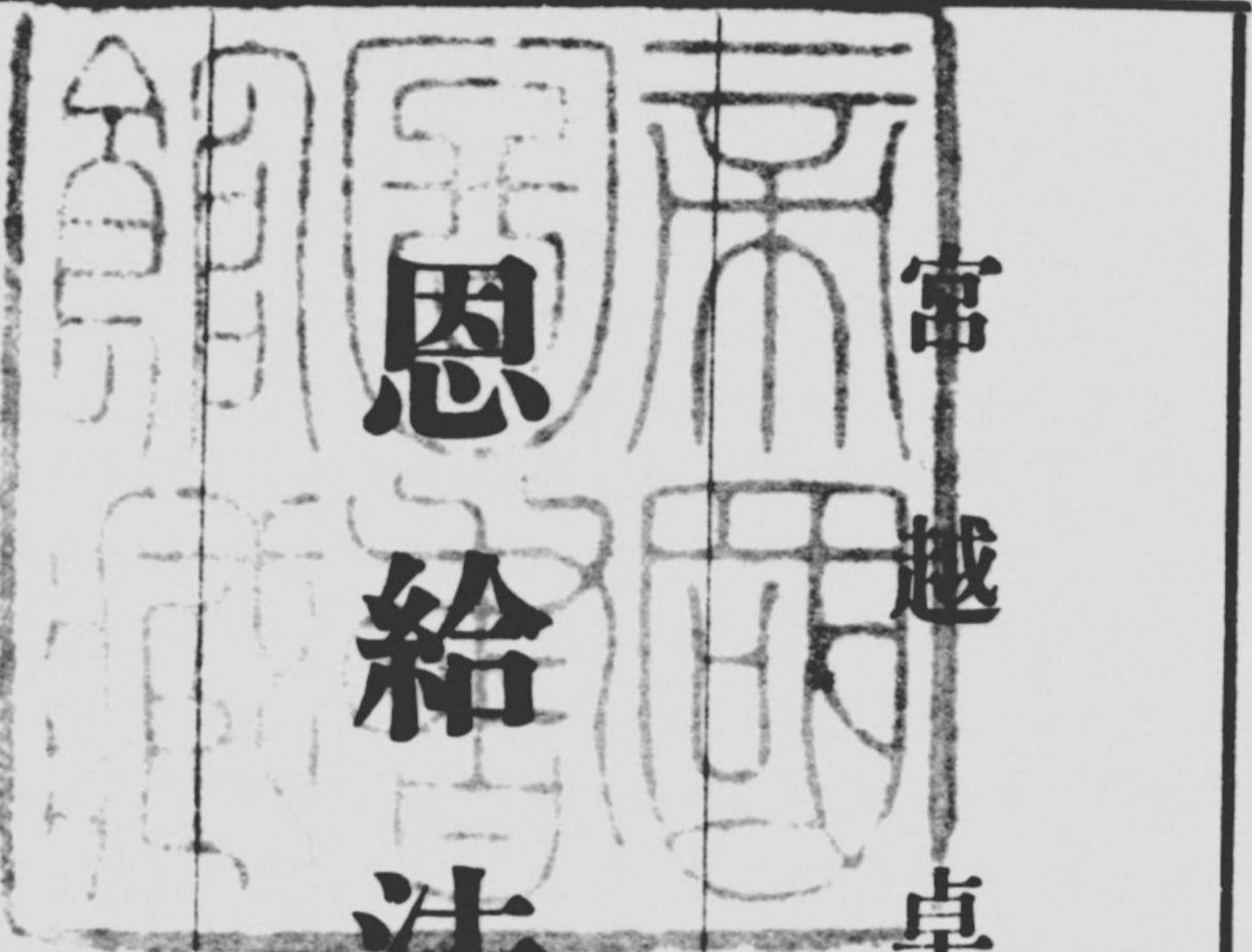
9.7.11

宮越卓著

恩給法解説

東京盛義堂發行





富越卓著

恩給法解説

東京盛義堂發行



63/439

序

恩給法をひもとく者の等しく感ずることは其の内容が極めて複雑多岐で容易に自信ある解釋をなし得ないといふことである。

従つて公務員にとつて最も密接なる利害關係を有する恩給に關しての知識を得ようとしても、單に條文だけを読んで見ても却々判然とは解し得ぬ場合が多いのである。特に實際問題に當面しての處理解決に至つては殆んど大部分の公務員が相當の困難を感じつゝあるの現状の如く見受けられる。

このときに際し多年恩給法の研究に専念してゐた親友宮越君が本書を著述せられたのは洵に喜に堪へないところである。

内容を見るに難解を以て有名なる恩給法を何人にも極めて解り易く極めて懇切丁寧に解説してゐる。

特に恩給請求手續に關しては各受給權者より提出さるゝ書類の不完全なるものゝ多い實狀に鑑みて極めて詳細に極めて親切に説いてゐる。

洵に本書こそは全公務員の必ず一本を座右に備ふべき良書なりと信ずる。

茲に一言を述べて本書を推薦する次第である。

昭和九年二月十一日

元内閣恩給局審査官

高山政夫識

自序

本書は初めて恩給法を研究されんとする人々のために出来るだけ解り易い様に、何人も困難を感じることを極めて少なくして恩給法の大要に通ずるを得る様に、且又請求に當面しての諸手續諸心得等に就いても是非知らねばならぬ諸事項に關し簡易に解説したものである。幸に公務員各位の恩給法解釋上、又恩給關係諸手續實施上幾分でも参考となり得るならば幸甚である。

昭和九年二月二十五日

多摩河畔寓居にて

著者識

恩給法解説

目次

| | |
|-----------------|----|
| 第一章 總説 | 一 |
| 第一節 恩給の概念 | 一 |
| 第二節 恩給制度の沿革 | 三 |
| 第二章 恩給法改正要綱 | 八 |
| 第三章 恩給の種類 | 二〇 |
| 第一節 總説 | 二〇 |
| 第二節 一般的分類 | 二二 |
| 第三節 受給年限に依る分類 | 二三 |
| 第四節 公務員の種類に依る分類 | 二四 |
| 第四章 公務員及遺族 | 二四 |
| 第一節 教育職員及準教育職員 | 二四 |
| 第二節 文官其の他の公務員 | 二五 |
| 第三節 遺族 | 二五 |
| 第五章 恩給権の發生 | 二六 |
| 第一節 總説 | 二六 |

| | | |
|-----|-------------|---|
| 第二章 | 普通恩給權の發生 | 三 |
| 第三章 | 一時恩給權の發生 | 四 |
| 第四章 | 扶助料權の發生 | 四 |
| 第五章 | 一時扶助料權の發生 | 四 |
| 第六章 | 増加恩給權の發生 | 四 |
| 第七章 | 傷病年金權の發生 | 四 |
| 第八章 | 傷病賜金權の發生 | 四 |
| 第六章 | 失權、停止、轉給及返還 | 五 |
| 第一節 | 恩給權の消滅 | 五 |
| 第二節 | 恩給受給權存否の調査 | 五 |
| 第三節 | 恩給の支給停止 | 六 |
| 第四節 | 恩給の轉給 | 六 |
| 第五節 | 恩給の返還 | 七 |
| 第七章 | 納金 | 七 |
| 第一節 | 團體納金 | 七 |
| 第二節 | 個人納金 | 七 |
| 第八章 | 恩給請求手續 | 七 |

| | | |
|-----|----------------|----|
| 第一節 | 總說 | 七 |
| 第二節 | 普通恩給請求手續 | 七 |
| 第三節 | 一時恩給請求手續 | 八 |
| 第四節 | 扶助料請求手續 | 八 |
| 第五節 | 一時扶助料請求手續 | 八 |
| 第六節 | 増加恩給請求手續 | 九 |
| 第七節 | 傷病年金請求手續 | 九 |
| 第八節 | 傷病賜金請求手續 | 九 |
| 第九節 | 恩給の殘額請求手續 | 一〇 |
| 第九章 | 在職年の計算 | 一〇 |
| 第一節 | 在職年計算に關する一般原則 | 一〇 |
| 第二節 | 通算年、除算年及減算年 | 一〇 |
| 第三節 | 加算年 | 一一 |
| 第四節 | 現恩給法施行前の在職年の計算 | 一一 |
| 第五節 | 法第九十九條廢止に伴ふ問題 | 一一 |
| 第十章 | 恩給金額の計算 | 一一 |
| 第一節 | 總說 | 一一 |

| | | |
|------|-------------|-----|
| 第二節 | 普通恩給 | 一九九 |
| 第三節 | 一時恩給 | 二〇七 |
| 第四節 | 扶助料 | 二〇六 |
| 第五節 | 一時扶助料 | 二〇九 |
| 第六節 | 増加恩給 | 二〇九 |
| 第七節 | 傷病年金 | 二七三 |
| 第八節 | 傷病賜金 | 二七三 |
| 第九節 | 再任改定 | 二七四 |
| 第十節 | 恩給の減額補給 | 二七七 |
| 第十一章 | 恩給給與手續 | 二八〇 |
| 第一節 | 總説 | 二八〇 |
| 第二節 | 恩給の裁定 | 二八一 |
| 第三節 | 恩給の支給 | 二八二 |
| 第四節 | 異動通知 | 二八四 |
| 第五節 | 恩給證書の返還及再交付 | 二八五 |
| 第六節 | 具申及裁決 | 二八六 |

第十二章

恩給受給者心得

附録

恩給法

恩給法施行令

恩給法解説

第一章 總論

第一節 恩給の概念

説

恩給に就いて論述するに當り順序として恩給の概念に就いて一言しよう。尤も本書は取扱上の實際問題に關して解説するのが目的で、恩給の概念とか定義とかを詮索するためのものではないから、且又事實そんな事は少い紙數に於て到底なほ得るものでもない故極めて簡単に述べることとする。

さて明治九年大政官廳に依り陸軍恩給令が布かれてより既に六十年に近い星霜を経た。従つて恩給に關する著述も随分澤山ある。併しながら恩給の概念に就いては法の内容が極めて複雑多岐に亘る關係と時代の變遷に伴つて幾分解釋を異にするといふ關係上、現在に於ても正確に之を定義する事は困難の様である。併し現時に於ける多數學者の述べられるところは、公務員の經濟上の獲得能力の喪失に對する損害填補であるとされてゐる。此の減損能力填補説は著者の恩師馬場鉄一博士に

依つて大正九年始めて我國學界に發表せられたもので以後多數の學者も此の説をとり現在通説とされてゐるものであつて、我國恩給史上に於ける重要學説である。

次に現今の恩給の概念に對する通説たる減損能力填補説に對し左に若干の解説を加へよう。

一 減損能力填補説の内容

恩給とは公務員が在職に依つて生ぜる經濟上の獲得能力の減損に對する損害の填補として、其の公務員の退職後給付する生活費の補助である。

二 減損能力填補説の解説

(1) 在職に依つて經濟上の獲得能力が減損したることを前提要件とする。教育職員及其他の公務員は在職中極めて嚴格なる服務紀律（小學校教員心得明治十四年六月十八日 文部省達第十九號 公立學校職員分限令大正四年一月二十七日 官吏服務紀律勅令第三十九號 其他）の下に専念公務に勉勵しつゝ、あるものである。この當然の結果として經濟上の獲得能力が若干づゝ減損するであらうことは誰でもが思考し得るところである。

(2) 能力の減損に對する損害填補である。能力の減損に對する損害填補たる性質上減損程度の少きもの即ち教育職員に就いては在職年十七年未満のものには一時恩給（一回限りの支給に止むるもの。但三年未満のものには給せず）を給し、長年月（十七年以上）在職したるものは減損程度高かるべき客觀的情勢にあるを以て年金恩給を給與するのである。

(3) 退職後給付する生活費の補助である。退職後に給付さるべき生活費の補助たる關係上所謂俸給とは若干その性質を異にする。即ち俸給は生活費其の他に充當すべき筋合のものであるが恩給はあくまでも生活費の補助である。

第二節 教育職員恩給制度の沿革

第一 沿革の概要

教育職員に對する恩給は明治二十三年法律第九十號市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法の制定が最初のもので、次に同年法律第九十一號府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法、ついで明治二十九年法律第十三號公立學校職員退隱料等に關する法律、明治三十三年法律第七十七號臺灣に在勤する地方稅支辨の俸給を受くる文官判任以上の學校職員退隱料及遺族扶助料に關する法律、明治三十八年法律第六十四號在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法、明治四十

一年法律第三十五號樺太廳立小學校職員、樺太公立小學校教員退職料及遺族扶助料に關する法律、明治四十五年法律第十一號朝鮮に於ける學校職員にして國庫より俸給の支給を受けざる文官判任官以上の者の退職料及遺族扶助料に關する法律等の順で制定せられた。

右の如く教育職員の恩給制度が幾回にも分離制定せられ各々幾分宛其の内容を異にする如く、軍人恩給、文官恩給、巡查看守恩給等も同様數回に亘り變遷せる沿革を有してゐる。

次に大正九年には物價騰貴に起因して恩給受給者が極めて困窮せるの實狀であつたので、この當面的救濟對策として同年法律第十號を以て各公務員の年金恩給に對する増額が行はれ、次に大正十一年には法律第十八號を以て増加恩給受給者への増額も行はれた。

以上述べたところにより之を觀るも我が國に於ける恩給制度の沿革は極めて複雑多岐に亘つてゐるのを知ることが出来る。

従つて斯かる状態の下に於ては必然的に恩給法規の統一改定といふ問題が発生するのであつて歴代内閣も永年調査研究を續けて來たのであつたが何分にも其の實行には相當多額の經費を要し且受給者並今後給せらるべき公務員の直接的利害關係の大なる点を考慮せねばならぬ關係上極めて慎重

なる調査と周到なる用意を要するので簡單には實現の運びに至らなかつた。

併し原内閣の末期即ち大正十年頃に於ては四國の情勢は其の遷延を許さざるに至り遂に立案の運びとなり、幾多の曲折を経て大正十二年四月十四日法律第四十八號を以て恩給法の制定公布を見るに至つたのである。此の恩給法は總ての恩給關係の法規を統一改定したものであつて頗る重要性を有する故左にその改正要綱の概要を述べよう。

第二 大正十二年恩給法改正要綱

一 恩給金額増額の方面より見たる改正要綱

- (1) 普通恩給の増額 從來退職料、恩給、其他種々なる名稱を付してゐた年金たる恩給を總て普通恩給なる名稱に統一し、其の恩給基礎額を從來の俸給年額四分の一より三分の一に増額した。
- (2) 増加恩給の新設 公務傷病に起因する恩給増加額を獨立して増加恩給と爲し、傷痍等差、給與金の改正を行ひ且又普通恩給と併給することにした。

- (3) 遺族扶助料の増額 従來恩給額の三分の一を給されてゐた遺族扶助料額を戰鬪又は戰鬪に準ずべき公務に因る死亡の場合は普通恩給の全額、普通公務に依る死亡の場合には普通恩給の十分の八其の他の場合は普通恩給の二分の一に増額した。但増加恩給額は扶助料の算出基礎額中には算入せぬこととなつた。

二 法規改廢の方面より見たる改正要綱

一に述べた如く大正十二年法律第四十八號に依る恩給法は原則的に恩給金額の増加をなしたものであるが右恩給法を更に恩給法規の整理統一の方面より見れば法律二十八件、實體法に關する勅令十四件及大政官達四件を廢止し之を統一して恩給法中に規定せるものであつて其の主要事項を擧ぐれば左の通である。

- (1) 在職年の通算 従來教育職員、文官、軍人、巡查看守等は夫々固有の恩給法規に依り律せられ各官職相互間に於ける在職年の通算は極めて狭い範圍で之を認められてゐた。例へば教育職員が縣視學、縣視學官、郡視學（郡視學の制度は大正十四年郡役所廢止と共に廢止せられた）等に任用せられた場合は通算せられたのであるが本法では之等各種公務員の將來の在職年は原則

として通算せらるゝ様になつた。

- (2) 準公務員の在職年通算 準教員、試補、見習等の如き準公務員の在職期間を一定條件の下に恩給基礎在職年中に通算せらるゝ様になつた。

- (3) 自己便宜退職退官に關する規定の削除 従來は自己便宜の退職退官者には恩給は給せられなかつたため退職に際しては神經衰弱其の他の醫師の診斷書を必要としたのであつたが此の改正により自己の便宜に依る退職退官者に對しても恩給を給する様にした。

- (4) 待遇職員の恩給 判任官以上の待遇を受くる公務員の恩給に就いては従來學校職員及巡查看守等の外一般的法規はなかつたのであるが、本法では原則として總ての待遇職員を恩給法の公務員中に包含せしむることとした。

- (5) 恩給の負擔分擔 普通恩給は各公務員の在職年數に應じて、公務員に俸給を給せる經濟（小學校教員は府縣、中等學校以上の職員は原則として國）が分擔することに新に定められた。

- (6) 恩給請求時効期間の統一 従來恩給請求權の時効期間は一定してゐなかつたが本法では七年に統一した。

- (7) 裁定機關の變更 原則として内閣恩給局長が裁定する。併し内地に於ける公立の小學校、實業補習學校、幼稚園、盲啞學校（盲啞學校は昭和八年の改正で盲學校と聾啞學校に區分せられた）其の他の小學校に類する各種學校の教育職員及準教育職員並其の遺族の恩給及以上に掲げたるものを除くの外内地に於ける公立の學校又は圖書館の教育職員にして文官に非ざるもの、一時恩給は北海道に在りては北海道廳長官、府縣に在りては府縣知事が裁定する。この詳細は後に述べる。

- (8) 恩給權侵害に對する行政救済（具申、訴願、行政訴訟）恩給審査會の設置（關係各省高等官及學識經驗ある者を委員とする）寡婦扶助料に關する規定の緩和、成年以上の子及夫の扶助料制度の新設其の他數項に亘つて改正が行なはれた。

その後昭和八年四月法律第五十號を以て恩給史上極めて重要な意義を有する改正が行はれこれが現行法である。右に就いては章を新にして之を述べよう。

第二章 恩給法改正要綱

昭和八年四月法律第五十號に依る改正要綱を説明しよう。改正の理由に就いては相當の根據を有してゐるのであつて學者は此の点を相當論述せられてゐるが要するに國家財政上の見地よりと受給者側に對する合理化を計つたものである。本書では理由に就いての論述は省略して直ちに改正要綱の説明に移らう。

第一 普通恩給最短年限の延長

従前の規定では普通恩給の最短年限は教育職員、文官、待遇職員に就いては十五年、警察監獄職員に就いては十年、軍人に就いては十一年であつたが、改正法では原則として各公務員とも二年を延長し教育職員、文官、待遇職員に就いては十七年、警察監獄職員に就いては十二年、軍人中准士官以上の者に就いては十三年、下士官以下に就いては十二年に改正した。

次に此處に注意を要するのは今回の改正は改正法施行以前の在職年に關して一般的には既得權の保護に關する経過規定が存在せぬことである。従つて改正法施行當時即ち昭和八年十月一日に於て従前の規定に依る普通恩給最短年限に達せざる者は下士官以下の軍人以外は一律に二年の在職延長を必要とするに至つた。唯だ一の例外として改正法施行の際従前の規定に依る普通恩給最短年限

(教育職員は十五年) に達し改正法施行後改正法の規定に依る普通恩給最短年限(十七年)に達せずして退職せる者に對しては其の既得權を保護し之に普通恩給を給することとしたのであるが、其の受くべき恩給額は普通恩給基礎額たる退職前の俸給年額百五十分の五十より、改正規定に依る普通恩給最短年限に達せざる一年毎に百五十分の一を減じたる額即ち十五年の場合は百五十分の四十八、十六年の場合は百五十分の四十九の額を支給されることに規定せられた(昭和八年法律第五十號附則第十一條)。此の例外規定は改正法施行の際現に休職、再服役其他法令上在職期限の定ある地位に在る者にして改正法施行後其の期間の終了により、従前の規定に依る普通恩給最短年限に達する者に之を準用される(同上附則第十二條)。

尙参考のため普通恩給最短年限の新舊法を對照すると左表の通りである。

| 公務員の種類 | 舊法 | 新法 | 備考 |
|--------|-----|-----|--|
| 一 教育職員 | 十五年 | 十七年 | |
| 二 文官 | 十五年 | 十七年 | 國務大臣としての在職七年(舊法五年)以上にして退官すれば普通恩給が給せられる |

第二 基礎俸給額の變更

恩給額算出の基礎をなすべき俸給額は従前の規定に於ては退職當時の月俸年額を指してゐたのであるが(月俸百圓のものは年額千二百圓の三分の一即ち四百圓従つて退職に際して増俸され、其の俸給額を基礎として恩給額が算出された)改正法は之を退職前一年間の俸給總額(即ち退職に際して増俸されても其の増俸が月の中途にあらざる限りは全然恩給金額には影響がないこと)となつた。此の点に關し従來教育職員は特に有利に取扱はれ、四級も五級も昇給しそれが恩給基礎額として算定されたのだが今回の改正に於ては斯かる取扱が廢止せられたに改めたのである。又軍人に就いては従前の普通恩給額の別表制度を廢し、新に假定俸給年額を定め他の公務員と同様の方法に依り

| 軍人 | 三 準士官以上 | 二 下士官以下 | 四 警察監獄職員 | 五 待遇職員 |
|----|---------|---------|----------|--------|
| | 十一年 | 十一年 | 十二年 | 十二年 |
| | 十三年 | 十三年 | 十二年 | 十七年 |

普通恩給額を算出することとした。

併し此の改正には次の二つの例外がある(法第五十九條ノ二第一項)。

(1) 公務の爲め傷病を受け又は疾病に罹り之が爲め退職し又は死亡したる者に付退職又は死亡の際昇給ありたる時は其の爲されたる昇給の中級俸の定ある者に就いては一級、其の定なき者に就いては昇給前の俸給の百分の十五を限度とし、退職一年前より昇給せられたるものとして計算される。

(2) 前號規定以外の場合に於て退職前一年内に昇給ありたるときは、其の昇給が前俸給二年以上据置の後爲されたるものなるときに限り(1)の場合と同様、一級又は百分の十五を限度として退職一年前より昇給せられたるものとして計算される。

右の例外的規定に關しては更に當分の内に限り一個の特例がある。即ち其の公務員が同一種類の公務員として實在職二十年以上勤務したる者にして特殊の事情ある者に就いては右制限の一級を二級とし又百分の十五を百分の三十として計算される(昭和八年法律第五十號附則第十條)。
轉官職に依る俸給の増額は之を昇給と看做し右の規定を適用される(法第五十九條ノ二第二項)。

實在職期間一年未滿なる場合に於ける俸給年額は其の俸給額を月數の割合に依り一年分に換算する(法第五十九條ノ二第四項)。尙退職前の俸給月額と稱するのは退職前の俸給年額の十二分の一に相當する金額を謂ふのである。

次に此處で注意を要するのは此の改正法の施行は昭和七年法律第十三號恩給の減額補給及停止に關する件の効果には何等の關係を及ぼさぬから當分の間は減俸前の俸給規定に依る俸給額を以て計算されるといふことである。

第三 一時恩給最短期限の設定

従前の規定に於ては一時恩給は在職一年以上普通恩給最短期限未滿の在職者に對し給せられたのであるが、改正法では在職三年以上でないことと給せぬことに規定した。

第四 個人納金の新設及増額

小學校教員は從來府縣其他に對する納金制度がなかつたのであるが(警察監獄職員及軍人も同様)改正規定に於ては昭和九年四月一日より毎月俸給百分の一の納金制度(兵を除く)を定めた。又前述外の教育職員、文官、待遇職員にして納金制度ある者に就いては從來の納金額百分の一を百分の二

に増加した（法第五十九條）。併しながら此の改正規定は昭和九年四月一日以後就職したものは其の翌月より納付するのであり、それ以前より在職する者に就いては昭和九年四月一日以後俸給（給料）が昇給増額せられ且その昇給、増額せられた額が納付すべき額より超過すべき場合に限り其の翌月より納付することに規定せられた。従つて實際問題としては現在在職してゐる者は俸給（給料）が昇給しなかつたり又は増額せられない限り納付しなくともよいといふ結論に達する。

第五 恩給法第九十九條の廢止

教育職員に對する恩給の支給停止及在職年通算に關する特典的規定たりし法第九十九條は昭和八年の改正に依つて廢止せられた。従つて改正法施行後に於ける教育職員の在職年は文官其他の公務員の在職年に通算せらるゝこととなつた。

さて教育職員にとつて重要な關係を有する法第九十九條廢止に伴ふ實際上の諸問題即ち教育職員と他の公務員との在職年の通算關係及恩給の停止關係等に就いては法は附則第十七條より第十九條までを設けて之が取扱方を定めてゐるが其の詳細は在職年の計算、恩給の支給停止等の章に於て之を述べる。

参照（廢止せられた法第九十九條）

第九十九條 第五十八條ノ規定ハ教育職員及教官其ノ他教育事務ニ従事スル文官ニ付テハ當分ノ内之ヲ適用セス
其ノ退職料又ハ恩給ノ停止ハ仍從前ノ例ニ依ル但シ教育職員及教官其ノ他教育事務ニ従事スル文官學習院ノ職員ト爲リタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ノ施行セラルル期間内ニ屬スル教育職員ノ在職年ト教官其他ノ教育事務ニ従事スル文官以外ノ公務員ノ在職年トハ互ニ之ヲ通算セス仍從前ノ例ニ依ル教育職員ノ在職年ト第四十二條第一項各號ニ掲クル在職年トノ間ニ付又同シ但シ學習院ノ職員トシテノ在職年ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第一項ノ規定ノ施行セラルル期間内ニ文官ヨリ教育職員又ハ教官其ノ他教育事務ニ従事スル文官ニ轉シタル者失格原因ナクシテ退職シ年金タル恩給ヲ受ケサル場合ニ於テハ文官ノ在職年數ニ應ジ之ニ一時恩給ヲ給ス

教育職員ヨリ文官ニ轉シタル者教官其ノ他教育事務ニ従事スル文官以外ノ文官トシテ失格原因ナクシテ退職シタルトキハ教官其ノ他教育事務ニ従事スル文官トシテノ在職最終ノ俸給額ニ基キ之ニ恩給ヲ給ス

第六 多額所得者の恩給支給停止

年額千圓以上の受恩給者で恩給外の勤勞所得が年額五千圓を超ゆる場合は六千圓を超へた金額の二割に相當する金額の支給を停止されることに新に規定された。併し恩給の支給額は年額千圓を下ることなく、又其の恩給額の二割を超ゆることのない様規定されてゐる。尙この詳細は施行令第二十四條ノ三乃至第二十四條ノ八の定むる所に依る。

第七 一時恩給受給者再任の場合に於ける通算上の制限

昭和八年の改正に依り新に追加せられた條文中特に注意を要するもの、一に法第六十四條ノ二がある。この規定は一時恩給を受けた者が再就職し之に普通恩給を給すべき場合に於ては、従前の規定では其の前後の在職年を無條件に通算してゐたのであるが改正法は一時恩給を受けたる後其の一時恩給の基礎となりたる在職年數一年を二月に換算したる月數内に召集其の他強制に依らずして再就職し前後の在職年を通算し普通恩給を給する場合は當該換算月數と退職の翌月より再就職の月迄の月數との差月數を一時恩給算出の基礎となりたる俸給月額二分の一に乘じたる金額の十五分の一に相當する金額を控除した金額を以て、其の普通恩給の年額とする様改正した。但差月數一月

に付一時恩給算出の基礎と爲りたる俸給月額の二分の一の割合を以て計算したる金額を、一年以内に於て一時に又は分割して返還したるときは此の限りにあらずと定められた。

さて此の規定は相當複雑であるが、之を具體的に解り易く例を擧げていふならば、在職五年、月俸七拾五圓で退職し三百七拾五圓の一時恩給を支給された者が其の後六ヶ月を経て再就職し、前後在職年を合算して普通恩給を給せらるべき場合に於ては、前在職五年を毎一年二月に換算したる月數十ヶ月と退職の翌月より再就職の月迄の月數六ヶ月との差月數四ヶ月を前職退職當時の月俸額の二分の一たる三十七圓五十錢に乘じたる額百五拾圓の十五分の一たる十圓を受くべき普通恩給額中より控除したる額を以て其の恩給額とされるのである。又但書に依り普通恩給額を減額せしめまいとするには差月數四ヶ月を俸給月額の二分の一たる三十七圓五十錢に乘じたる額百五十圓を一年以内に一時に又は分割して返還すればよいのである（施行令第三十條ノ二）。

第八 休職其の他現實に職務を執るを要せざる在職年の減算

休職、待命、歸休其の他現實に職務を執るを要せざる在職年にして、一月以上のもものは勅令の定むる所に依り在職年の計算に於ては半減されることになつた。併し改正法施行の際現に進行中に屬

する之等の在職年は、其の期間の終了に至る迄は改正法施行後でも従前の規定によつて計算されることになつてゐる。

第九 受恩給者の年齢に因る支給停止

従前は普通恩給は受給者の年齢に拘らず其の全額を支給されて居たが、改正法は之を受給者の年齢三十五歳に滿つる月までは普通恩給の六分の一、三十五歳以上四十歳に滿つる月までは普通恩給の八分の一に當る金額の支給を停止することとした。但増加恩給又は傷病年金と併給せらるゝ場合は例外である。尙此の規定は改正法施行前普通恩給を受くるの権利を生じたる者及改正法施行の際現に在職し改正法施行後退職して普通恩給を受くるの権利を生ずる者には適用されない（附則第八條）。即ち改正法施行後公務員に就職したる者に限り其の適用を受くるのである。尙改正法施行後再就職し其の普通恩給を改定せらるゝ場合には、改定に依る増加分に就いてのみこの停止規定が適用される。

第十 失權及失格原因の改正

従來の規定では六年以上の懲役禁錮に處せられると失權、失格する定であつたが改正法では二年を超ゆる懲役、禁錮に依り失權、失格することに定められた。又従來は在職中の職務犯罪に起因し處刑せられた場合の定がなかつたが、在職中の職務犯罪（過失犯を除く）に因り禁錮以上の刑に處せられたる場合は失權、失格せしむることに改正した。次に遺族たる夫又は妻が事實上他人と婚姻關係に入つたと認めらるゝ時は（一般的に結婚したと認定せらるゝならば）届出の如何に拘らず恩給審査會に諮問の上之を失權せしむることを得る様規定せられた。これは婚姻關係に於ける法律上の取扱が届出の形式的要件に拘泥してゐることの不合理を認識し民法の改正が論議されつゝ、ある今日此の立法は極めて妥當なりと著者は信ずる。

第十一 傷病年金の創定

公務の爲め永續性を有する傷痕を受け又は疾病に罹り不具癱疾の程度に至らざるも、勅令の定むる程度（後に述べる）に達し之が爲め其の職に堪へずして一年内に退職したるときは、其の傷病程度及傷病原因に應じ傷病年金を給せらるゝことになつた。

第十二 特殊扶助料の増給

公務に因る傷痕疾病の爲め死亡したる場合及増加恩給を受くる者が死亡したる場合に於ては、其

の死亡の翌月より五年間は従前の規定に依る扶助料の年額に各十分の三に相當する金額を加給せらるゝことに新に定められた。

第十三 受恩給権の調査

裁定官廳は勅令（施行令第一條乃至第一條ノ四）の定むる所に依り年金たる恩給を受くるの権利を有するものに付其の権利の存否を調査すべき旨を新に定められた。

第十四 巡査警部在職年の通算

従來は巡査と警部とは其の在職年が通算せられなかつたが今回の改正により一定條件の下に通算せらるゝこととなつた。

第十五 諸規定の整理

改正法實施に當り諸規定の整理、用語の正確化等十數項に亘り整理を行つた。

第三章 恩給の種類

第一節 總 説

改正前の恩給法に於ては恩給の種類は六種であつたが昭和八年の改正に依り新に傷病年金を創設したゝめ現行法は七種に分類されてゐる。以下恩給の種類に就いて簡單な説明をしよう。

恩給法に於ては恩給の種類を七種に分類してゐる。即ち普通恩給、増加恩給、傷病年金、一時恩給、傷病賜金、扶助料及一時扶助料である（法第二條）。

第二節 一般 的 分 類

第一 普 通 恩 給

普通恩給とは一定の年限（教育職員、文官、待遇職員に在りては十七年、准士官以上の軍人に在りては十三年、警察監獄職員、下士官以下の軍人に在りては十二年）以上公務員として在職したる者に給する一般的年金恩給で舊制度に於ける教育職員の退隱料及遺族扶助料、文官の恩給、軍人の退職恩給、免除恩給、巡査、看守の退隱料及遺族扶助料等に該當するものである。

第二 増 加 恩 給

増加恩給とは公務員が公務のため傷病疾病に罹り不具廢疾となつた場合、其の傷病原因、病狀等

差に依つて普通恩給の外に之と共に給せられる年金恩給で、舊制度の増加退隠料、増加恩給、増加金額等に該當する。

第三 傷病年金

傷病年金とは公務員が公務の爲め永續性を有する傷痍疾病に罹り不具癱疾の程度に至らざるも勅令の定むる程度（施行令第二十四條ノ二）に達し之が爲め其の職に堪へずして一年内に退職したるとき給せられる恩給である。此の恩給は増加恩給の如く必ずしも普通恩給と共に給せられるものではないが、普通恩給又は一時恩給受給の條件を備ふる者に對しては當然併給されるものである。

第四 一時恩給

一時恩給とは公務員が一定年限以上在職し普通恩給の最短年限即ち教育職員は滿十七年（法第六十二條）に達せずして退職する場合に一時限り給與せられるもので、舊制度の學校職員の退職給與金、文官の退官賜金、軍人の給助金、巡査看守の一時金に該當するものである。

第五 傷病賜金

傷病賜金は下士官以下の軍人に限り與へられたる恩給で、公務に因り傷痍疾病に罹り傷病年金を受くるの程度には達しないが勅令の定むる程度（施行令第三十一條）に達し之が爲め一定年限内に

退職したる時給せらるゝ一時金であつて、舊制度の賑恤金が之に相當する。

第六 扶助料

普通恩給を受けたる者又は未だ普通恩給を受けざるも之を受くる資格を有せし者が死亡したる場合其の遺族に給する年金恩給であつて、舊制度の遺族扶助料がそれである。

第七 一時扶助料

恩給法上の一時扶助料には二種ある。即ち其の一は公務員又は普通恩給権者死亡したる場合に兄弟姉妹以外に扶助料を受くべき順位者なき場合一定條件の下に、其の兄弟姉妹に給與せらるゝ一時金であり（法第八十二條）他の一は年金恩給を受くべき資格が未だ生じない公務員在職中死亡せる場合其の遺族に給せらるゝ給與金（法第八十三條）であつて、舊制度の學校職員遺族に給せられた一時扶助金に該當する。

第三節 受給年限に依る分類

前節に述べたる之等七種類の恩給を更に受給年限に依つて分類すれば普通恩給、増加恩給、傷病年金及扶助料を年金恩給、又一時恩給、傷病賜金及一時扶助料は一時金恩給に分けることが出来る。

第四節 公務員の種類に依る分類

前述七種の恩給を、受くべき當時に於ける公務員の種類に依り之を分類すれば教育職員恩給、文官恩給、準士官以上の軍人恩給、下士官以下の軍人恩給、警察監獄職員恩給、待遇職員恩給等に區分せられる。

第四章 公務員及遺族

第一節 教育職員及準教育職員

恩給法第十九條には恩給法上に於ける公務員の種類を列挙しその第一項に於て本法に於て公務員とは文官、軍人、教育職員及警察監獄職員並第二十四條に掲ぐる待遇職員を謂ふと規定しその第二項に於て公務員に準すべき者とは準文官、準軍人及準教育職員を謂ふと定めてゐる。さて然らば教育職員とは何を謂ひ、準教育職員とは如何なる者を指稱するか、といふ二点に付以下に之が説明をしよう。

第一節 教育職員

恩給法上教育職員とは教育事務に従事する職員の中左に掲ぐる者を謂ふ(法第二十二條)。

- (1) 公立の學校、幼稚園若しくは圖書館又は在外指定學校(在外指定學校とは在外國本邦人の爲に設置したる學校の中勅令の定むる所に依り政府の指定せるものを謂ふ施行令第八條)の職員にして國庫より俸給を給せざる官にあるもの及判任官以上の待遇を受くるもの
- (2) 道府縣立師範學校長

右の二つを指すのであつて従つて官立學校職員は此の中に入らず教育事務従事の文官としての取扱を受ける。

第二節 教育職員の範圍

教育職員たる公立學校、幼稚園若しくは圖書館又は在外指定學校の職員

- (1) 内地の公立學校、幼稚園、若しくは圖書館の職員を列挙せば左の通である。
 - (1) 公立の大學職員(公立學校職員制第一條)
 - (2) 公立の專門學校、實業專門學校及高等學校職員(公立學校職員制第一條ノ三)

- (3) 師範學校、公立の中學校、高等女學校、實業學校（農學校、商業學校、工業學校、商船學校、水産學校等）盲學校及聾啞學校の職員（公立學校職員制第二條）
 - (4) 公立の小學校、實業補習學校、幼稚園の職員
學校長、教諭、助教諭、訓導、舍監、書記、保姆（小學校本科正教員の免許狀を有するものに限る）
 - (5) 公立の圖書館の職員（公立圖書館職員令第一條）但公立の圖書館職員中職員令の適用を受けざるものが實在してゐるが之は恩給法上の教育職員ではない。
- (ロ) 朝鮮の公立學校若くは圖書館の職員
- (1) 公立師範學校、中學校、高等女學校、高等普通學校、女子高等普通學校、實業學校の職員（朝鮮公立學校官制第一條）
 - (2) 公立小學校、普通學校、幼稚園の職員（朝鮮公立學校官制第三條及第十二條）
學校長、訓導、園長、保姆（判任官待遇）
- (ハ) 臺灣の公立學校若くは圖書館の職員（國庫より俸給を受けざるもの）

- (1) 公立實業補習學校、小學校、公學校及幼稚園の職員（臺灣公立學校官制第三條、台灣公立幼稚園官制第一條）
學校長、訓導、准訓導（判任官待遇）園長、保姆（判任官待遇）
 - (2) 公立盲啞學校の職員（臺灣公立盲啞學校官制）
學校長、教諭、舍監、書記
- (ニ) 樺太の公立學校若くは圖書館の職員（國庫より俸給を受けざるもの）
- (1) 公立高等女學校の職員（樺太廳公立高等女學校官制第一條）
 - (2) 公立小學校、幼稚園の職員
學校長、訓導、園長、保姆
- (ホ) 在外指定學校の職員（在外指定學校職員令第一條）
學校長、教諭、助教諭、舍監、訓導、書記
- (備考) 朝鮮、臺灣、樺太の國庫より俸給を受くる公立學校職員は、こゝに謂ふ教育職員ではなく官吏である。

第三 準教育職員

準教育職員とは官立又は公立の學校若くは幼稚園の職員にして勅令を以て指定するものを謂ふ（法第二十二條第三項）のであるが勅令を以て如何なるものを準教育職員として規定してゐるかといふと、恩給法施行令第九條には準教育職員の範圍を左の如く指定してゐる。

- (1) 教授 心得
- (2) 助教授 心得
- (3) 教諭 心得
- (4) 助教諭 心得
- (5) 准 訓 導
- (6) 判任官の待遇を受けざる専任保姆

第四 教育事務従事の文官

以上述べたるもの、外は即ち官立學校職員等は恩給法上の教育職員中には包含されず教育事務従事の文官としての取扱を受けること前述の通であるが教育事務従事の文官とは左に掲ぐる者を謂

ふのである（施行令附則第六條）。

- (1) 官立の學校又は圖書館の職員
- (2) 文部省官吏
- (3) 教育事務従事の北海道廳、府、縣、郡、島廳、朝鮮總督府、朝鮮總督府道府郡島、臺灣總督府、臺灣總督府州廳都市、樺太廳、關東廳又は南洋廳の官吏
- (4) 臺灣公立學校の職員にして國庫より俸給を受くるもの
- (5) 教育事務従事の従前の區、統監府又は關東都督府の官吏

第二節 文官其の他の公務員

第一 文 官

恩給法上文官と謂ふのは武官、宮内官以外の凡ての官吏を指すのであるが國庫より俸給を給せざる者は原則として除外される。但左に掲ぐる者に限り特に勅令（施行令第六條）の指定に依り文官として取扱はれる（法第二十條）。

- (1) 地方官官制第二條に規定する府縣判任官（大正十五年勅令第二百四十四號を以て改正）
- (2) 都市計畫地方委員會の職員にして官吏たるもの
- (3) 神宮司廳又は神宮皇學館の職員にして官吏たるもの
- (4) 朝鮮道立醫院の職員にして官吏たるもの（大正十四年勅令第五十三號を以て追加）

其の他の例外として警部補は國庫又は地方費より俸給を受くる官吏であるが、恩給法上に於ては警察監獄職員中に包含せられ又公立學校職員にして國庫より俸給を給せざる官吏及道府縣立師範學校長（國庫より俸給を給する官吏）等は何れも恩給法上に於ては教育職員として取扱はれてゐる。

第二準 文官

準文官とは左に掲ぐる者を謂ふ（法第二十條第二項）。

- (1) 高等文官の試補及判任見習
- (2) 國庫より俸給を給せざる官に在る者にして勅令に依り指定せられざるもの

第三準 軍人

軍人とは左に掲ぐる者を謂ふ（法第二十一條）。

- (1) 陸軍又は海軍の現役、豫備役、後備役又は補充兵役にある者
- (2) 國民兵役にある者にして召集せられたる者及志願に依り國民軍に編入せられたる者
軍人に就いて特に注意すべきことは軍人たる間が全部恩給法上の在職年になるのではなく、一定の條件に該當することに依つて初めて軍人としての在職年になるといふ点である。

第四準 軍人

準軍人とは左に掲ぐる者を謂ふ（法第二十一條第二項）。

- (1) 陸軍の見習士官及海軍の候補生
- (2) 勅令を以て指定する陸軍又は海軍の學生、生徒

第五 警察監獄職員

恩給法上の警察監獄職員とは左に掲ぐる者を謂ふ（法第二十三條）。

- (1) 警部補、巡查、陸軍警査、海軍警査、貴族院守衛及衆議院守衛
- (2) 看守、女監取締、陸軍監獄看守及海軍監獄看守
- (3) 判任官の待遇を受くる消防手

第六 待遇職員

恩給法上の待遇職員とは恩給法及同法施行令に於て特に指定された判任官以上の待遇を受ける職員を謂ふ。教育職員又は準教育職員、准文官、軍人、准軍人、警察監獄職員の中にも判任官以上の待遇を受ける官吏があるが、右は恩給法上の待遇職員ではなく又其の他の待遇官吏であつても恩給法及同法施行令に於て指定されぬものは同様本法の待遇職員には該當しない。

恩給法上の待遇職員とは左に掲ぐる者を謂ふ（法第二十四條）。

- (1) 判任官以上の待遇を受ける神宮司應職員、神宮神部署職員及官國幣社の神職
- (2) 判任官以上の待遇を受ける監獄の職員（警察監獄職員たる者を除く）感化院職員及矯正院職員
- (3) 地方待遇職員令に依り判任官以上の待遇を受ける者にして勅令を以て指定するもの
- (4) 前掲の者を除くの外、國庫より俸給又は給料を給する待遇職員にして勅令を以て指定するもの
- (5) (3)に該當するものとして勅令に依つて指定されてゐるものは左の通である（施行令第十條）。
- (1) 道路管理職員令に依る職員

- (2) 地方土木職員令に依る職員
- (3) 地方産業職員令に依る職員（市費支辨のものを除く）
- (4) 地方測候所職員令に依る職員
- (5) 地方學校衛生職員令に依る職員
- (6) 地方社會教育職員令に依る職員
- (7) 地方社會事業職員令に依る職員
- (8) 地方建築職員令に依る職員
- (9) 地方警察職員令に依る職員
- (10) 地方體育運動職員令に依る職員
- (11) 防疫職員令に依る職員
- (12) 税關官制第二十六條の規定に依る職員
- (13) 臨時海港檢疫所官制に依る職員
- (14) 廳府縣衛生職員令に依る職員

- (15) 癩療養所職員制に依る職員
- (16) 家畜防疫職員制に依る職員
- (17) 朝鮮地方待遇職員令に依る地方の土木、産業、社會事業又は測候に關する事務又は技術に従事する職員（府費支辨のものを除く）
- (18) 台灣地方待遇職員令に依る地方の土木、衛生、産業、物産検査、社會事業又は社會教育の事務又は技術に従事する職員（市費支辨のものを除く）
- (19) 關東州地方待遇職員令に依る地方の産業、土木、衛生、教育又は行政に關する事務又は技術に従事する職員

以上の者を除くの外國庫より俸給又は給料を給する待遇職員にして勅令に依り指定されたものは左の通である（施行令第十一條）。

- (1) 造幣醫、專賣醫及專賣藥劑師
- (2) 陸軍の通譯にして判任官以上の待遇を受くるもの
- (3) 靖國神社附屬遊就館職員にして判任官以上の待遇を受くるもの

(4) 鐵道醫

(5) 北海道廳事業手

(6) 朝鮮に於ける監獄の藥劑師、鐵道醫及鐵道藥劑師並臺灣に於ける警察醫

(7) 臺灣又は關東州に於ける檢疫員及檢疫醫員

第三節 遺族

第一 遺族の範圍

遺族とは公務員又は之に準すべき者の祖父、祖母、父母、夫、妻、子及兄弟姉妹にして公務員又は之に準すべき者の死亡の當時之と同一戸籍内に在るものを謂ふ（法第七十二條第一項）。

然して公務員又は之に準すべき者の死亡の當時胎兒たる子出生したる時は前述の關係に於ては之を其の死亡の當時同一戸籍内に在りたるものと看做す旨規定されてゐる（法第七十二條第二項）。

第二 遺族の順位

教育職員其の他の公務員が恩給を受くる場合は公務員自身なる故問題はないが遺族の場合は當然

一人ならざるを通則とする關係上法は遺族に就いては詳細なる順位を定めてゐる。左に之を述べよう。

一 年金たる扶助料は遺族中左の順位に依つて給せられる(法第七十三條)。

- (1) 妻
- (2) 未成年の子
- (3) 夫
- (4) 父、母
- (5) 成年の子
- (6) 祖父、祖母

未成年の子若くは成年の子は嫡出たると庶出たると私出たるとを問はぬが同順位にある子數人あるときは公務員又は之に準すべき者を被相続人としたる場合家督相続人たる順位に依つて扶助料を受くることとなる。即ち左の順位で年長順に権利者となるのである。

- (1) 嫡出の男子

- (2) 庶出の男子
- (3) 嫡出の女子
- (4) 庶出の女子
- (5) 私出の男子
- (6) 私出の女子

同一の家に實父母、養父母の兩者がある場合は養父母を先にし實父母を後にする。又祖父母に就いても之と同様養父母を先にする。養父母を先順位とするのは生活關係に於ては實父母より一層密接の關係に立つべき客觀的情勢を有するからである。

先順位者たるべき者後順位者たるものより後に生ずるに至りたる時は、當該後順位者失權したる後に限り其の權利を受繼する。

夫、未成年の子、成年の子の扶助料權取得の順位は前述の如くであるが、扶助料が支給さるゝためには左の條件に適合することを要し然らざる場合は之が支給を受くることは出来ない(法第七十四條)。

- (1) 未成年の子に就いては未だ婚姻せざること
- (2) 夫又は成年の子は不具癱疾にして生活資料を得るの途なく且之を扶養する者なきこと
- (3) 養子は公務員若くは之に準すべき者が家督相続人にして之を戸主と看做す時は其の死亡の時に於て其の家督相続人たるべき者なること

一 一時扶助料（一回限りの支給を受くるもの）は左の遺族に之を給せられる。

- (1) 公務員又は之に準すべき者の死亡に因り其の遺族に年金たる扶助料が給せらるべき場合に於て、兄弟姉妹以外に扶助料を受くる者がない時は其の兄弟姉妹未成年又は不具癱疾にして生活資料を得るの途なく且之を扶養する者なき場合に限つて之に一定の一時扶助料が給せられる（法第八十一條）。

- (2) 退職すれば一時恩給を給せらるべき公務員又は之に準すべき者が死亡したる場合は、年金たる扶助料と同一順位同一要件の遺族に一時扶助料が給せられる（法第八十二條）。

第五章 恩給權の發生

第一節 總 說

恩給を受くるの權利は公務員並其の遺族が恩給法の定むる一定條件を完備することに依つて發生する。然して其の發生より支給を受くる迄の經過を簡單に表示すると

- 、(1) 恩給權の發生（法定條件の完備）
- 、(2) 請求書の提出（受給權者より本屬廳を経て裁定官廳へ）
- 、(3) 裁 定（裁定官廳）
- 、(4) 恩給證書の交付（裁定官廳より當該本人へ）
- 、(5) 恩給金額の受領（國庫又は府縣其の他より）

となる順序である。併しながら(2)以下はその手續上の問題で恩給權發生の要件ではない。従つて本章に於ては(1)について詳述し(2)以下に關しては章を改めて之を述べることとする。

第二節 普通恩給權の發生

教育職員は在職滿十七年以上に達して退職すると普通恩給が給される。尙文官待遇職員も同様。

警察監獄職員は十二年。軍人は準士官以上十三年下士官以下十二年である。そして改正前は教育職員、文官、待遇職員は十五年、軍人は十一年、警察監獄職員は十年であつた。尙國務大臣は國務大臣としての在職七年（舊五年）以上にして退官すれば普通恩給が給せられる。

尙此の十七年には例外として昭和八年十月一日以前に於て滿十五年に達したるものは十月以後滿十七年未滿に於て退職するも一定条件により之に普通恩給が支給されることは曩に述べたところである（第二章恩給法改正要綱第一參照）。

次に普通恩給権が發生するためには前述の如く在職十七年以上に達して退職するを要するのだがその退職は失格原因なき退職たることを要件とする。即ち法はその第五十一條に於て公務員左の各號の一に該當する時は其の引續きたる在職に付恩給を受くるの資格を失ふと規定してゐる。即ち

- (1) 懲戒、懲罰又は教員免許狀褫奪の處分に因り退職したるとき
- (2) 在職中陸軍刑法若くは海軍刑法に依り死刑、懲役刑若くは一年以上の禁錮の刑に處せられ又は其の他の法令に依り禁錮以上の刑に處せられたるとき

右の如き場合に於ては引續きたる在職に付恩給受給資格なきに依り右に原因せずして退職するこ

とを要するのである。然して失格原因なき退職を要件とするのは各種恩給権に對する一般原則である。

恩給法上退職とは左の場合を謂ふ。

- (1) 教育職員に在りては免職、退職、解職又は失職
- (2) 教育職員にして官吏たるものに在りては免官、退官又は失官
- (3) 文官に在りては免官、退官又は失官但終身官たる文官に在りては免官、退官、失官の外退職
- (4) 現役軍人に在りては現役を離るゝこと、非現役軍人に在りては召集せられたる者に就いては召集解除、志願に依り軍人たる勤務に服する者に就いては解職、但下士官準士官以上の軍人となりたる時は普通恩給に就いての最短恩給年限の計算に關しては之を退職と看做す
- (5) 警察監獄職員にして官吏たるものに在りては免官、退官又は失官、其の他のものに在りては免職、退職又は失職但警部補他の官職に轉じ又は他の官より警部補に轉じたる時は之を退職と看做す

- (6) 待遇職員に在りては免職、退職又は失職

第三節 一時恩給權の發生

教育職員は在職三年以上十七年未満にして退職したるときは一時恩給が給せられる。尙文官、待遇職員も同様。準士官以上の軍人は三年以上十三年未満、下士官は在職三年以上十二年未満、警察監獄職員は三年以上十二年未満である。

一時恩給に就いて注意を要するのは普通恩給の基礎在職年は同一公務員たると然らざるとに關せず前後の在職年が通算せらるゝに拘らず、一時恩給の基礎在職年は一種公務員毎に之を別個に計算せられ事實上繼續せる公務員の在職年も各種公務員毎に打切つて計算せらるゝといふ点である。例へば教育職員より司法官に任命せられ前後を通算して十七年に達せずして退職したる時は別個に計算された一時恩給が給せられるのである。

次に改正前に於ては一時恩給は在職年一年以上にして退職せる者に給せられたのであるが昭和八年の改正に依り三年に延長せられた。延長理由は恩給の性質上（第一章第一節恩給の概念参照）在職期間極めて短きものに就いては經濟上の獲得能力の減損少なく轉職も割合に容易であると認められるのと且其の退職は自己の便宜又は過失に基くもの多しと推定せらるゝに起因するのである。

第四節 扶助料權の發生

教育職員又は準教育職員 左の各號の一に該當するときはその遺族に對し、妻、未成年の子、夫、父、母、成年の子、祖父、祖母の順位（第四章第三節第二遺族の順位参照）に依り扶助料が給せられる（法第七十三條）。尙文官其の他の公務員に就いても同様である。

- (1) 在職中死亡し其の死亡を退職と看做すときは之に普通恩給を給すべきとき（教育職員に就いては在職年十七年以上にして失格原因なきものなれば普通恩給が給せられる故、此の者が在職中死亡すれば、遺族に對し扶助料が給せられる）
- (2) 普通恩給を給せらるゝ者死亡したるとき（現在普通恩給を受けてゐる者が死亡すると、其の遺族には扶助料が給せられる）

此處で注意を要するのは、恩給法に於ては、扶助料の年額は死亡の原因となりたる傷痍疾病の性質に依つて、之を定めてゐるといふことである。即ち法は之を左の三種に分つてゐる。

- (1) 戦闘又は戦闘に準すべき公務に依る傷痍疾病に因る死亡

- (2) 普通公務に依る傷痍疾病に因る死亡
- (3) 公務に依るに非ざる傷痍疾病に因る死亡

死亡の原因に依つて受くべき扶助料額は、夫々異なるのであるが其の詳細は恩給額計算の章に於て之を述べる。

遺族の順位並遺族が扶助料を受くる爲には、如何なる條件を具備するを要するかは第四章第三節第二遺族の順位に於て詳述せるところであるから此處では省略する。次に遺族が扶助料を受くるためには公務員と同様失格原因なきことを要する。即ち遺族は公務員の死亡後、左の各號の一に該當するときは、扶助料受給資格を失ふ(法第七十六條)。

- (1) 子婚姻し又は其の家を去りたるとき但父の屬したる家より分家し又は公務員若くは子にして分家するものに伴ひ其の家に入りたるときは此の限りでない
 - (2) 公務員又は之に準すべき者女子なる場合に於て夫婚姻し又は家を去りたるとき
 - (3) 父、母、祖父、又は祖母、其の家を去りたるとき
- 尙扶助料の停止に就いては章を改めて後に述べる。

第五節 一時扶助料權の發生

教育職員在職年三年以上十七年末満にして在職中死亡したる場合には其の遺族に一時扶助料が給せられる(法第八十二條)。勿論此の死亡は退職と看做される場合には一時恩給が給せらるべき條件を具備することを要する。順位其他に就いては前述の通である。

尙文官、待遇職員も同様。準士官以上の軍人は三年以上十三年未満、下士官たる軍人又は警察監獄職員は三年以上十二年未満である。

第六節 増加恩給權の發生

増加恩給は在職年に關係なく、教育職員及準教育職員(其の他の公務員及公務員に準するもの)公務のため傷痍を受け又は疾病に罹り不具癱疾と爲り失格原因なくして退職したる場合に給せられるもので普通恩給と併給せられるものである(法第四十六條第一項)。然してこの場合特に注意を要するのは例へば公務員が公務の爲め傷痍を受け又は疾病に罹り不具癱疾と爲るも公務員に重大なる過失ある場合は給せられぬことである(法第四十六條第四項)。尙この規定は次に述ぶる傷病年金

にも準用せられる。

さて然らば不具癡疾とは恩給法上如何なるものを謂ふかの問題が起るのであるがこの点に關しては施行令第二十四條に於て明記してある。

不具癡疾の程度

特別項症

- (1) 常に就床を要し且複雑なる介護を要するもの
 - (2) 重大なる精神障害の爲常に監視又は複雑なる介護を要するもの
 - (3) 身体諸部の障害を綜合して其の程度第一項症に第一項症乃至第六項症を加へたるもの
- 第一項症

- (1) 複雑なる介護を要せざるも常に就床を要するもの
- (2) 精神的又は身体的作業能力を失ひ僅に自用を辨じ得るに過ぎざるもの
- (3) 咀嚼及言語の機能を併せ癡したるもの
- (4) 兩眼の視力が視標の〇・一を〇・五メートル以上にては辨別し得ざるもの

- (5) 肘關節以上にて兩上肢を失ひたるもの
- (6) 膝關節以上にて兩下肢を失ひたるもの

第二項症

- (1) 精神的又は身体的作業能力の大部を失ひたるもの
- (2) 咀嚼又は言語の機能を癡したるもの
- (8) 兩眼の視力が視標〇・一を一メートル以上にては辨別し得ざるもの
- (4) 兩耳全く聾したるもの
- (5) 腕關節以上にて兩上肢を失ひたるもの
- (6) 足關節以上にて兩下肢を失ひたるもの

第三項症

- (1) 咀嚼又は言語の機能に大に妨あるもの
- (2) 兩睾丸を全く失ひたるもの
- (3) 肘關節以上にて一上肢を失ひたるもの

- (4) 膝關節以上にて一下肢を失ひたるもの
- (5) 兩耳の聽力か耳殼に接せざれば大聲を解し得ざるもの

第四項症

- (1) 泌尿器の機能に大に妨あるもの
- (2) 兩眼の視力が視標〇・一を二メートル以上にては辨別し得ざるもの。
- (3) 腕關節以上にて一上肢を失ひたるもの
- (4) 足關節以上にて一下肢を失ひたるもの

第五項症

- (1) 鼻を失ひ其の機能に大に妨あるもの
- (2) 頭部・顔面等に大なる醜形を残したるもの
- (3) 一眼の視力が視標〇・一を〇・五メートル以上にては辨別し得ざるもの。
- (4) 一側總指を全く失ひたるもの

第六項症

- (1) 頸部又は軀幹の運動に大に妨あるもの
- (2) 一眼の視力が視標〇・一を二メートル以上にては辨別し得ざるもの
- (3) 一側拇指及示指を全く失ひたるもの
- (4) 一側總趾を全く失ひたるもの

以上七種の各症に該當せざる傷痕疾病の症項は右の規定に準じて査定される。尙視力を測定する場合に於ては屈折異常のものに就いては矯正視力に依り視標は萬國共通視力標に依る旨定められてゐる。

次に法は其の第四十八條に於て公務員左の各號の一に該當するときは公務のため傷痕を受け又は疾病に罹りたるものと看做すと規定してゐる。

- (1) 勅令を以て指定する地域(後に掲ぐる)に在勤中其の地に於て流行病に罹りたる時
- (2) 戦地に於て又は公務旅行中流行病に罹りたる時
- (3) 公務員たる特別の事情に關聯して生じたる不慮の災厄に因り傷痕を受け又は疾病に罹り恩給審査會に於て公務に基因したると同視すべきものと議決せられたるとき

(1)に規定する流行病及地域

| 地域 | 流行病 |
|---|--|
| 八重山列島 | マラリア(黒水熱を含む以下同じ)、赤痢 |
| 鹿児島縣大島郡 沖繩縣 | デング熱 |
| 朝鮮 | 猩紅熱、痘瘡、發疹チフス、腸チフス、パラチフス、赤痢、肺チフスマ病 |
| 臺灣 | マラリア、腸チフス、パラチフス、赤痢、デング熱 |
| 南洋諸島 | マラリア、腸チフス、パラチフス、赤痢、黃熱、デング熱 |
| 滿洲 關東州 | ペスト、猩紅熱、痘瘡、腸チフス、パラチフス、赤痢 |
| 支那 (滿洲を除き香港を含む) 露領西伯利亞 (陸哈連州を含む) | マラリア、猩紅熱、痘瘡、コレラ、發疹チフス、腸チフス、パラチフス、ペスト、赤痢、カラアザール、發疹チフス、腸チフス、パラチフス、ペスト、回歸熱、赤痢 |

(2)に規定する流行病の種類

(1) マラリア (黒水熱を含む)

| | |
|-----------------|----------------------------------|
| 比律賓諸島 | マラリア、コレラ、腸チフス、パラチフス、赤痢 |
| 蘭領東印度諸島 | マラリア、コレラ、ペスト、赤痢 |
| 佛領印度、暹羅、緬甸、馬來半島 | マラリア、コレラ、發疹チフス、ペスト、赤痢 |
| 英領印度 | マラリア、コレラ、ペスト、赤痢、カラアザール |
| ヘルシニア | マラリア、猩紅熱、發疹チフス、腸チフス、パラチフス、回歸熱、赤痢 |
| 中央亞米利加 南亞米利加 | マラリア、腸チフス、パラチフス、赤痢、黃熱 |
| 墨西哥 | マラリア、發疹チフス、黃熱 |
| 亞弗利加 | マラリア、ペスト、回歸熱、赤痢、トリパノソーム病、黃熱 |

- (2) 猩紅熱
- (3) 痘瘡
- (4) コレラ
- (5) 脚氣 (戰地に限る)
- (6) 發疹チフス
- (7) 腸チフス
- (8) パラチフス
- (9) ペスト
- (10) 回歸熱
- (11) 赤痢
- (12) 流行性腦脊髓膜炎
- (13) 流行性感冒
- (14) 肺チストマ病

- (15) トリバノゾーム病
- (16) ワイルス氏病
- (17) カラアザール
- (18) 黃熱

尙公務のため傷痕を受け又は疾病に罹り、失格原因なくして退職したる後五年内に之がため不具癱疾となり又は其の程度が増進したる場合に於て、其の期間内に請求したるときは新に普通恩給及増加恩給を給し又は現に受くる増加恩給を、不具癱疾の程度に相應する増加恩給に改定される。

又右五年の期間を経過したるときと雖も恩給審査會に於て不具癱疾が公務に基因したること顯著なりと議決せられたるときは、議決したる月の翌月より之に相當の恩給を給し又は之を改定される(法第四十六條)。

次に此處で注意を要するのは前述の如く退職後重症に赴く場合を考慮すると共に、反對に退職後傷痕疾病に因る不具癱疾回復し又は其の程度低下する場合もある故裁定官廳は増加恩給の裁定に際し右の如く不具癱疾回復し又は其の程度低下を認めたるときは、五年間に限り之に普通恩給及増加

恩給を給し得べきこととした。其の期間満了の六月前迄に傷痍疾病回復せざるものは再審査の請求をなし得ることとし、再審査の結果恩給を給すべきものなるときは之に相應の恩給を給することに規定せられてゐる。

第七節 傷病年金權の發生

傷病年金は在職年に關係なく公務のため永續性を有する傷痍を受け又は疾病に罹り不具廢疾の程度に至らざるも勅令の定むる程度（後に掲ぐる）に達し、失格原因なくして之がため其の職に堪へずして一年内に退職したるとき又は其の公務員が下士官以下の軍人にして退職一年内に之がため一種以上の兵役を免ぜられたるとき給せらるゝもので普通恩給又は一時恩給と併給されるを妨げぬものである（法第四十六條ノ二）。然して傷病年金を給すべき者に對する普通恩給の給與は一般的原則に依る。即ち普通恩給最短期限以上の在職者に對しては普通恩給と併給し又在職三年以上普通恩給最短期限に達せざるものに對しては一時恩給を併給する。そして在職三年未滿のものに對しては傷病年金のみを給するのである。重大なる過失ある場合支給されぬことは前節にも述べた通であ

る。併し傷病年金は實際問題としては教育職員には余り重大なる關係はない。此の規定の適用を受けるものは多く軍人及警察監獄職員である。

次に傷病年金を給すべき永續性傷痍疾病の程度は施行令第二十四條ノ二に於て明記してある。

永續性傷痍疾病の程度

第一款症

- (1) 一眼の視力が視標〇・一を二メートル以上にては辨別し得ざるもの
- (2) 一耳聾したるもの
- (3) 一側一拇を全く失ひたるもの
- (4) 一側睪丸を全く失ひたるもの

第二款症

- (1) 一耳の聴力が耳鼓に接せざれば大聲を解し得ざるもの
- (2) 一側拇指の機能を廢したるもの

第三款症

- (1) 一眼の視力が視標〇・一を三メートル以上にては辨別し得ざるもの
- (2) 一耳の聴力が十センチメートル以上にては尋常の語聲を解し得ざるもの
- (3) 一側示指を全く失ひたるもの
- (4) 一側第一趾を全く失ひたるもの

第四款症

- (1) 一側中指を全く失ひたるもの
- (2) 一側示指の機能を廢したるもの
- (3) 一側第二趾を全く失ひたるもの
- (4) 一側第一趾の機能を廢したるもの

以上の各症に該當せざる永續性の傷痍疾病の症項は右に準じて査定される。

さて以上述べたる公務傷病の推定及退職後重症者の取扱並有期裁定は傷病年金給與に關しても準用せらるゝものである。

第八節 傷病賜金權の發生

傷病賜金は教育職員に關して直接必要のものではないが順序として左に之を述べよう。下士官以下の軍人公務のため傷痍を受け又は疾病に罹り傷病年金を給せらるゝの程度に至らざるも、之がため退職し又は退職後一年内に之がため一種以上の兵役を免ぜられたるときは傷病賜金を支給される（法第六十六條）。傷病賜金は之を普通恩給又は一時恩給と併給されるを妨げぬが普通恩給、一時恩給受給の條件を具備せねばならぬ。即ち一般原則によるべきは傷病年金の場合に述べたると同様である。

傷病の程度

第一目症

- (1) 一眼の視力が〇・一に満たざるもの
- (2) 一側中指の機能を廢したるもの
- (3) 一側第二趾の機能を廢したるもの

第二目症

- (1) 一側環指を全く失ひたるもの

第三目症

- (1) 一眼の視力が〇・二に満たざるもの
- (2) 一耳の聴力が四十センチメートル以上にては呬語を解し得ざるもの
- (3) 一側環指の機能を廢したるもの
- (4) 一側第三趾乃至第五趾の中二趾を全く失ひたるもの

第四目症

- (1) 一側小指を全く失ひたるもの
- (2) 一側第三趾乃至第五趾の中二趾の機能を廢したるもの

第五目症

- (1) 一眼の視力が〇・三に満たざるもの
- (2) 一耳の聴力が一メートル以上にては呬語を解し得ざるもの

- (3) 一側小指の機能を廢したるもの

- (4) 一側第三趾乃至第五趾の中一趾を全く失ひたるもの

第六目症

- (1) 一側第三趾乃至第五趾の中一趾の機能を廢したるもの
 - (2) 前目の各症に次ぐ症を殘したるもの
- 尙右に該當せざる症狀は右に準じて査定される。

第六章 失權、停止、轉給及返還

第一節 恩給權の消滅

第一 時効に因る恩給權の消滅

- 一時効 恩給を受くるの權利は、之を給すべき事由の生じたる日より七年間未請求の儘放置すると時効に因つて消滅する（法第五條）。恩給を受くるの權利とは、勿論年金恩給受給權及一時

恩給受給權を意味するが消滅すべき恩給受給權は權利の基本そのものを指すのであつて、既に年金恩給權が確定してゐる場合は、其の恩給權に基く毎期の給與請求權は之に該當しない。この給與請求權は會計法の定むるところにより一般的時効完成期間たる五ヶ年である。

二 時効の中断 普通恩給、増加恩給又は傷病年金を受くるの權利を有する者退職後一年内に再就職したる場合は、一に述べたる時効の期間は再就職に係る官職を退職したる日より進行する（法第六條）。この規定は普通恩給、増加恩給又は傷病年金を受くる權利を有する者退職後一年内に宮内職員（法第四十二條第一項）として就職したる場合に準用される。一時恩給の場合に於ては再就職するも時効は中断されぬことに注意を要する。これは一時恩給は一回限の支給を以て完了するもの故中断せしむる必要がないからである。

三 時効の停止 時効期間滿了前二十日以内に於て天災其他避くべからざる事變のため請求を爲すこと能はざるときは、其の妨碍の止みたる日より二十日以内は時効が完成しない（法第七條第一項）。時効期間滿了前六月内に於て前權利者生死若くは所在不明のため又は未成年者又は禁治産者法定代理人を有せざるため請求を爲すこと能はざるときは、請求を爲すことを得るに至り

たる日より六月内は時効が完成せぬ（法第七條第二項）。時効期間滿了前に適法に請求書を發したることの通信官署の公證あるときは、時効期間内に權限ある官公署に到達せざるも之を時効期間内に到達したるものと看做される（法第七條第三項）。

第二 年金恩給權の消滅（一般原則）

年金たる恩給を受くるの權利を有する者が左の一に該當するときは其の恩給權は消滅する（法第九條第一項）。

(1) 死亡したるとき

失踪宣告ありたる場合は死亡として取扱はれる。尙死亡は常に權利消滅の原因となるが扶助料受給資格を有する遺族にとつては扶助料權の發生要件となる。

(2) 死刑又は無期若くは二年を超ゆる懲役若くは禁錮の刑に處せられたるとき

從來の規定では六年以上の懲役、禁錮に處せられたる場合に於て消滅する定であつたが、この六年以上としたのは舊刑法の重罪の刑をとつてそうしたものだが、刑法に於ても既に重罪、輕罪の區別を廢止したると、恩給權の如き公權に就いては六年以上の刑では標準が高過ぎるの憾があるので、

執行猶豫の言渡を附し得るや否やの限界點たる二年に改むるを相當として改められたものである。尙二年といふのは二年を含まぬのであつて従つて二年の言渡刑ならば失権しない。然して死刑又は無期若しくは二年を越ゆる懲役若しくは禁錮の刑に處せられたる場合に於ては、直ちに刑の減免があつても尙失権することゝなる。併しながら其の判決が非常上告又は再審判決に依つて破毀せられたる場合に於ては當然恩給を受くるの權利は原狀に回復して、原判決確定の時に溯り恩給を給せられる故この點注意を要する。

(3) 國籍を失ひたるとき

國籍を失ひたる場合は公務員として受くべき恩給權は總て消滅する。

(4) 在職中の公務に關する犯罪（過失犯を除く）に依り禁錮以上の刑（陸軍刑法又は海軍刑法に依る一年未滿の禁錮の刑を含まず）に處せられたるとき但其の在職が普通恩給を受けたる後に爲されたるものなるときは其の再在職に依りて生じたる權利のみが消滅する。この規定は昭和八年の改正に依つて新に置かれたものである。又罪を犯しその在職中判決が確定せる場合は當然失格するが、普通恩給受給後に再就職し其の在職中に爲された場合は再就職に依つて生じた權利のみが消滅す

る。これを具体的にいへば公務員として一度五百圓の普通恩給を受けた者が、再就職して後再任改定により六百圓を受けたとするならばこの増加分たる百圓が消滅し五百圓は支給されるのである。次に過失犯は除外されてゐるが之は其の性質上當然といふべきであらう。

第三 扶助料權の消滅

扶助料權は年金恩給權に關する失権原因の外左の場合に於ては扶助料を受くるの權利を失ふ（法第八十條）。

(1) 其の家を去りたるとき

併し妻が夫の屬したる家より分家し又は遺族たる子にして分家するものに伴ひ其の家に入りたるとき及子父の屬したる家より分家し又は公務員若しくは之に準すべき者の妻若しくは子にして分家するものに伴ひ其の家に入りたるときは例外である。

(2) 妻子又は夫が婚姻したるとき

(3) 不具癡疾にして生活資料を得るの途なく且之を扶養する者なき夫又は成年の子に付其の事情止みたるとき

此處で注意を要するのは事實上婚姻關係と同様の事情に入りたりと認めらるゝ遺族に就いては裁定官廳は恩給審査會に諮問の上其の者の扶助料を受くるの權利を失はしむることが出来る旨が規定されたことである（法第八十條第二項）。これは前にも述べたところであるが扶助料の失権を免れるために戸籍上の手續をなさず、内縁關係を結んでゐる者が事實上は相當多いのを鑑みて扶助料の本質より見て、斯かる状態にある場合は失権せしむることを得る様規定せられたのである。

第二節 恩給受給權存否の調査

年金たる恩給を受くるの權利を有する者が失権し、權利消滅後（例へば本人の死亡、處刑、若くは遺族たる未成年の子が成年に達したる等）なるにも拘らず、恩給證書を有するの故を以て、其の恩給の受給を續くる者が少くないので、裁定官廳は年金たる恩給を受くるの權利を有する者に付其の權利の存否を調査することに新に規定せられた（法第九條ノ二）。

然して調査すべき事項は左の通である（施行令第一條乃至第一條ノ四）。

調査事項

第一 裁定官廳の調査すべき事項

- (1) 受給者の身分關係の變動の有無
- (2) 遺族たる夫又は成年の子が不具癱疾にして生活資料を得るの途なく且之を扶養する者なきことを條件として扶助料を給せらるゝときは其の者に就いては(1)の外特に右事情繼續の有無

第二 受給者より提出すべき書類

受給者は次の區別に従ひ調査上必要なる書類を裁定官廳に提出するを要する。

- (1) 身分關係の變動の有無を立證するため、公務員又は之に準すべき者及妻にありては戸籍抄本妻以外の扶助料權者に在りては戸籍謄本
- (2) 第一の(2)の場合に於ては不具癱疾を證する診斷書及生活資料を得るの道なく且之を扶養する者なきことを證する居住地の市町村長又は之に準すべき者（區長、面長等）の證明書

受恩給者より提出すべき右の書類は裁定官廳に於て事實を判然と知つてゐる場合と、他の相當官公署（警察署其の他）の證明ある場合に於て、裁定官廳が明かに之を承認したるときは、書類の提出をしなくともよいことになつてゐる。但これは裁定官廳が承認することが條件故、承認がなければ勿論提出せねばならぬ。自分だけ裁定官廳が解つてゐるから提出せずともよいと考へて獨斷的に提

出せずにあると恩給の支給を停止されるから此の點注意を要する。

さて斯くの如く裁定官廳が受恩給者より書類を提出せしめての調査は裁定後一定期間を経たるときに初めて必要となるもので恩給の裁定を受けたる月（證書の日附のある月）の翌月から十二ヶ月内に此の月がある場合は提出を要しない。

次に各受恩給者は之等の書類を左の區別に従つて隔年提出するを要する。

(1) 公務員又は之に準すべき者として恩給を受くる者は一月

(2) 遺族として恩給を受くる者は七月

教育職員、文官、海軍軍人、待遇職員及之に準すべき者、並其の遺族は昭和の奇數年（昭和九、一、一三、一五、以下此の例に依る）である。陸軍の軍人及之に準すべき者及警察監獄職員並遺族は昭和の偶數年（昭和一〇、一二、一四、一六、以下此の例に依る）の公務員及之に準すべき者は一月に遺族は七月に提出することになつてゐる。

次に之等の書類を提出せざる者は之を提出すべき日より一期隔りたる後の支給期以後の支給を一時差止むることになつてゐるから各受給者は注意を要する（施行令第一條ノ四）。尤もこの停止は一

時的で後に書類を提出して停止の理由なきこと判明せば當然その分も支給される。

第三節 恩給の支給停止

第一 普通恩給の支給停止

普通恩給は之を受くる者左の各號の一に該當する場合は、其の間恩給の支給を停止される（法第五十八條）。

(1) 公務員又は公務員の在職年に通算せられ得べき官内職員として就職するときは就職の月の翌日より退職の月迄。但實在職期間一月未滿なるとき、軍人以外の公務員として恩給を受くる者陸軍若くは海軍の兵として就職するとき又は准士官以下の軍人若くは準軍人として恩給を受くる者軍人以外の公務員として就職したるときは此の限りでない。

(2) 二年以下の懲役又は禁錮の刑に處せられたるときは其の月の翌日より其の執行を終り又は執行を受くることなきに至りたる月迄。但執行猶豫の言渡を受けたるときは恩給は之を停止せず其の言渡を取消されるときは取消の月の翌日より刑の執行を終り又は執行を受くることなきに至りたる月迄之を停止する。

(3) 之を受くる者三十五歳に滿つる月迄は普通恩給の六分の一、三十五歳以上四十歳に滿つる月迄は普通恩給の八分の一を停止する。但増加恩給又は傷病年金と併給せらるゝ場合には之を停止せぬ。

(4) 恩給年額千圓以上にして其の恩給外の所得金五千圓を超ゆるときは恩給年額と恩給外の所得の年額との合計額の六千圓を超ゆる額の二割に相當する金額を停止する。但恩給の支給年額千圓を下らしむることなく其の停止年額は恩給年額の二割を超ゆることはない。恩給外の所得の範圍其の他に關しては施行令第二十四條ノ三以下に之を明記してあるが教育職員にとつて密接なる關係を有するものに非ざれば本書では之を省略する。次に(2)の規定は増加恩給及傷病年金に付準用される。

第二 増加恩給及傷病年金の支給停止

増加恩給を受くる者並傷病年金を受くる者、左の場合に於ては増加恩給又は傷病年金の支給を停止される。

増加恩給及傷病年金の支給を停止される場合

二年以下の懲役又は禁錮の刑に處せられたるときは其の月の翌月より其の執行を終る迄、又は執行を受くることなきに至りたる月迄は支給を停止される。刑の執行猶豫の言渡を受けたるときは停止されぬ。併し其の言渡を取消された場合は取消の月の翌月より刑の執行を終り又は執行を受くることなきに至りたる月迄は停止される。

さて増加恩給及傷病年金は右の場合に於てのみ停止せらるゝもので右以外は停止されぬ。従つて増加恩給又は傷病年金を受くる者他の公務員として就職するも停止されない。

第三 扶助料の支給停止

扶助料を受くる者左の各號の一に該當する場合に於ては其の間之が支給を停止される。

(1) 二年以下の懲役又は禁錮の刑に處せられたるときは其の月の翌月より其の刑の執行を終り又は其の執行を受くることなきに至りたる月迄。但刑の執行猶豫の言渡を受けたるときは扶助料は之を停止されぬ。其の言渡を取消されたるときは取消の月の翌月より刑の執行を終り又は執行を受くることなきに至りたる月迄之を停止する（法第七十七條）。

(2) 一年以上所在不明なるときは次順位者の申請に依り裁定官廳は所在不明中扶助料の停止を命ず

ることを得る（法第七十八條）。

第四節 恩給の轉給

恩給法上恩給の轉給とは扶助料を受くる遺族失権し又は扶助料の支給を停止せられたる場合之を次順位者に轉給するを謂ふ。

扶助料の轉給は左の場合に於て生ずる。遺族の轉給順位は妻、未成年の子、夫、父、母、成年の子、祖父、祖母である。之等の遺族も亦勿論扶助料を受くる爲めには失格失権原因なきを要する。轉給額は先順位者の受けたる額と同額である。

- (1) 現に扶助料を受けつゝある先順位者失権したるとき
- (2) 先順位者扶助料の支給を停止せられたるとき（前節第三參照）

この場合先順位者刑の執行を終り又は之を受くることなきに至りたるとき又は其の所在判明し扶助料停止處分の解除ありたるときは其の轉給は消滅し支給は先順位者に復する。

第五節 恩給の返還

恩給法上恩給の返還とは一時恩給を受けたる後一定期間内に召集其他強制に依らずして公務員に再就職したる者其の前後在職年を通算し普通恩給を給せらるゝ場合普通恩給の減額をせしめまいとするために前に受けたる一時恩給額の一部を一年内に一時に又は分割して返還するを謂ふ。恩給の返還に關しては第二章第七に詳述した故省略する。

第七章 納金

第一節 團體納金

教育職員にとつて、團體納金に關する事項は直接必要なことではないが、順序として一應簡單に述べて置くこととする。

さて恩給は國庫より給されるが俸給は國庫より給されぬところの公務員（即ち教育職員に就いていへば、公立學校の職員の恩給は國庫より支給されるが、俸給は府縣市若くは其の他の團體から給される）に俸給を給する者は（府縣市、其の他の團體は）其の公務員に給する俸給の、百分の二に

相當する金額を國庫に納付せねばならぬ（法第十八條第一項本文）。——（従前は百分の一であつた）併し此の施行期日は、昭和九年四月一日以後に屬する。然して其の納金額も同日以後直ちに百分の二になるのではなく、一定條件の完備する迄は、公務員の納付すべき額と同額を納付する旨の経過規定がある（附則第四條）。

一定條件完備といふのは、從來公務員中には納金の制度あるものと然らざるものがあつたが改正法により原則として全公務員が納金すること、なつた。其の額は從來百分の一だつた者は百分の二、又納金しなかつた者（小學校教員、警察監獄職員及軍人——兵を除く——等）は百分の一を納金することに改正せられたのであるが、其の施行期日は昭和九年四月一日以後であつて、同日以後新に就職したものは其の翌月より、從來より引續き在職してゐるものは、俸給（給料）が昇給若くは増額せられて、其の昇給額増加された額が、納付額より超過する場合に限り其の翌月より納付することの経過規定があるため、全部が納金するに至る迄は實際問題としては、或る程度の年月を必要とする譯である。故に團體納金も事實上は一年或は二年経過後でないと俸給額の百分の二に相當する額には達せぬ筈である。

併し此處で注意を要するのは、府縣費より俸給を給する文官、神宮司廳又は神宮皇學館の職員たる文官在外指定學校及國庫の支辨に屬する地方費を以て維持する公立學校に就いては除外されることである（法第十八條第一項但書）。

次に國庫以外の經濟より恩給を支給するが（小學校教員の恩給は府縣が給する）俸給を給せぬ（府縣は小學校教員には俸給は給さぬ。市町村が給する）公務員に俸給を給する者（市町村）は其の百分の一に相當する金額を、其の經濟（府縣）に納付することになつてゐる（法第十八條第二項）。此の場合國庫は前記納付金額の二分の一に相當する金額を其の經濟に交付する（法第十八條第三項）。

第二節 個人納金

第一 教育職員の納金

教育職員の納金は前節に於ても述べたところであるが、從來納金制度あるものは俸給の百分の一を増額して百分の二となり、納金制度なきものは新に百分の一を納金することに規定された。

第二 其の他の公務員の納金

文官及待遇職員に就いては俸給額の百分の二、警察監獄職員及下士官以上の軍人に就いては百分

の一である。

第三 納金を爲すべき經濟

- (1) 教育職員 國庫。但朝鮮臺灣又は樺太以外の地に於ける公立の小學校、實業補習學校、幼稚園、盲學校、聾啞學校及小學校に類する各種學校の教育職員は、其の學校又は所在地を管轄する府縣又は之に準すべき地方經濟に納付する。
- (2) 文官、軍人 國庫に納付する。
- (3) 警察監獄職員及待遇職員 國庫より恩給を給される者は國庫、府縣其の他の經濟より恩給を給されるものは其の經濟に納付する。

第四 經過規定

團體納金及個人納金に關しては經過規定（附則第四條、同第九條）が存してゐるが之に就いては第一節に於て述べた故省略する。

第八章 恩給請求手續

第一節 總 說

恩給法上に於ける各種の恩給は、受恩給者の請求に依つて初めて給與せらるゝものである（一定期間未請求の儘放置すると時効に依つて消滅する）。

然して恩給の請求は受恩給者に於て之を爲すべきであつて普通恩給、一時恩給、増加恩給及傷病年金に就いては公務員たりし本人、扶助料に就いては公務員たりし者の遺族である。

次に如何なる手續に依つて請求すべきかといふ問題が起るのであるが、此の實際上の取扱に於ては簡單なことも屢々間違つてゐたり、不備だつたりするの現状なる故特に各種恩給毎に節を分ちて解説しよう。

第二節 普通恩給請求手續

普通恩給を受けんとする者は普通恩給請求書を退職當時の本屬廳を経て裁定官廳に差出さねばならぬ（恩給給與規則第一條、以下單に規則といふ）。

第一 本 屬 廳

普通恩給の請求書は必ず退職當時の本屬廳を經由しなければならぬ。本屬廳とは大體公務員の身分權を有する官廳を意味するが右に關して若干の例外がある。即ち一般文官に於ては高等官にあつては所管大臣、判任官にあつては其の身分權を專決し得る長官である。

さて規則が恩給請求書の本屬廳を經由すべしとしたのは原則として本屬廳には履歷書が存在してゐる故本人より提出せる履歷書に付其の相違の有無を調査せしめんとする趣旨である。本屬廳は之等恩給請求書を受理せる場合經由廳として一定の書式に依る恩給金額計算書を作成して裁定官廳に送付することに規定されてゐる。

第二 裁定官廳

恩給の裁定官廳は原則として内閣恩給局長であるが（法第十二條）教育職員に就いては施行令第三條に於て左の如く之が定をなしてゐる。

(1) 内地に於ける公立の小學校、實業補習學校、幼稚園、盲學校、聾啞學校及小學校に類する各種學校の教育職員及準教育職員並其の遺族の恩給は北海道に在りては北海道廳長官、府縣に在りては府縣知事が之を裁定する。

(2) (1)に掲ぐるものを除くの外内地に於ける公立の學校又は圖書館（圖書館職員令に依らざるものを除く）の教育職員にして文官に非ざるもの、一時恩給は北海道に在りては北海道廳長官、府縣に在りては府縣知事が之を裁定する。

(3) 朝鮮、臺灣又は樺太に於ける公立の小學校、普通學校、公學校、實業補習學校、幼稚園、盲學校、聾啞學校及小學校に類する各種學校の教育職員及準教育職員並其の遺族の恩給は朝鮮に在りては道知事、臺灣に在りては州知事又は廳長、樺太に在りては樺太廳長官が之を裁定する。

第三 普通恩給請求書式

次に普通恩給請求書式を掲げ之に關聯する書類の記載上の注意其の他必要事項に關し説述しよう。尙本書では内閣恩給局の所管に關する書式に就いて述べることにする。此の書式は裁定官廳が府縣なる場合は若干異にするものなきを保し難いが殆ど全部は恩給局所管のものに準じてゐる。

普通恩給請求書

年 月 日〇〇〇（官職）ヲ退職致候ニ付普通恩給ヲ

給與相成度證據書類相添へ請求候也

| | | | |
|--------|-------|---|----------|
| 年 | 月 | 日 | 退職當時ノ官職名 |
| 氏 | 名 | 殿 | 本籍地 |
| 氏 | 名 | 印 | 現住所 |
| 内閣恩給局長 | 氏 | 名 | 殿 |
| 支給郵便局 | 〇〇郵便局 | | |

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スベシ

さて之等の請求書は前述裁定官廳に提出するを要するが其の裁定官廳が府縣知事、北海道廳長官の場合は宛名は當然知事、長官宛とすべきである。尙國庫より恩給が支給される場合は支給郵便局の記載を要し、國庫以外より支給される場合は府縣金庫等に於て支給する故この記載を要さない。例へば小學校教員等は知事の裁定故知事宛とし尙郵便局の記載を要さぬ譯である。

第四 添附書類

- (1) 普通恩給の請求書には左の書類を添附せねばならぬ。
- (2) 在職中の履歴書

- (2) 戸籍抄本又は之に準すべきもの
在職中の履歴書は所定書式に依ることに規定されてゐるがこの履歴書記載に就いては左の事項特に注意を要する。

履歴書記載上の注意事項

- (1) 必ず書式（八二頁参照）に依ること。
書式に依らぬものが實際上は極めて多い。斯かるときは裁定官廳から訂正せしむる爲め書類を返戻される。
- (2) 二通提出すること。
一通のものが甚だ多い。一寸うっかりすると二通出すことを忘れるから必ず二通出すことに注意を要する。
- (3) 學歷、位記、勳記、賞與のこと等は記入の必要がない。
記入の必要ないものは必ず記してはいけない。不必要のことを記して必要なことを脱漏するのは一番いけない。注意を要する。

- (4) 官職任免、轉任、階等、昇給等は順を遂ひ間隙なき様詳記せねばならぬ。
此の點は特に注意を要すること其の順を間違へたり昇給のことを一寸抜かしたりするのは極めて多い、此の履歷事項は充分注意し念を入れて間違はぬ様記載せねばならぬ。
俸給等も例へば六十二圓から六十七圓に昇給し次に七十一圓に再昇給したとき等六十二圓の次に六十七圓を抜かして直ちに七十一圓に昇給した如き書き方をしてはいけない。必ず順を違つて書かねばならぬ。此のことは裁定官廳に於ては關係各所に照會して慎重調査する故提出者は必ず恩給額には關係がないだらうなど、獨斷して脱漏してはいけない。
(5) 退職事由を明記せねばならぬ。
たゞ單に何年何月何日退職だけではいけない。必ず病氣とか自己便宜とか其の他の事由を詳記せねばならぬ。
(6) 捺印漏があつてはいけない。
實際には捺印漏が相當多い。注意せねばならぬ。
(7) 氏名及生年月日が戸籍抄本と符合せぬものが却々多い。

一寸考へると變だが氏名が符合せぬ例を擧げると次の通である。

氏名が符合せぬ例

| | |
|-------|---------|
| 正(戸籍) | 誤(本人提出) |
| 甲野學 | 甲野孝 |
| 松嶋一朗 | 松島一郎 |
| 乙田万太郎 | 乙田萬太郎 |
| 丙川一雄 | 丙川一夫 |

擧げ來たれば際限がないが戸籍と相違したものは相當多い故必ず注意して相違ない様せねばならぬ。尙生年月日も誤記なき様留意すること。

戸籍抄本に關する注意事項

- (1) 戸籍抄本は退職後請求書提出迄のものでなくてはいけない。退職前のものを添附しても役には立たぬ。出来るだけ最近のものがよい。
(2) 尙戸籍抄本に準すべきものといふのは、臺灣本島人の如きは戸籍法が施行されぬ關係上戸籍簿

がないので之に相當する戸籍調査簿を提出すればよいことを意味する。
 履歴書書式

| 履 歴 書 | | 退職當時ノ官職名 | |
|-------------|-----|--------------|-------|
| 年 月 日 | 記 事 | 年 月 日 | 氏 名 印 |
| 右相違ナキコトヲ證明ス | | | |
| 年 月 日 | | | |
| | | (退職當時ノ所屬廳ノ長) | |
| | | 官 職 氏 名 | 名 印 |
| | | 官 公 署 名 | |

備考

- 一 履歴書ハ二通提出スベシ
 - 一 學歷、位記、勳記、賞與等ノ記載ヲ要セズ
 - 一 官職任免、轉任、階等、昇給等ハ順ヲ遂ヒ間隙ナキ様詳記スベシ
 - 一 退職ノ事由ヲ明記スベシ (例へば單に依願免官のみでなく其の下部に病氣又は自己便宜等事由の詳細を記載するを要するのである)
 - 一 退職當時ノ所屬廳ノ長ハ他廳ニ關スル事項ニ就イテハ照會ノ上之ヲ詳記スベシ
- 次に一度普通恩給を受けたものが再就職し其の退職後再任改定を請求する場合は右の外前に受けたる普通恩給證書をも添附せねばならぬ。

第三節 一時恩給請求手續

一時恩給を受けんとする者は一時恩給請求書に在職中の履歴書を添附し退職當時の本屬廳を経て裁定官廳に提出せねばならぬ(規則第四條)。

第一 一時恩給請求書書式

一時恩給請求書

年 月 日 ○○○(官職)ヲ退職致候ニ付一時恩給ヲ
給與相成度證據書類相添へ請求候也

退職當時ノ官職名

本籍地

現住所

年 月 日

内閣恩給局長 氏 名 殿

氏 名 印

支給郵便局 ○○郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スベシ

第二 添附書類

在職中の履歴書

一時恩給請求に就いての注意事項

- (1) 添附書類は在職中の履歴書だけでよい。
- (2) 履歴書の書式は八二頁所載の通である。

(3) 履歴書の記載方に就いては前節に述べたる所を参照せられたい(七九頁参照)。

(4) 履歴書は二通提出することを忘れてはいけない。實際はほとんど全部が一通しか提出しない。

(5) 師範學校、中學校、高等女學校及實業學校(實業補習學校を除く)等の教育職員の一時恩給請求書類は退職當時の學校、縣立なるときは其の學校長、市町村立なるときは其の學校長及學校所屬市町村長を経由すること。

第四節 扶助料請求手續

扶助料を受けんとする者は扶助料請求書を裁定官廳に提出せねばならぬ(規則第六條)。

然して公務員が在職中死亡した場合及公務員が退職後普通恩給の裁定を経ざる間に死亡した場合等に於て在職中の履歴書を添附すべき場合に於ては公務員の本屬廳を経て之を差出すべき定になつてゐる。

さて扶助料請求書には種々の添附書類を必要とし且其の内容は各場合に於て異なる故以下各場合に就いて説明しよう。

第一 扶助料請求書式

扶助料請求書の書式は次の三個の場合を考へねばならぬ。

- (1) 第一次請求の場合
 - (2) 第二次請求の場合
 - (3) 扶助料轉給請求の場合
- (1) 第一次扶助料請求書書式

| | |
|---------------------------------------|--|
| 扶助料請求書 | |
| 右者 年 月 日死亡候ニ付扶助料ヲ給與相成度證據書類相 添へ請求候也 | 公務員又ハ普通恩給權者 氏 名 本籍地 現住所 氏 名 印 |
| 内閣恩給局長 氏 名 殿 支給郵便局 ○○郵便局 | |

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スベシ

(ロ) 第二次扶助料請求書書式

| | |
|---------------------------------------|--|
| 扶助料請求書 | |
| 右者 年 月 日失權候ニ付扶助料ヲ給與相成度證據書類相 添へ請求候也 | 前扶助料權者 氏 名 公務員又ハ普通恩給權者トノ身分關係 本籍地 現住所 氏 名 印 |
| 内閣恩給局長 氏 名 殿 支給郵便局 ○○郵便局 | |

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スベシ

(ハ) 扶助料轉給請求書書式

| | |
|----------|---------------|
| 扶助料轉給請求書 | 停止中ノ扶助料權者 氏 名 |
|----------|---------------|

右者犯 罪ニ因ル扶助料停止期間中扶助料ヲ轉給相成度證據書類相添へ請求候也

公務員トノ身分關係

本籍地
現住所

年 月 日

氏

名 印

内閣恩給局長 氏 名 殿

支給郵便局 ○○郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スベシ

第二 添附書類

添附書類は各場合に於て之を異にする。

一 第一次扶助料請求

(1) 公務員在職中死亡の場合

公務員在職中死亡し其の死亡を退職と看做すときは普通恩給を給せらるべき場合に於て爲すべき扶助料の請求書には左の書類を添附せねばならぬ。

(1) 公務員の在職中の履歴書

(2) 請求者の戸籍謄本（之に準すべきものを含む） 公務員死亡のとき以後の請求者の身分關係を明瞭ならしむるものたるを要する。

以上の外公務員が前に普通恩給證書を受けたることあるときは其の恩給證書を添附せねばならぬ。

又公務員の死亡が公務に因る傷痍疾病に起因するときは更に左記書類の添附を要する。

A 傷痍疾病が公務に起因したることを認むるに足るべき書類

B 症状の経過を記載したる書類

C 死亡診断書又は屍體檢案書（之を添附することを得ざる場合に於ては死亡の事實を證する公の證明書）

(ロ) 普通恩給を給せらる、者死亡の場合

普通恩給を受くる者死亡したる場合に於て爲すべき扶助料の請求書には左の書類を添附せねばならぬ。

- (1) 公務員が既に普通恩給の裁定を経たるときは其の恩給證書及請求者の戸籍謄本（公務員死亡のとき以後の請求者の身分關係を明瞭ならしむるものたるを要する）
- (2) 公務員が未だ普通恩給の裁定を経ざるときはイの「公務員在職中死亡の場合」に於けると同様の書類

死亡が公務に因る傷痍疾病に起因する場合には右の外左の書類を添附せねばならぬ。

- A 傷痍疾病が公務に起因したることを認むるに足るべき書類
- B 症状の経過を記載したる書類
- C 死亡診断書又は屍體檢案書（之を添附することを得ざる場合に於ては死亡の事實を證する公の證明書）

二 第二次扶助料請求 第二次以下に於て扶助料を請求することを得るものが扶助料を請求する場合に於ては扶助料請求書に左の書類を添附せねばならぬ（規則第十條）。

- (1) 前扶助料權者が扶助料を受くるの權利を失ひたることを證する書類
- (2) 前扶助料權者の扶助料證書

(3) 請求者の戸籍謄本（公務員死亡のとき以後の請求者の身分關係を明瞭にし得るもの）

右の場合に於て前扶助料權者が未だ扶助料の裁定を経るときは（即ち扶助料證書を受けないときは）前扶助料權者が扶助料を請求する場合に添附することを要する書類の添附を要するのである。

三 特殊扶助料に關する例外 恩給法第七十四條第二項に規定する夫又は成年の子が扶助料を請求する場合に於ては前述各扶助料請求の場合に添附すべき書類の外更に其の不具癱疾を證する診斷書及生活資料を得るの途なく且扶養する者なきことを證する市町村長又は之に準すべき者の證明書を添附せねばならぬ。

四 扶助料の轉給請求 扶助料を受くる者二年以下の懲役又は禁錮の刑に處せられたるときは其の月の翌月より其の刑の執行を終り又は其の執行を受くることなきに至りたる月迄扶助料の支給を停止し又一年以上所在不明なるときは次順位者の申請に依り裁定官廳は所在不明中扶助料の停止を命ずることを得るのであるがこの場合次順位者あるときは停止期間中之を次順位者に轉給する定になつてゐる故右の場合に於ては次順位者は裁定官廳に對し轉給請求書を提出するを

要するのである。此の轉給請求書には請求者の戸籍謄本（公務員死亡のとき以後の請求者の身分關係を明瞭ならしむるもの）の添附を必要とする。但扶助料停止申請書に戸籍謄本を添附したる場合は此の限りでない。

次に扶助料を給せらるべき者一年以上所在不明なるときは次順位者は其の轉給請求に先ち扶助料停止申請書を提出せねばならぬ。其の書式を示せば左の通である。

| | |
|------------------|---------------|
| 扶助料停止請求書 | |
| 停止セラレヘキ扶助料權者 氏 名 | 右者 年 月 日 |
| 公務員トノ身分關係 | 成度證據書類相添へ請求候也 |
| 申請者 氏 名 印 | 年 月 日 |
| 内閣恩給局長 氏 名 殿 | |

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スベシ

扶助料停止申請書には左の書類を添附せねばならぬ。

- (1) 扶助料權者の所在不明なることを證する公の證明書
- (2) 請求者の戸籍謄本（公務員死亡のとき以後の請求者の身分關係を明瞭ならしむるもの）

第五節 一時扶助料請求手續

一時扶助料を受けんとする者は一時扶助料請求書を裁定官廳に提出せねばならぬ。但其の請求書に公務員の在職中の履歷書を添附すべき場合は公務員の本屬廳を経て差出すべき定になつてゐる。

第一 一時扶助料請求書書式

一時扶助料請求書書式は公務員の在職中の死亡を退職と看做すとき之に一時恩給を給せらるべき場合に於ける一時扶助料と、未成年又は不具癱疾にして生活資料を得るの途なく且之を扶養する者なき公務員の兄弟姉妹に給せらるゝ一時扶助料とに依つて其の請求書書式を異にしてゐる。左に其の書式を示さう。

(1) 一時扶助料請求書式(前段の場合) 一般的扶助料の請求

一時扶助料請求書

右者 年 月 日 公務員ノ官職名 氏 名
 二條ノ規定ニ依リ一時扶助料ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也
 公務員トノ身分關係
 本籍地
 現住所

年 月 日 氏 名 印

内閣恩給局長 氏 名 殿

支給郵便局 ○○郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スベシ

(ロ) 一時扶助料請求書式(後段の場合) 特殊の扶助料の請求

一時扶助料請求書

公務員又ハ普通恩給權者ノ退職當時ノ官職名 氏 名

右者 年 月 日 死亡候ニ付恩給法第八十一條ノ規定ニ依リ一時扶助料ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

公務員又ハ普通恩給權者トノ身分關係

本籍地

現住所

年 月 日

氏 名 印

内閣恩給局長 氏 名 殿

支給郵便局 ○○郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スベシ

第二 添附書類

(一) 一時扶助料(一般の場合) 公務員在職中の死亡を退職と看做すとき之に一時恩給を給せらるべき場合其の遺族に給せらるべき一時扶助料の請求書には左の書類の添附を要する。

- (1) 公務員の在職中の履歴書
- (2) 請求者の戸籍謄本(公務員死亡當時の請求者の身分關係を明瞭ならしむるもの)

(二) 一時扶助料(特殊の場合)公務員又は普通恩給受給者の死亡に因り扶助料を給せらるべきも兄弟姉妹の外扶助料を受くる者なく其の兄弟姉妹未成年又は不具癱疾にして生活資料を得るの途なく且之を扶養する者なき場合に限り給せらるゝ一時扶助料の請求書には、左の書類の添附を要する。

- (1) 不具癱疾を證する診断書
- (2) 生活資料を得るの途なく且之を扶養する者なきことを證する市町村長又は之に準すべき者の證明書

- (3) 公務員が既に普通恩給の裁定を経たるときは其の恩給證書及請求者の戸籍謄本(公務員死亡當時の請求者の身分關係を明瞭にし得るもの)
- (4) 公務員が未だ普通恩給の裁定を経ざるときは公務員の在職中の履歴書及請求者の戸籍謄本(公務員死亡當時の請求者の身分關係を明瞭にし得るもの)

第六節 増加恩給請求手續

増加恩給を受けんとする者は増加恩給請求書を退職當時の本屬廳を経て裁定官廳に提出せねばな

らぬ(規則第一條)。

第一 増加恩給請求書書式

増加恩給の請求書書式には普通恩給と併給される場合の請求と單獨支給を受ける場合の請求とがある。

(一) 普通恩給と共に請求する場合

| | |
|--------------|---|
| 普通恩給 増加恩給 | 請 求 書 |
| 年 月 日 | 〇〇〇〇(官職)ヲ退職致候ニ付普通恩給及増 加恩給ヲ給與相成度證據書類相添へ請求候也 |
| 年 月 日 | 退職當時ノ官職名 |
| 年 月 日 | 本籍地 |
| 年 月 日 | 現住所 |
| 内閣恩給局長 氏 名 殿 | 氏 名 印 |
| 支給郵便局 〇〇郵便局 | |

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スベシ

(二) 増加恩給のみの請求書書式

| | |
|--------------|---------------------------------|
| 増加恩給請求書 | |
| 年 月 日 | 〇〇〇(官職)ヲ退職致候處在職中ノ傷痍 |
| | (疾病) 爾後重症ニ赴キ候ニ付増加恩給ヲ給與相成度證據書類相添 |
| | ハ請求候也 |
| | 退職當時ノ官職名 |
| | 本籍地 |
| | 現住所 |
| 年 月 日 | 氏 名 印 |
| 内閣恩給局長 氏 名 殿 | |
| 支給郵便局 〇〇郵便局 | |

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スベシ

右の書式中給與改定の二箇の例を記載してあるが「給與」の場合は既に退職に因り普通恩給を受けつゝある者が爾後重症に因つて新に増加恩給を請求する際のものであり、「改定」の場合は既に増加恩給を受くる者が爾後重症に因つて更に多額を受けらる爲に改定方を請求する際に使用すべきものである。

第二 添 附 書 類

- (1) 在職中の履歴書
- (2) 戸籍抄本又は之に準すべきもの
- (3) 傷痍疾病が公務に起因したることを認むるに足るべき書類(例へば現認者の現認証明書、所屬長の事實証明書等)
- (4) 症状の経過を記載したる書類
- (5) 請求當時に於ける診断書
- (6) 恩給を改定する場合に於ては前に恩給證書を受けたるときは右の外其の恩給證書次に現認証明書及事實證明書の書式を示せば左の通である。

現認証明書書式

| |
|-----------|
| 現 認 證 明 書 |
| 公務員ノ官職名 |

右者 年 月 日 午前(後) 時 氏 名
 地ニ於テ(何)ニ從
 事何ニ因リ(何)ノ事情ノ下ニ負傷(疾病)シタルコトヲ現認候也
 住所又ハ官職名
 現認者 氏 名 印
 年 月 日

備考 本證明書ニハ傷疾當時ノ狀況ヲ成ルヘク詳細ニ記載シ現認者多數アルトキハ
 二名以上連名スベシ

事實證明書式

| | | | |
|-------------------|------------------|---------|-----|
| 事實證明書 | | 公務員ノ官職名 | |
| 右者 年 月 日ヨリ(何)ニ從事中 | 氏 名 | 公務員ノ官職名 | 氏 名 |
| ノ狀況ニ於テ(何)ニ從事シ | 月 日頃ヨリ(何)ノ症狀アルヲ訴 | | |
| ヘ爾後(何)ノ處置ヲ施シタリ | | | |
| 右證明ス | 所屬長 氏 名 印 | | |
| 年 月 日 | | | |

備考 本證明書ニハ公務傷病ノ原因タル事實ヲ詳細ニ記載スベシ

次に病狀の経過を記載したる書類は別段一定の書式は存しないが公務傷病を受けたる後に於ける傷病の経過を詳細記入するを要する。然して此の場合の記述者は醫師たることを必要條件とするものではないが事實上は醫師たる場合が大部分を占めてゐる。

それから請求當時の診断書は増加恩給を給する場合の基礎を爲すべきもの故傷病が公務に起因したる事實を明らかにし且其の後に於ても其の關係が中斷せられたるものでないことを明らかにしたるものを要する。然して之は醫師若くは之に準すべきものゝ作成に係ることを要する。

第三 再審査請求

裁定官廳が増加恩給の裁定をなすに當り將來不具廢疾が回復し又は其の程度が低下することあるべきを認めたるときは五年間之に普通恩給及増加恩給を給する定になつてゐるが、此の場合此の五ヶ年の期間滿了前六月迄傷疾疾病が回復しないときは其の者は再審査を請求することが出来るのであつて此の再審査の結果恩給を給すべきものなるときは之に相當の恩給が給される(此の規定は傷病年金裁定をなす場合にも準用せられる)。

(一) 再審査請求書書式

其の一

再審査請求書

年 月 日 退職ニ因リ普通恩給及増加恩給ヲ給セラレ候
處未タ傷疾(疾病)回復セサルヲ以テ再審査相成度證據書類相添へ請
求候也

退職當時ノ官職名

本籍地

現住所

氏 名 印

内閣恩給局長 氏 名 殿

支給郵便局 ○○郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スベシ

其の二

再審査請求書

年 月 日 退職(シ)年 月 日 役ヲ免セラレタルニ
因リ傷病年金ヲ給セラレ候處未タ傷疾(疾病)回復セサルヲ以テ再
審査相成度證據書類相添へ請求候也

退職當時ノ官職名

本籍地

現住所

氏 名 印

内閣恩給局長 氏 名 殿

支給郵便局 ○○郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スベシ

尙再審査請求書は退職當時の本屬廳を経由する要なく直接裁定官廳に提出すればよい。

(二) 添 附 書 類

- (1) 症状の経過を記載したる書類
- (2) 請求當時に於ける診断書
- (3) 前に受けたる恩給證書

第七節 傷病年金請求手續

傷病年金を受けんとする者は傷病年金請求書を退職當時の本屬廳を経て裁定官廳に提出せねばな

らぬ (規則第一條)。

第一 傷病年金請求書書式

其の一

傷病年金請求書

年 月 日 ○○○(官職)ヲ退職(シ)年 月 日役
 ナ免セラレ候ニ付傷病年金ヲ給與相成度證據書類相添へ請求候也

退職當時ノ官職名
 本籍地
 現住所

年 月 日
 内閣恩給局長 氏 名殿
 支給郵便局 ○○郵便局

氏 名印

備考 請求書ノ氏名ニハ振假名ヲ附スベシ

其の二

傷病年金請求書

年 月 日 ○○○(官職)ヲ退職(シ)年 月 日役

●免セラレ候處在職中ノ傷疾(疾病)爾後重症ニ赴キ候ニ付傷病
 年金 給與 相成度證據書類相添へ請求候也
 改定

退職當時ノ官職名
 本籍地
 現住所

年 月 日
 内閣恩給局長 氏 名殿
 支給郵便局 ○○郵便局

氏 名印

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スベシ

第二 添附書類

- (1) 在職中の履歴書
- (2) 戸籍抄本又は之に準すべきもの
- (3) 傷疾疾病が公務に起因したることを認むるに足るべき書類
- (4) 症状の経過を記載したる書類
- (5) 請求當時に於ける診断書

(6) 恩給を改定する場合に於ては前に受けたる恩給證書

尙詳細は増加恩給の場合と同一に付前節を参照せられたい。

第八節 傷病賜金請求手續

傷病賜金を受けんとする者は傷病賜金請求書に増加恩給請求書(第六節参照)に添附を要する書類を具備し陸軍軍人に在りては陸軍大臣、海軍軍人に在りては海軍大臣を経て内閣恩給局長に之を提出せねばならぬ(規則第五條)、書式を示せば左の通である。

傷病賜金請求書式

| | |
|-------------------------------|----------------------|
| 傷病賜金請求書 | |
| 年 月 日 | 〇〇〇(官職)ヲ退職(シ)年 月 日役ヲ |
| 免セラレ)候ニ付傷病賜金ヲ給與相成度證據書類相添へ請求候也 | |
| 退職當時ノ官職名 | 本籍地 |
| 現住所 | |

年 月 日

氏

名印

内閣恩給局長 氏

名殿

支給郵便局 〇〇郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スベシ

第九節 恩給の残額請求手續(恩給給與に関する特例)

恩給権者死亡したるとき其の生存中の恩給にして給與を受けざりしものは左に定むる所に依り之を當該公務員又は之に準すべき者の遺族に給し遺族なきときは死亡者の相続人に給する(法第十條)。

第一 恩給の支給を受くべき遺族及順位

遺族及順位は扶助料を受くべき遺族及順位に依る。

恩給権者が死亡の當時家族なりしときは其の相続人は恩給権者死亡の當時之と同一戸籍内に在りたることを要する(施行令第一條ノ五)。

第二請

求

死亡したる恩給權者が未だ恩給の請求を爲さざりしときは恩給の支給を受くべき遺族又は相續人は自己の名を以て死亡者の恩給の請求を爲すことが出来る（施行令第二條第一項）。

然して此の場合の請求書は裁定官廳に提出せばよいのであるが若し死亡したる恩給權者が恩給を請求するとせば其の本屬廳を經由すべき場合に於てはこの請求書も同様本屬廳を経て差出すべきである。

第三 添附書類

- (1) 死亡したる恩給權者が恩給を請求するとせば添附すべき書類
- (2) 請求者の戸籍謄本（死亡したる恩給權者の死亡當時の請求者の身分關係を明瞭ならしむるもの）

第九章 在職年の計算

第一節 在職年計算に關する一般原則

第一 在職年の始期及終期

公務員の在職年は月計算法によつて之を算出することになつてゐる。即ち公務員の在職年は就職の月より起算し退職又は死亡の月を以て終るのである（法第二十八條第一項）。従つて月の始めに就退職するもその終りに就退職するも在職年の計算上には何等の影響もない譯である。例へば一月三十一日に就職したる者は其の年十二月一日を以て滿一年として計算されるのである。尙退職したる月に於て再就職したるときは再在職の在職年は再就職の月の翌日より起算する。

第二 就 職

恩給法上就職とは左の各號の一に該當することを謂ふのである（法第二十五條）。

- (1) 教育職員にして官吏たる者に在りては任官其の他の者に在りては任命
- (2) 文官に在りては任官、但終身官たる文官に在りては任官の外復職
- (3) 現役軍人に在りては任官又は入營若くは入團、非現役軍人に在りては召集に依る部隊編入又は志願に依り軍人たる勤務に就くこと
- (4) 警察監獄職員にして官吏たる者に在りては任官、其の他の者に在りては任命、但巡查若くは判任

官の待遇を受くる消防手警部補に任じ又は警部補巡査若くは判任官の待遇を受くる消防手に就職するときは之を轉任と看做す

(5) 待遇職員に在りては任命

俸給の支給は原則として發令の翌日より起算する定になつてゐるが就職の要件たる任官任命の時期は各種公務員を通じ任官任命辭令の日附日を指すのを通例とする。

第三 退 職

退職に關しては前に述べた故省略する(第五章第二節参照)。

第四 在職年の合算

一度退職したる後再就職したるときは其の前後の在職年は之を合算する。但一時恩給又は法第十二條に規定する一時扶助料の基礎となるべき在職年に就いては前に一時恩給の基礎となりたる在職年其の他の前在職年の年月數は之を合算しない(法第二十八條第二項)。

さて在職年を計算する場合に於て極めて重要な事項を規定せる法第二十八條に關しては詳細説述の必要ありと信するのであるが此の點に關し恩給局審査課長上原秋三先生著「改正 恩給法精解」

(三三四頁乃至三三九頁) に於て頗る解り易く具體的事例を擧げて詳述されてゐるから左に上原先生の御著書より之を引用登載しよう。尙恩給法を研究せんとされる方々に對しては是非上原先生の右の御著書一讀を御奨めする。

第二十八條 (在職年の計算諸則)

公務員ノ在職年ハ就職ノ月ヨリ之ヲ起算シ退職又ハ死亡ノ月ヲ以テ終ル(1)

退職シタル後再就職シタルトキハ前後ノ在職年月數ハ之ヲ合算ス但シ一時恩給又ハ第八十二條ニ規定スル一時扶助料(4)ノ基礎ト爲ルヘキ在職年ニ付テハ前ニ一時恩給ノ基礎ト爲リタル在職年其ノ他ノ前在職年ノ年月數ハ之ヲ合算セス(2)

退職シタル月ニ於テ再就職シタルトキハ再在職ノ在職年ハ再就職ノ月ノ翌月ヨリ之ヲ起算ス(3)

(1) 即、恩、給、法、に、於、て、は、在、職、年、の、計、算、は、總、て、月、計、算、と、す、る、の、で、あ、つ、て、例、へ、ば、昭、和、八、年、八、月、三、一、日、に、就、職、し、昭、和、九、年、七、月、一、日、に、退、職、す、れ、ば、八、月、も、七、月、も、各、一、月、と、し、て、計、算、せ、ら、れ、(即、月、と、い、ふ、の、は、三、日、な、り、や、二、八、日、又、は、二、九、日、な、り、や、等、を、問、は、ず、曆、月、の、月、で、あ、る、) 結、局、在、職、一、年、と、い、ふ、こ、と、に、な、る、。即、滿、一、年、で、な、く、て、も、在、職、一、年、と、な、る、。極、端、な、

場合に於ては一日職にあつても在職一ヶ月といふことになるし月末に任命されて翌月一日に退職すれば二日で在職二ヶ月になり得る。又在職年は實在職年と加算年とを併せ指稱する語である（第四〇條）、在職年の意義に付て尙第五五條(1)参照。

尙在職年は増加恩給を除いては俸給と相俟つて始めて恩給の基礎をなすもので（第六〇條乃至第六四條、第六七條乃至第七一條、第八二條）俸給なき在職年は恩給の基礎在職年より除算すべきである（第四四條(1)）から本條に謂ふ在職年も第四四條に規定する俸給を伴はぬ場合には在職年として認めることを得ざるものである。又在職は本法の就職より退職迄であるから就職即任官、任命があれば休職を命じてても在職といふことになるから現實に職務を執らぬ休職、待命等の期間を在職年として扱ふに何の不思議もない、但し第四二條ノ二で此等の期間は在職年計算上半減される。

(2) 再就職といふのは第二回目の就職のみならず三回目でも四回目でも差支なく總て二回目以上を總稱するのである、そして前と同種の公務員に就職せずとも再就職といふのである、例へば軍人(下士)として四年六月在職の後警察監獄職員に再就職し五年三月在職更に文官に再就職して七年三月在職すれば前後合算して一七年となり文官普通恩給を給せられる、之は合算して年金恩給権の基礎たるべき在職年數に達する場合のことである、若

し合算しても年金恩給権の基礎たるべき在職年數に達せぬ場合には但書の通りで最後の在職年のみが一時恩給の基礎在職年となり前の在職年の年月數に合算せぬのである、法文に一時恩給ノ基礎ト爲ルベキ在職年ニ付テハとあるが或る在職年が一時恩給の基礎となるべき在職年であるかどうか初めから定つてある譯でなく其の以前の在職年と合してみても年金恩給年限に達せぬ場合に一時恩給の基礎たるべき在職年となるのである、例へば前例文官在職年を七年二月として文官を退職すると軍人及警察監獄職員の在職年の年月數を文官のそれと合しても一七年に達せず一時恩給を給せらるべきであるから前の軍人及警察監獄職員としての在職年月數は合算せず單に文官の在職七年二月に對し一時恩給を給するのである、前例で警察監獄職員を退職した際でも同様で其の前の軍人の在職年の年月數と合するも一二年に達せず一時恩給を給せらるべきであるから前の在職年の年月數は合算せず單に警察監獄職員としての五年三月の在職年に對し一時恩給を給するのである、即一時恩給は一在職毎に給するの趣旨である。

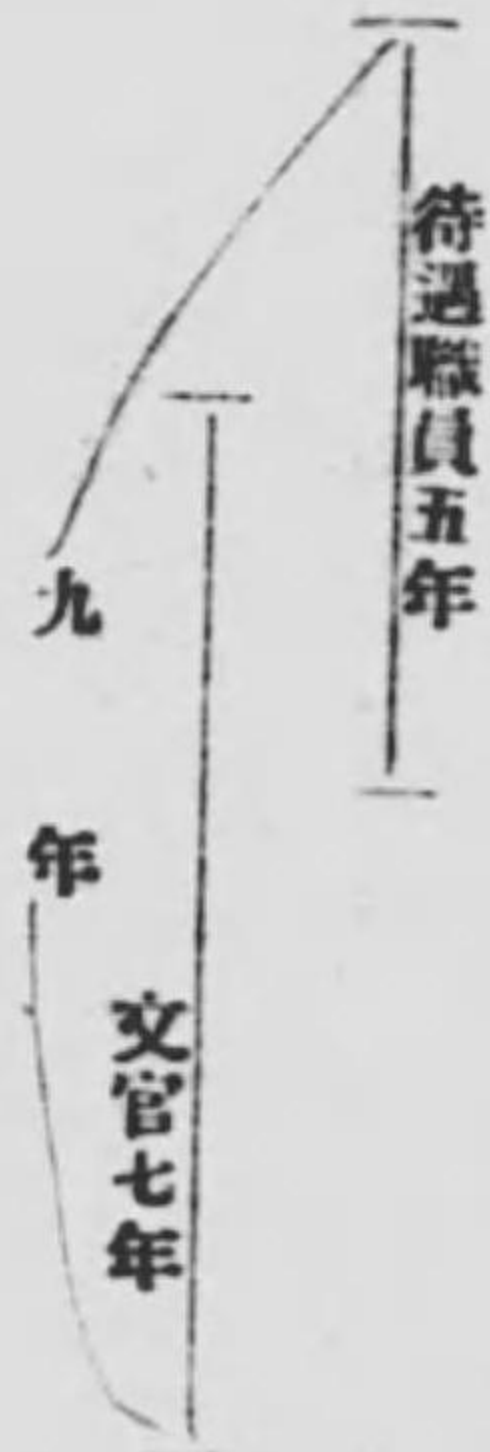
〔例説一〕 在職三年未滿にして退職し更に三年未滿在職したる場合（議院の守衛の如き）には兩在職年を合し三年に達する場合と雖一時恩給一在職主義の結果一時恩給を給さぬ、右の場合に爾後數回三年未滿づつ在職したる場合でも同様である、三年未滿の在職年を合算して普通恩給年限に達する場合には普通恩給を給すること勿論

である。

〔例説二〕 恩給法施行前に文官として一年未滿在職し次で恩給法施行後改正恩給法施行前文官として一年以上在職した場合に施行後の一年以上の在職年に一時恩給を給するときは施行前の一年未滿（其の計算法は退官賜金令に倣ひ日計算とする）を合算して恩給額算出の基礎とする、蓋し従前は一年未滿の在職年と雖二以上合して一年以上に達するときは退官賜金の基礎となし得たからその期待的利益を尊重するを妥當とするのである、前後在職年が従前の規定に依り相互に通算されぬ場合は此の限でないこと勿論である。

〔例説三〕 軍人在職年一三年にして普通恩給権を有する者文官に再就職し在職三年にして退職したる場合に第二項本文に依り前後在職年を合算するに一六年となり文官普通恩給を給し得ぬから第二項但書に依り文官三年に對し一時恩給を給すべきが如くに見ゆるが前在職年に付普通恩給権を生じ再在職一年以上に及ぶ場合には必ず第五四條第一項第一號の再任改定の規定を適用すべきであるから前後在職年を合し一六年にして事實上再任改定出來ぬといへば、後の三年の在職に對し本項但書に依り一時恩給を給すべきではないのである、又他にも如斯場合に其の三年に對し一時恩給を給すべき規定がないから結局如斯場合は三年は空廻りの在職年となるのである。

〔例説四〕



第二項は退職後再就職した場合の規定であつて、右の如く退職前から他の官職に在る併任の場合には待遇職員在職は『前在職年』に該當せず、本項の適用がないのであるから、右の場合が第二條第一項の適用に依り五年の待遇職員一時恩給（又は一時扶助料）と待遇職員と文官とを合算した九年の文官一時恩給（又は一時扶助料）との選擇となつても本條第二項の但書の一時恩給一在職主義に違反するものではない。

但書の『前一時恩給ノ基礎ト爲リタル』といふのは前の在職年に付一時恩給を實際に受けたると否とを問はぬのである、即故意に請求しなかつたり請求期間を経過して時效に罹つたりしたる在職年でも一時恩給の基礎として合算せぬのである、昭和八年法律第五〇號恩給法中改正法律で『其ノ他ノ前在職年』を加へた爲此の點は明瞭にされ又一時恩給の最短年限（三年）に達せざる前在職年月數をも算入せぬこと（前述例説一）此の改正に依り一點の疑を容れ得ることになつた。尙一時恩給に付ては第六七、第六八、第七〇の各條に一時扶助料に付ては第八二條に何れも最短年限を『在職年三年以上』と規定してゐるが本條第二項但書の規定の結果勤務在職年三年以上でなく、一時恩給、一時扶助料の基礎にならぬことに注意を要する。

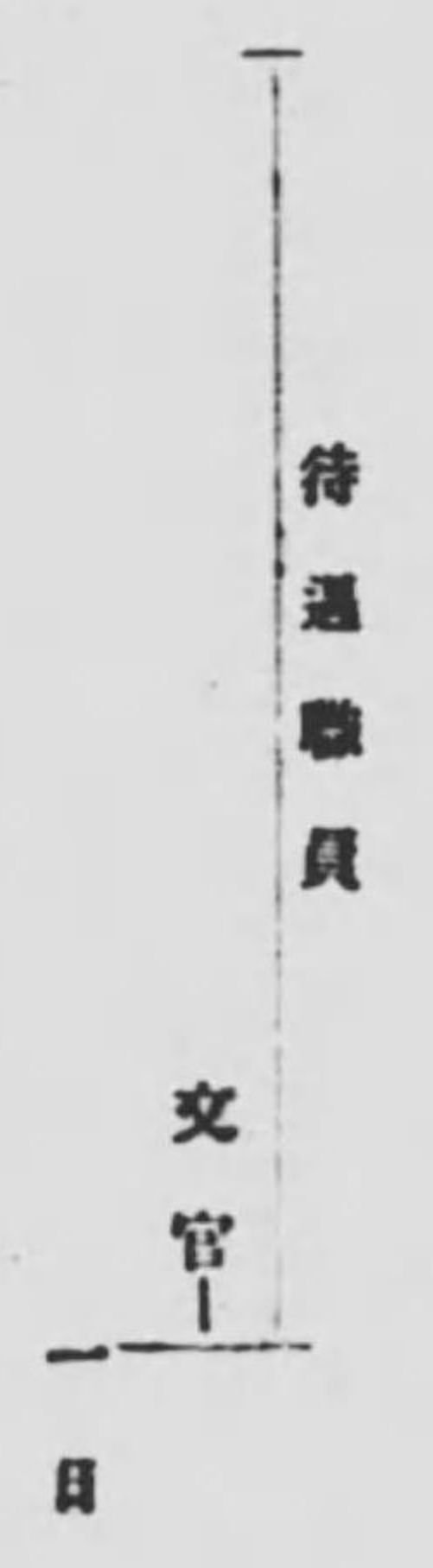
第二項本文の場合に但書の裏として前後在職年を合し普通恩給の年限に達する場合には前後を合算するといふことになる、前の在職年を基礎とする一時恩給権が時效に罹つた場合でも之を除算する規定がないからその在職

年、は、後、の、在、職、年、に、通、算、さ、れ、て、普、通、恩、給、の、基、礎、と、な、る、の、で、あ、る。唯、前、の、在、職、年、が、普、通、恩、給、權、の、基、礎、に、な、り、而、し、其、の、權、利、が、時、效、等、で、消、滅、し、た、場、合、に、は、第、四、一、條、第、一、號、に、依、り、後、の、在、職、年、に、通、算、せ、ず、在、職、年、よ、り、除、算、す、る。

又、第、二、項、本、文、は、前、に、述、べ、た、如、く、前、の、在、職、と、異、つ、た、異、種、の、公、務、員、と、し、て、就、職、し、た、場、合、で、も、前、後、の、在、職、年、は、合、算、す、る、の、で、あ、つ、て、此、の、事、は、從、前、の、恩、給、法、規、と、異、り、失、格、原、因、な、き、限、り、總、て、の、公、務、員、の、在、職、年、は、皆、相、互、に、通、算、す、る、の、一、大、原、則、を、建、て、た、も、の、で、あ、つ、て、甚、だ、重、要、な、點、で、あ、る、之、に、對、す、る、當、分、の、間、の、例、外、は、昭、和、八、年、法、律、第、五、〇、號、恩、給、法、中、改、正、法、律、附、則、第、一、七、條、以、下、に、依、り、適、用、さ、れ、る、廢、止、さ、れ、た、第、九、九、條、に、規、定、す、る、教、育、職、員、在、職、年、と、其、の、他、の、公、務、員、と、の、通、算、關、係、で、あ、る。

(3) 例へば軍人在職五年一月にして大正一五年八月一〇日に退職し其の八月二五日に文官に再就職し昭和三年の六月三日に退職したとすると文官としての在職年は第一項の原則から謂へば一一年一月となり軍人のそれと合すれば一七年に達し文官普通恩給を給せられる筈であるがこれでは大正一五年八月は軍人としても一月文官としても一月に計算せられ結局二月として重複して計算される結果になり不當であるから退職と同月内の再就職の場合には再就職即前例の文官の在職年は再就職の月の翌月即九月から起算することにしたのであつて結局前例では一月不足の爲め文官普通恩給を給せられず文官一一年一月に對し一時恩給を給せられることになる。

〔例説一〕



即、待、選、職、員、退、職、の、同、日、文、官、に、任、ぜ、ら、れ、即、日、退、職、し、た、と、き、に、は、文、官、在、職、年、は、第、二、八、條、第、三、項、に、依、り、在、職、年、の、基、礎、と、な、る、を、得、ず、零、に、等、し、い、か、ら、第、四、四、條、第、二、項、に、依、る、俸、給、合、算、の、問、題、も、起、ら、ず、待、選、職、員、の、退、職、前、の、俸、給、の、み、が、基、礎、俸、給、と、な、る、待、選、職、員、退、職、の、前、日、文、官、と、な、り、待、選、職、員、退、職、の、同、日、退、職、し、た、場、合、に、は、本、條、の、場、合、で、な、く、併、任、で、文、官、と、し、て、の、在、職、年、を、認、め、ら、れ、る、。即、待、選、職、員、の、退、職、前、の、俸、給、と、文、官、の、退、職、前、の、俸、給、と、を、合、算、し、文、官、恩、給、と、待、選、職、員、恩、給、と、の、選、擇、で、あ、る。

〔例説二〕 昭和八年三月一〇日に退職し同月一日に再就職し同月三十一日迄に退職すると再就職に係る公務員の在職年は認められぬが同月三十一日に再就職しても翌月たる四月なら第一日に退職しても再在職として一月を認められることになる。

〔例説三〕

大正一五年一月一〇日
昭和七年三月一〇日
文官（邊陲地加算なき地域に勤務）

昭和七年三月二一日
昭和八年二月一〇日
文官（邊陲地加算ある地域に勤務）

右の場合に後の文官としての邊陲地加算の要件たる一年の在職（第三八條第一項）ありや否やは第四〇條第二項に依り昭和七年三月より計算し一年ありとし邊陲地加算を附し得ると解する、併し後の文官としての實在職年は第二八條第三項に依り一月であるから第四〇條第一項の規定に依り一月に對して加算するのである。

(4) 從來一時扶助料は公務員死亡前の切れ切れの在職年月數をも合算して基礎在職年としたのであり之は主として沿革に基くものであるが一時扶助料は公務員の死後遺族に於て受けるが故に扶助料の名を冠するに過ぎず其の實質に於ては公務員の受くべかりし一時恩給であると考へ得るもので特に第六四條ノ二に於て前に受けた一時恩給金額を普通恩給から控除するの規定を設くることになつたからには一時恩給と同様恩給一在職主義にするのを相當とし昭和八年法律第五〇號恩給法中改正法律で改正したものである。

第五 二以上の官職併用の場合に於ける在職年の計算

公務員二以上の官職を併有する場合に於て其の重複する在職年に就いては年數計算に關し利益なる一方の官職の在職年に依る（法第二十九條）。例へば教育職員として在職中召集され軍人として

從軍し召集解除後尙教育職員として在職したる後退職したとすればその在職年を計算する場合軍人として從軍したる期間に就いては其の利益なる在職年即ち加算を含む軍人在職年に依り、其の他の部分は教育職員としての在職年に依り其の在職年を計算される譯である。

次に利益なる在職年には加算年ある在職年ばかりでなく、重複在職年中一方の在職年は失格原因ある退職をしたとするも他の在職年に於て然らざる場合は、重複部分に就いては失格原因なき在職年に依り得る譯である。

第六 在職年計算の特例

以上述べたる公務員相互間の在職年合算に就いては二つの例外がある。即ち軍人又は警察監獄職員の恩給權に付其の在職年を計算する場合に於ては準士官以上の軍人に就いては十三年に達する迄は、下士官以下の軍人及警察監獄職員に就いては十二年に達する迄軍人又は警察監獄職員以外の公務員としての在職年は其の十分の七に當る年月數を以て之を計算するのである（法第三十條）。この計算は普通恩給最短年限たる十二年又は十三年に達する迄に付之を計算されるのであつて、最短年限を越ゆる在職年に就いては適用せられない。之は最短年限以上の在職一年に對する加算は各

種公務員共一率だからである。尙此の規定は昭和八年十月一日以後退職する者の在職年（再任改定の場合をも含む）に付すべて適用されるのである。

第二節 通算年、除算年及減算年

第一通算年

左に掲ぐる年月數は之を在職年に通算する（法第四十二條）。

- (1) 準教育職員引續き教育職員と爲りたるときは教育職員としての就職に接續する其の勤續年月數の二分の一に相當する年月數
- (2) 宮内官の恩給規程に依り宮内官恩給權の基礎と爲るべき宮内職員としての在職年月數
- (3) 準軍人の在職年月數
- (4) 高等文官の試補又は判任官見習引續き公務員と爲りたるときは公務員としての就職に接續する其の勤續年月數の二分の一に相當する年月數

以上在職年の通算に當り其の始期、終期、二以上の重複在職年計算の方法及加算年の計算並普

通恩給最短年限を異にする公務員間の減算方法等は、何れも一般公務員に關する規定を準用される、此の場合準軍人又は皇宮警手としての在職年は夫々之を警察監獄職員又は軍人としての在職年と看做される。

第二除算年

左に掲ぐる年月數は在職年より之を除算する（法第四十一條）。

- (1) 普通恩給又は増加恩給を受くるの權利消滅したる場合に於て其の恩給權の基礎となりたる在職年
- (2) 公務員が恩給を受くるの資格を失ひたる在職年
- (3) 在職中二年以下の懲役又は禁錮の刑に處せられたる場合に於ては其の月より刑の執行を終り又は執行を受くることなきに至りたる月迄の在職年月數。但刑の執行猶豫の言渡を受けたる者に就いては此の限りでないし又其の言渡を取消されるときは取消の月より刑の執行を終り又は執行を受くることなきに至りたる月迄の在職年月數
- (4) 公務員退職後在職中の職務に關する犯罪（過失犯を除く）に付陸軍刑法若くは海軍刑法に依り

死刑、懲役刑若くは一年以上の禁錮の刑に處せられ又は其の他の法令に依り禁錮以上の刑に處せられたるときは其の犯罪の時を含む引續きたる在職年月數

(5) 公務員の不法に其の職務を離れたる月より職務に復したる月迄の在職年月數

(6) 宮内職員としての在職年月數にして宮内官の恩給規程に依り除算せらるべきもの

一度失權又は失格したるところの恩給權の基礎となりたる在職年は其の後に於て大赦、特赦又は復權せられ或は懲戒の處分を免除せられ若くは一度失つた國籍を回復せる等の事實が生じても、之は恩給法上適法な在職年として復活はせられない。

(3)の規定は下士官以下の軍人に就いてのみ適用せられる。何となれば他の公務員に就いては懲戒又は禁錮の刑に處せられ尙且公務員として在職するが如きことは想像せられない。之等の場合は當然失官し又は退職者となるのを原則とするからである。

第三節 減算年

休職、待命、歸休、停職其の他現實に職務を執るを要せざる在職期間にして一月以上に亘るものあるとき（一月以上に亘るときは其の期間が在職年の計算に於て一月以上に計算せらるゝ總ての場

合を含む）は在職年の計算に於て之を半減される（法第四十條ノ二）。但現實に職務を執るを要する日のありたる月は在職年の計算に於ては之を半減せぬ（施行令第十九條ノ二但書）。次に現實に職務を執るを要せざる在職と謂ふのは其の地位の性質上職務を要せざる場合を指すのであつて所屬長官に於て一定期間職務を免除したるが如き場合を包含しない。

教育職員、文官としては休職の場合のみであらう。尙此の規定は改正法施行後發生せる事實に付之を適用せらるゝのであつて改正法施行の際現に進行中に屬する休職、待命、歸休其の他の在職期間に就いては其の期間の終了に至る迄は改正法施行後と雖も従前の規定に依り計算せられる。

第三節 加算年

第一 加算年の種類

公務員が特殊なる事情の下に、或は特殊なる地域に又は特殊なる勤務に在職したる場合、其の實在職年に對し從たる關係に於て若干年月が加算せられる。これを恩給上加算年と謂ふ。加算年の種類は左の通である。

一般的加算年

- (1) 従軍加算
 - (2) 危険地加算
 - (3) 戒嚴地加算
 - (4) 鎮戍加算
 - (5) 航空加算
 - (6) 潜水加算
 - (7) 邊陲又は不健康地加算
 - (8) 不健康業務加算
 - (9) 航海加算
- 當分的加算年
- (1) 殖民地加算
 - (2) 國境警備及理蕃加算

第二 加算の方法

加算年の計算方法は一般在職年の計算方法と同じく月計算である。即ち加算事由の生じたる月より之を起算し、其の事由の止みたる月を以て終る。然して加算年は其の實在職年に對し、從として之を算入せられる。次に二種以上の加算年を附せらるべき期間に對しては最も利益なるものに依り其の一を附せられたのであつて、重複計算はされない。

第三 加算事由及加算年月數

一 従軍加算 公務員其の職務を以て従軍したる時は左記各號の規定に依り加算せられる（法第三十二條）。

- (1) 戦地に在りて戦務に服したるときは従軍期間の一月に付三月
- (2) 戦地外に在りて、戦務に服したるときは其の期間の一月に付一月半

この規定は公務員其の職務を以て戦争に準すべき事變に際し、戦務に服したる場合に付準用せられる。又戦争の期間及地域、戦務の範圍並戦争に準すべき事變は、勅裁を以て之を定むることになつてゐる。

尙従軍加算を爲すべき場合に於ては右の外左の例に依る（施行令第十二條）。

A 戦地に在りて職務に服したる者

- (1) 戦争開始後戦地に到る者に就いては戦地に到るべき事由の生じたる當時所在する地の屬する地域を離れたる月より加算する
- (2) 戦争中戦地より歸還したる者に就いては其の歸還すべき地の屬する地域に到着したる月迄加算する。

右の地域とは内地、朝鮮、臺灣、樺太、關東州、南洋郡島及之に準すべき外國の地區を謂ふ。

B 戦地外に在りて職務に服したる者

- (1) 動員（之に準ずるものを含む）部隊に編入せられたる者に就いては編入の月、動員（之に準ずるものを含む）下令前より其の部隊に在りたる者に就いては其の下令の月より加算する。
- (2) 戦争開始後職務に服すべき地に到りたる者及戦争中其の地より歸還したる者に就いては戦地に在りて職務に服したる者に準ずる。

二 危険地加算 公務員外國の交戦又は擾亂の地域内に於て危険を顧みず其の職務を以て勤務した

るときは、在勤期間の一月に付二月を加算せられる。この外國の交戦又は擾亂の地域及期間は勅裁を以て之を定めることになつてゐる。此の加算は單に交戦又は擾亂地域に勤務したのみでは附せられぬ。即ち公務員の職務上其の地に在勤することを要し且其の職務が危険なるものたることを必要とするのである。

三 戒嚴地加算 公務員戒嚴地境内に於て危険を顧みず其の職務を以て勤務したるときは、勤務期間の一月に付勤務の場所が外國なるときは二月、内國なるときは其の二分の一を加算せられる。この加算も亦單に戒嚴地境内に勤務したのみでなく、危険を顧みず其の勤務に服したることを必要とする。

四 外國鎮戍加算 公務員外國鎮戍に服したるときは、其の期間の一月に付一月半が加算せられる。

五 航空加算 航空機乗員たる公務員其の職務を以て航空勤務に服したるときは、其の期間の一月に付二月以内を加算せられる。二月以内とあるのは各場合に依つて加算年月数が異なるのであつて施行令第十四條には三個の場合を列擧し其の第一號に該當するときは其の一月に付一月

半。第二號に該當するときは其の一月に付一月。第三號の場合は其の一月に付半月と規定してゐる（施行令第十四條各號参照）。

六 潜水 水 加算 潜水艦乗員たる公務員其の職務を以て在役潜水艦の勤務に服したるときは、其の期間の一月に付一月を加算せられる。

七 邊陲又は不健康地加算及不健康業務加算 公務員其の職務を以て邊陲又は不健康の地域に引続き一年以上在勤したるときは、其の期間の一月に付半月を加算される。不健康なる業務に引続き一年以上在勤したるときは同様に取扱はれる。尙この地域相互間の轉勤は引續きたる在勤と看做される。邊陲地域といふのは都心より隔りたる邊陲の地にして通常の場合公務員等の生活に不便不自由を感ずべき土地を意味する。又不健康地域といふのは其の地に在勤すること自體が健康上悪い所の土地をいふ。この地域並加算年月は施行令別表の定むる所に依る。

本加算年の始期、終期に關しては一般原則に依るの外左の規定に依る（施行令第十六條）。

(1) 邊陲又は不健康の地域の加算は在勤地外の地より其の在勤地に赴任したる者に就いては在勤地に到着したる月より、其の地に在りて就職したる者に就いては就職の月より之を起算し其の在

勤を止めたる月を以て終る。

(2) 右の地域に在勤中引續き九十日以上其の地域を離れたるときは全く地域を離れたる月に對しては此の加算は爲されない。

右加算は各種加算中の一般的なもので、他の種類の加算は實際問題として考ふるときは其の適用を受くる者は大部分軍人であるが、この加算は法の定むる地域に在任する總ての公務員に適用せられる。

内地に屬するものを舉ぐれば左の通である。

A 三分の二月を加算せらるゝもの

北海道

國後郡 安渡移矢岬

松前郡 小 島

幌筵島 占 守 島

石川 縣

鳳至郡 舩倉島

長崎縣

南松浦郡 女島

鹿兒島縣

川邊郡 草垣島

B 二分の一月を加算せらるゝもの

北海道

厚岸大黒島

根室諸島

千島列島（安渡移矢岬、幌筵島及占守島を除く）

東京府 小笠原島

長崎縣

西彼杵郡 大立島

北松浦郡 五島白瀬 二神島

上縣郡 三島

福岡縣

宗像郡 沖島

鹿兒島縣

大島郡 曾津高崎 住用村大字西仲間 龜津村大字龜津字龜津 天城村大字阿布木名字平土野

同村大字西阿木名 字西阿木名 實久村大字實久字榮名原 東方村大字嘉鐵字皆津

沖繩縣

大東島

伊江島

宮古島列島

八重山列島

本加算の外朝鮮、臺灣、樺太、關東州及南洋群島等の各殖民地に對しては當分の内に限り法附則

に依る殖民地加算及朝鮮國境地方及臺灣理蕃地に對し國境警備及理蕃加算が附せられる。
次に不健康業務の種類は左の通である。

- (1) 有毒の瓦斯若くは蒸氣、爆藥類又は危険なる細菌の研究又は製造に直接に従事する勤務にして内閣總理大臣の指定するもの
 - (2) 排水量千噸以下の在役の驅逐艦、水雷艇若くは掃海艇乗員としての勤務又は鐵道事業に於ける蒸汽機關車乗員としての現業勤務
 - (3) 炭坑内切羽に於ける連續的現業勤務
 - (4) 肺結核、喉頭結核又は癩の患者を收容する病室に於て直接看護に従事する勤務
- 以上の業務に従事中引續き三十日以上服務せざるときは全く服務せざる月に對しては不健康の業務の加算はない。

八 遠洋航海加算 海上勤務に服する公務員其の職務を以て遠洋航海を爲したるときは其の期間の一月に付三分の一月を加算せられる。一年以上引續き編隊艦船に乗じて上陸制限の下に準戰訓練に服したるときも同様に取扱はれる。

九 殖民地加算 内地人たる公務員其の職務を以て台灣、朝鮮、關東州（關東廳及其の所屬官署職員に就いては南滿洲鐵道附屬地を含む）樺太又は南洋群島に一定期間引續き在勤したるときは當分の内其の在勤期間の一月に付半月を加算せられる（法第九十一條第一項）。
右の引續き在勤すべき期間は軍人に在りては一年、警察監獄職員に在りては三年、其の他の公務員に在りては四年である。

十 國境警備及理蕃加算 公務員が其の職務を以て朝鮮國境警備又は台灣に於ける理蕃の爲危険地域内に勤務したるときは當分の内其の在勤期間の一月に對し一月半を加算される。
以上述べたところを表示せば左の通である。

| 各種加算一覽表 | 種類 | 加算（一月に付） | 備考 |
|----------|----|----------|--------|
| 從軍加算（戰地） | | 三 月 | 法第三十二條 |
| 同上（戰地外） | | 一 月 半 | 同上 |

| | | |
|--------------------|-----------------------------------|-----------------|
| 危険地加算 | 二 月 | 法第三十三條 |
| 戒嚴地加算(外國) | 二 月 | 法第三十四條 |
| 同上(内國) | 一 月 | 同 上 |
| 外國鎮戍加算 | 一 月 半 | 法第三十五條 |
| 航空加算 | 二月以内 <small>一月半 一月</small> | 法第三十六條(施行令第十四條) |
| 潜水加算 | 一 月 | 法第三十七條 |
| 邊陲又は不健康地加算及不健康業務加算 | 半 月 | 法第三十八條 |
| 航海加算 | 三分の一 月 | 法第三十九條 |
| 殖民地加算 | 半 月 | 法第九十一條 |
| 國境警備及理蕃加算 | 一 月 半 | 法第九十二條 |

第四節 現恩給法施行前の在職年の計算

現恩給法施行前(即ち昭和八年十月一日以前)の在職に付在職年を計算する場合に於ては加算年

又は休職等の減算に關する改正規定に拘らず従前の規定に依り計算せられる(改正法附則第五條)。又休職、待命、歸休、停職其他現實に職務を執るを要せざる在職期間にして一月以上に亘るものは勅令の定むるところにより在職年の計算に於ては之を半減する旨の法第四十條ノ二の規定は現行法施行の際現に進行中に屬する休職、待命、歸休、停職其他同條に規定する在職期間に就いては其の期間が終了に至る迄は現行法の施行後でも此の法第四十條ノ二の改正規定が適用されない(改正法附則第六條)。

次に此處で尙注意を要するのは、現行法施行前の在職年の計算は右に述べたる通であるが、大正十二年制定に係る恩給法施行前の在職に付在職年を計算する場合は仍ちそれ以前の規定に依ることになつてゐるといふことである。但大正十二年十月一日の舊法施行の際現に在職したる者に就いては其の在職に繼續する在職に限り舊法施行前の在職と雖も加算年に關する規定を除くの外舊法に依り其の在職年が計算される。又この但書の場合に於て舊法制定前(大正十二年十月一日前)の規定に依つて特に通算し得べきことを定められたる年月數あるときはこの但書の規定に拘らず之を在職年に通算される。

第五節 法第九十九條廢止に伴ふ問題

教育職員の在職年を計算する場合に於て特に研究を要することは法第九十九條廢止に伴ふ諸問題である。法第九十九條には教育職員之恩給支給停止と在職年の通算とに關して規定せられてゐたのであるがこの点に關しては著者の恩師内閣恩給局長樋貝詮三先生著昭和八年改正恩給法解説（一四〇頁乃至一四六頁、一七七頁乃至一八五頁）に詳細述べられてゐるから先生の御著書より左に之を引用しよう。

法第九十九條（一五頁參照）ハ大正十二年現行恩給法ノ制定セラレル當時當分規定トシテ其レ前ノ舊法ノ趣旨ニ一部變更ヲ加ヘテ留保シタモノデアアル。其ノ趣旨ハ教育職員ニ付テハ再任ニ依テ他ノ一般ノ公務員ノ如ク普通恩給ノ全額停止ヲ爲サザルト共ニ、大正十二年ノ恩給法ニ依ツテ他ノ公務員ハ其ノ在職年ガ互ニ通算セラレルノニ拘ラズ教育職員ノ在職年ハ舊法ニテ通算ガ認メラレタ種類ノ公務員ノ在職年ト丈通算ヲ認メラレルニ止メルトイフノデアアル。當時斯ル規定ヲ存置シタノハ一般經濟界ノ好況ガ數員ヲ奪ヒ去ツタ爲ニ、受恩給者タル教員ノ再任ヲ必要トスルコトガ多カツタノニ起因スル。其ノ後事情ノ變更ハ之ヲ必要トセザルニ至ツタノミナラズ、寧ろ逆ノ現象ヲ呈スルニ至ツタノア此ノ規定ノ存置モ其ノ必要ナキノミナラズ、教育職員ト他ノ公務員トノ交互轉

職ヲモ妨グルモノデアアルカラ今回之ヲ削除シテ一般公務員ト同様ノ法則ニ從ハシムルコトト爲シタノデアアル。

本條ヲ削除シタ結果教育職員ト他ノ公務員トノ在職年ノ通算關係及恩給ノ停止關係ガドウナルカハ明瞭ヲ缺クモノガ少クナイ。其レテ改正法ハ其ノ主ナルモノニ付附則ニ於テ特別ノ規定ヲ爲シテオアル（附則一七以下）。

（一）先ヅ普通恩給ノ停止ニ付テ見レバ、改正法施行ノ際即チ本年十月一日ニ於テ現ニ教育職員又ハ教育事務ニ従事スル文官等ニ在職シ、第九十九條ノ規定アルニ依ツテ第五十八條ノ規定ノ適用即チ再就職ニ因ル普通恩給ノ全額停止ヲ受ケズニ所謂差額停止ヲ受ケテ居ル者ハ、其ノ者が引續キ其ノ官職ニ在職スル期間ニ限り（教育職員トシテハ引續キタル在職トス）其ノ普通恩給ノ停止ハ舊法ノ規定ニ依ツテ所謂差額停止ノ方法ニ依ルノデアアル。詳言スレバ、普通恩給算出ノ基礎トナツタ退職當時ノ俸給（改正法施行前ノモノニ限ルガ故ニ退職前一年間ノ俸給ニアラズ）ト再任後ノ俸給トヲ比較シ前俸給ガ再任後ノ俸給ヨリモ多額ナルトキハ其ノ差額ニ充ツル迄ハ再就職後モ普通恩給ヲ給與スルノデアアル。此レハ改正法施行後即チ本年十月一日以後ニ於テモ變リナキ所デアアルガ若シ其ノ者が一旦退職シテ更ニ就職スルカ又ハ他ノ官職例ヘバ文官（一般又ハ教育事務ニ従事スルモノ）ニ轉官シタ様ノ場合ニハ其レデ差額停止ノ利益ハ中断サレ其ノ後更ニ教育職員ニ再任シ又ハ之ニ再轉職シテ來テモ差額停止ノ利益ヲ回復スルノデハナイ。此ノ場合ニハ一般ノ公務員ノ場合ト同シク恩給全部ノ停止ヲ受クルコト

トト爲ルモノデアル(改正法附則一七)。

(二) 教育職員ノ在職年ト他ノ公務員ノ在職年トノ通算關係ニ付テハ之ヲ二ツニ別チテ考フルコトガ出來ル。
(イ) 其ノ一ツハ改正法施行前即チ本年十月一日前ニ第九十九條第一項ノ規定ノ現實的適用ヲ受ケテ差額停止ノ利益ヲ享受シタ在職期間ト、又改正法ノ附則第十七條(一)ニ於テ説明シタモノノ規定ノ適用ニ依ツテ本年十月一日以後ニ於テ現實ニ差額停止ノ利益ヲ續行シタ在職期間トハ共ニ第九十九條ノ規定ニ依ツテ通算關係ガ認めラレナカツタ官職ノ在職期間トハ其ノ在職年ハ互ニ通算サレルコトハナイ。(ロ) 他ハ第九十九條ノ規定ノ現實的利
益ヲ受ケナカツタ教育職員ノ在職年ト他ノ種類ノ公務員ノ在職年トノ通算デアル。現行第九十九條ノ規定ニ於テハ同條ガ適用サレル間即チ大正十二年十月ヨリ本年九月迄ノ十年間ニ屬スル教育職員ノ在職年ハ他ノ公務員ノ在職年トハ互ニ通算セムコトニ爲ツテオツタノデアルガ、今回ノ改正法ハ特ニ附則ニ於テ、第九十九條ニ依ツテ現實ノ利益ヲ受ケタ者ノミハ別論トシ、其ノ他ノ者即チ制度的ニハ此ノ利益ヲ受ケベカリシ者デアツテ而モ現實ニハ其ノ利益ヲ受ケナカツタモノノ在職年ハ、大正十二年十月一日以後改正法施行前ノ部分デモ、之ヲ他ノ公務員ノ在職年ト相互通算スルコトニシタノデアル(附則一九)。唯茲ニ注意スベキハ改正法施行前ニ既ニ退職シテ了ツテ普通恩給ニナルカナラヌカノ確定シタ者ヲ改正法施行後ニ其ノ儘デ在職年ヲ新規定ニ依ツテ改算シテ恩給權

ヲ付與スルコトハナイコトデアル(改正法附則二)。例ヘバ改正法施行前ニ退職シテ普通恩給最短期間ニ達セズ恩給權ノ發生シナカツタ者ガ、若シ他ノ公務員トシテノ在職年ヲ通算サレタリトスレバ其ノ年限ニ達シテ居ツタトイフ場合ニモ改正法施行ニ依ツテ當然普通恩給權ガ生ズル譯デハナイ。若シ此ノ者ガ再ビ就職シテ其ノ在職年ガ計算サレル様ノ場合ニハ通算サレ得ルトイフコトタルニ過ギナイ。尙此ノ外ニ注意スベキハ第九十九條ノ廢止ハ在職年通算關係ニ於テハ之ニ依ツテ他ノ公務員以上ニ利益ヲ與フル趣旨ノモノデナイトイフコトデアル。換言スレバ大正十二年恩給法制定當時第九十九條ノ制限ガナカツタト同様ノ程度迄利益ヲ認メタノデアルガ、其ノ程度ヲ超エテ他ノ公務員以上ニ通算ガ有利ニ爲ツタモノト解スベキデハナイ。從テ解釋上疑義アル場合ニ於テモ此ノ趣旨ニ立脚シテ其ノ解釋ヲ定ムベキモノデアル。

通算ノ關係ヲ場合ヲ別ツテ説明スレバ(A) 大正十二年十月一日即チ現行恩給法施行ノ日以後ノ教育職員トシテノ在職年ハ同日以後ノ他ノ一般ノ公務員ノ在職年ト互ニ通算スル。此ノ点ニ於テハ大正十二年ヨリ此ノ規定ガ存在シナカツタノト同シデアル。(B) 又大正十二年九月三十日以前ノ教育職員ノ在職年ト同日以前ノ他ノ公務員ノ在職年トノ通算關係ハ凡テ現行恩給法制定前ノ舊恩給諸法ニ依ツテ定メラレタ所ニ依ル(改正法附則一九II)。其ノ結果教育職員ハ教育職員相互ト教官其ノ他教育事務ニ從事スル文官トノ間ニノミ其ノ在職年ガ通算

セラルルコトト爲ルノテアル。此ノ点ハ現行恩給法制定當時ニ於ケル他ノ公務員ノ地位ト全ク同ジテアル。(C) 現行恩給法施行ノ日ノ前ト後トニ於ケル在職年ノ通算關係ハ恩給法第九十條第一項ノ規定ニ依ツテ定マル(改正法附則一九III)。即チ大正十二年十月一日前ニ一旦切レタ在職年ト其ノ施行後ノ在職年トハ現行恩給法制定前ノ舊法ニ依ツテ通算關係ノ認メラレタモノ丈チ通算スル、從テ教育職員ノ在職年ニハ、異種ノ公務員トシテハ、教官其ノ他教育事務ニ従事スル文官ノ在職年丈チ通算サレルノテアル。但シ大正十二年十月一日前ヨリ同日以後ニ亙ツテ繼續シテ在職シタルトキハ其ノ一連ノ在職中ニ他ノ公務員トシテノ在職ヲ包含スル場合ト雖モ新恩給法ノ原則ニ從ツテ互ノ在職年ヲ通算スル。例ヘバ大正十二年十月一日前ニ普通ノ文官トシテ在職シタル者ガ教育事務ニ従事スル文官ニ轉任シ、十月一日以後ニ教育職員ニ轉ジテ改正法施行後タル本年十月一日以後ニ退職シタル場合ニハ、此ノ教育職員ノ在職年ニハ教育事務ニ従事スル文官トシテノ在職年ハ固ヨリ、其レ前ノ普通ノ文官トシテノ在職年モ亦通算セラレテ教育職員ノ恩給ノ基礎ト爲ルモノテアル。又其ノ逆ニ教育職員トシテ大正十二年前ヨリ在職シ來リタル者ガ教育事務ニ従事スル文官ニ轉任シ(明三勅四五六)大正十二年十月一日以後普通ノ文官ニ轉任シ本年十月一日以後ニ退職シタルトキモ亦普通ノ文官トシテノ在職年ニ教育職員トシテノ在職年ガ通算セラレル。大正十二年十月一日ヲ境目ニシテ、其レ前ニ切レタ部分ト同日後ノ在職年トハ其レ前ノ舊法ヲ通算ガ認

メラレタモノニ限ツテ通算サレル。

此ノ第九十九條ノ削除ノ結果準教育職員ノ在職年モ、半減セラレテ教育職員ノ在職年ニ通算セラレ得ルコトト爲ツタ(四二、四)。從ツテ第四十二條第四號ニ定ムル要件ヲ具フル限リ其ノ在職年ハ教育職員ノ在職年ニモ他ノ公務員ノ在職年ニモ通算サレル。而シテ其ノ通算サレル在職年ハ大正十二年十月一日以後ノ在職ニ係ルモノハ勿論同日前ノ在職ニ係ルモノト雖モ、大正十二年十月一日ノ在職ニ繼續スル部分ニ限ツテハ其ノ後ノ他ノ公務員ノ在職年ニ通算サレルノテアル。

尙本條廢止ノ結果生ズベキ一二ノ疑問ニ付テ左ニ其ノ解説ヲ試ミルコトトスル。

其ノ一ハ本條ノ第三項及第四項ノ廢止セラレ、結果、改正法施行後ニ退職スル者ニ付同項ノ規定ハ全然適用ナキニ至ルヤ否ヤノ点デアアルガ、之レハ改正法ノ施行セラレル前即チ本年九月三十日迄ニ普通ノ文官ヨリ教育職員又ハ教官其ノ他教育事務ニ従事スル文官ニ轉ジタル者ニハ其ノ者ガ改正法施行後ニ退職シタ場合ニ右第三項ノ規定ガ適用セラレ、又同日迄ニ教育職員ヨリ教官其ノ他教育事務ニ従事スル文官ニ轉ジ更ニ普通文官ニ轉ジタル者ガ改正法施行後退職シタ場合ニハ右第四項ノ規定ガ適用セラレルモノト解スベキデアアル。此ノ轉官職ノコトハ嚴格ニ言ヘバ改正法附則第二條ニ所謂給與事由ノ發生トハ見得ラレヌカモ知レナイケレドモ第九十九條テハ給與

事由ニ準ズルモノト看做シテオルカラ、右ノ如ク解スルノ外ハナイ。

其ノ二ハ改正法施行前ニ教育職員トシテ既ニ普通恩給ヲ受ケタル者ガ改正法施行後即チ本年十月一日以後ニ普通ノ文官（教官其ノ他教育事務ニ従事スル文官等ニアラザル）、待遇職員等ニ再就職シタトキハ其ノ教育職員トシテノ恩給ハ全部停止セラレルコトデアアル（五八）。其ノ代リ第五十四條ニ依ツテ、其ノ再在職ノ在職年ニ前ノ普通恩給ノ基礎ト爲ツタ教育職員ノ在職年ヲ通算シテ普通恩給ノ改定ガ爲サルルノデアアル。是レハ恩給法ニ於テハ恩給停止ト在職年通算トガ常ニ相伴フコトノ結果デアアル。此ノ逆ニ文官トシテノ恩給ヲ有スル者ガ教育職員ニ再就職シタ場合ニ於テモ同様デアアル。

第十七條 本法施行ノ際現ニ在職シ恩給法第九十九條第一項ノ規定ノ適用ニ依リ同法第五十八條ノ規定ノ適用ヲ受ケザル者ノ恩給ノ停止ニ付テハ其ノ者ガ引續キ其ノ官職ニ在職スル期間ニ限り仍同法第九十九條第一項ノ規定ニ依ル。

本條以下第十九條迄ハ恩給法第九十九條廢止ノ結末ヲ付クル爲ニ設ケラレタ規定デアアル。恩給法第九十九條第一項ノ規定ニ依レバ再就職ノ場合ニ恩給ヲ全額停止スルトイフ第五十八條ノ規定ハ教育職員ト教育事務ニ従事ス

ル文官トニハ當内ノ内之ヲ適用セズニ大正十二年十月一日前ノ規定デアアル所ノ『退隱料ノ支給ニ付在官在職年數ヲ通算スルコトヲ得ル官職ニ就キ受クル給料ト退隱料トナ合シタル金額退前現時ノ給料額ヲ超過スルトキ其ノ差額ニ限り停止スル』ノデアアル。從テ教育職員ノ在職年ニ通算サレナイ官職ニ再就職スルモ第五十八條ノ停止規定ノ適用ヲ受ケナイ、又之ニ通算サレル官職ニ再就職シテモ其レハ差額停止デアアル。第九十九條ハ此ノ利益ヲ一時教育職員ニ保有シテ居ツタノデアアルガ之ニハ同條第二項以下ノ不利益モ伴ツテ居ツタノデ今回之ヲ廢止シタノデアアルガ此ノ第九十九條ノ規定ヲ廢止シタ儘ニスルト本年十月一日カラハ今迄全ク停止サレナカツタ様ナ、又ハ一部ノ外ハ停止サレナカツタ様ナ恩給ハ直ニ全部停止サレルコトト爲ルノデアアル。是レハ再就職者本人ニ苦痛デアアルシザレバトテ其ノ者ノ俸給ヲ十分ニ増額シテヤルコトハ財政上不可能デアラウカラ本條デ經過的ニ其ノ者ガ引續キ其ノ官職ニ在ル間ハ尙上述ノ原則ニ依ツテ停止關係ヲ定メルト爲シタノデタル。

其處デ問題ニナルノハ『其ノ官職』トハ何ヲ謂フカトイフコトデアアル。其ノ官職トイフコトヲ非常ニ嚴格ニ解スレバ府縣屬ガ事務官ニ爲ツテモ、中學校教諭ガ中學校長ニ爲ツテモ最早『其ノ官職』ニ在ルモノデナイコトニ爲ルガ併シ此ノ規定ハ其レ程狭ク解スベキモノデモナイ、何トナレバ本條ノ立法理由ハ主トシテ俸給豫算カラ來テ居ルノデ、豫算關係ガ異ル様ナ場合ニハ本人ガ動クトキニ俸給ヲ斟酌スレバ宜シイ、之ヲ斟酌スルコトナシ

ニ他官職就職ヲ命ズベキデナイト共ニ本人モ亦之ヲ考慮ニ入レズシテ轉職ヲ承認スベキデモナイ。言ヒ換ヘレバ轉職ニ當ツテ此ノ点ヲ考慮スル余地ガ十分アル譯デアル。斯ウイフ理由カラ出來テオル本條ノ規定デアルカラ一固ヨリ之ハ立法ノ理由丈デ法文ノ意味其ノモノデハナイガ。法文ノ解釋ニ當ツテモ此ノ趣旨ヲ加味スルコトが必要デアル。其レデ次ニ掲ケル十數種ノ官職ノ同號内ニ於ケル轉任ハ尙『其ノ官職』ニ在ルモノト解スルヲ妨ゲナイコトト思フ。其レハ恩給法及其ノ施行令ガ他ノ種々ノ点ニ於テ同一取扱ヲシテ居ルカラデアル。唯注意スベキハ此處ニ謂フ所ノ『其ノ官職』ハ如何ニ擴張的ノ解釋ヲシテモ附則第十條ニ規定スル『同一種類ノ官職』ホドノ廣イ意味ノモノニハナラヌコトデアル。

- 一、恩給法第十六條第三號ニ規定スル様ナ公立ノ小學校、實業補習學校、幼稚園、盲學校、聾啞學校、小學校ニ類スル各種學校ノ職員
- 二、前號ニ掲ゲラレルモノ以外ノ公立學校職員制ニ依ル職員
- 三、公立圖書館員
- 四、教官其ノ他教育事務從事ノ文官
- 五、前號ニ掲ゲラレルモノ以外ノ文官

六、軍 人

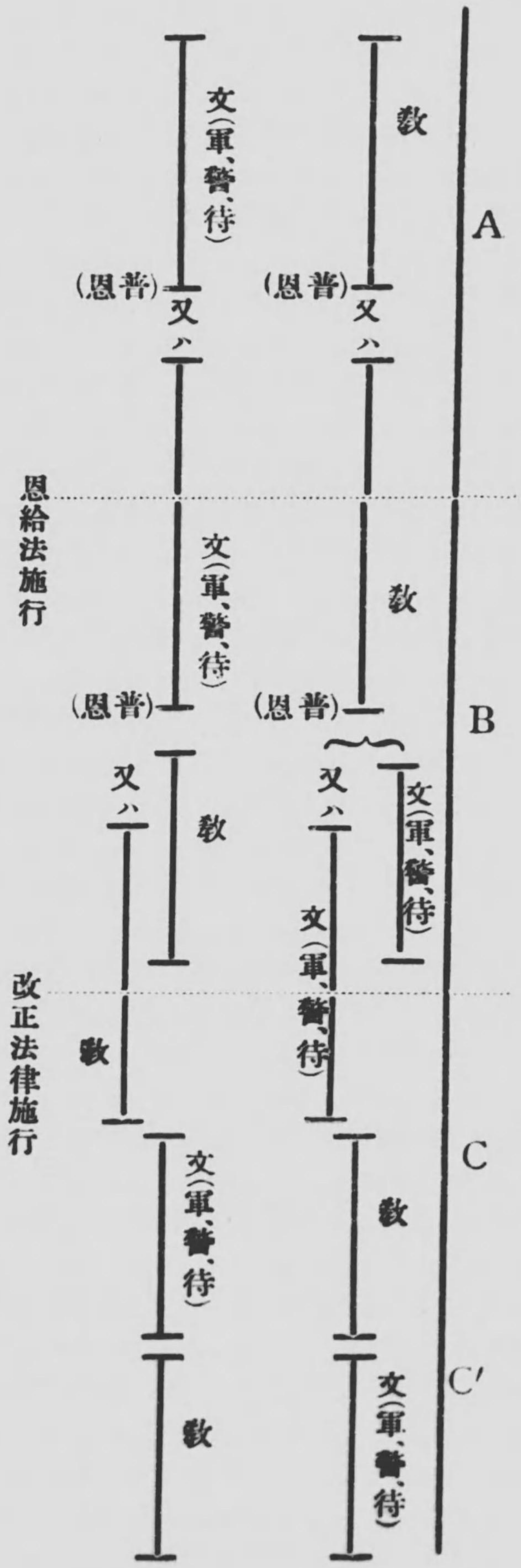
- 七、恩給法第二十三條第一號ニ掲ケル警察監獄職員
- 八、恩給法第二十三條第二號ニ掲ケル警察監獄職員
- 九、恩給法第二十三條第三號ニ掲ケル警察監獄職員
- 一〇、恩給法第二十四條第一號ニ掲ケル待遇職員
- 一一、恩給法第二十四條第二號ニ掲ケル待遇職員
- 一二、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 一三、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 一四、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 一五、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 一六、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 一七、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 一八、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 一九、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 二〇、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 二一、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 二二、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 二三、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 二四、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 二五、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 二六、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 二七、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 二八、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 二九、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 三〇、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 三一、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 三二、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 三三、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 三四、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 三五、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 三六、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 三七、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 三八、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 三九、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 四〇、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 四一、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 四二、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 四三、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 四四、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 四五、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 四六、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 四七、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 四八、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 四九、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 五〇、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 五一、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 五二、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 五三、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 五四、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 五五、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 五六、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 五七、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 五八、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 五九、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 六〇、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 六一、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 六二、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 六三、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 六四、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 六五、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 六六、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 六七、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 六八、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 六九、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 七〇、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 七一、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 七二、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 七三、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 七四、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 七五、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 七六、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 七七、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 七八、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 七九、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 八〇、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 八一、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 八二、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 八三、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 八四、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 八五、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 八六、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 八七、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 八八、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 八九、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 九〇、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 九一、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 九二、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 九三、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 九四、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 九五、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 九六、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 九七、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 九八、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 九九、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員
- 一〇〇、恩給法第二十四條第三號ニ掲ケル待遇職員

經過的ニ尙必要デアル所ノ教育事務ニ從事スル文官トイフ觀念ハ從來之ヲ定メテ居ツタ恩給法施行令第三十四條カラ其レヲ修正シタ本年勅令第二三六號附則第六條ニ移サレテ其ノ儘ニ規定サレテオル(附録參照)。

第十八條 本法施行前恩給法第九十九條第一項ノ規定ノ適用ニ依リ同法第五十八條ノ規定ノ適用ヲ受ケザリシ者又ハ前條ノ規定ノ適用ニ依リ同法第五十八條ノ規定ノ適用ヲ受ケザル者ノ當該在職期間ト他ノ公務員ノ在職

年トノ通算ハ仍從前ノ例ニ依ル恩給法制定當時ヨリ改正法施行迄ノ全部停止ノ規定ノ適用ヲ受ケザリシ期間又ハ前條ノ經過的規定ノ適用ニ依ツテ將來全部停止規定ノ適用ヲ受ケザル期間ノ在職年ハ他ノ一般ノ公務員ノ在職トハ互ニ永久ニ通算シナイ。通算スルノハ唯恩給法第九十九條ヲ認メラレタ範圍ノモノニ止ル。即チ教育職員、教官其ノ他教育事務ニ従事スル文官、學習院教官ガ之レテアル。準教育職員ノ在職年トノ間モ同様ト解スベキデアル。

右ノ通算關係ニ付テ二三ノ例ヲ示スコト、スル。



右圖ノ様ナ場合ニ於テA B Cノ通算關係ハ改正前ノ規定ニ依リ、A B Cノ通算關係ハ改正法ニ依レ。

第十九條 前條ニ規定スル者ヲ除クノ外恩給法第九十九條第一項ニ規定シタル者ノ大正十二年十月一日以後ノ在職年ハ同日以後ノ他ノ公務員ノ在職年ト互ニ通算ス但シ本法施行前ニ給與事由ノ生ジタル場合ニ於テハ其ノ者ガ再就職シ本法施行後退職又ハ死亡シタル場合ニ限り此ノ規定ニ依ル

前項ニ規定スル者ノ大正十二年九月三十日以前ノ在職年ノ同日以前ノ他ノ公務員ノ在職年トノ通算ニ付テハ同日以前ノ舊法ノ例ニ依ル

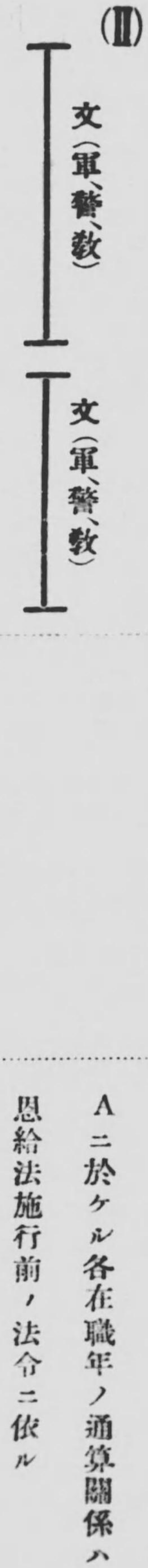
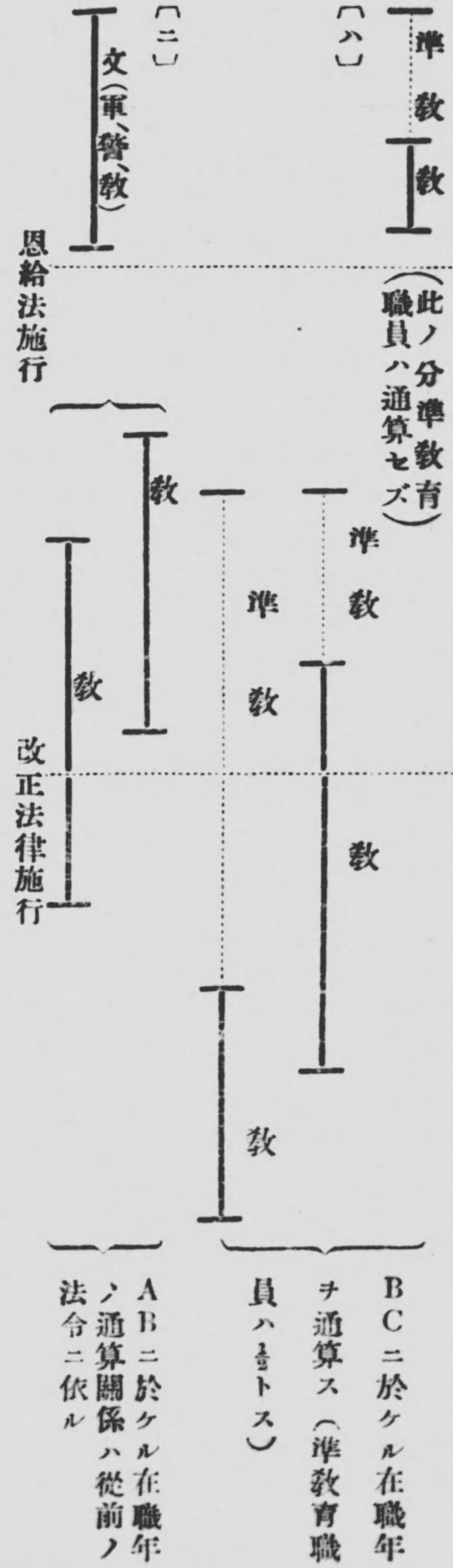
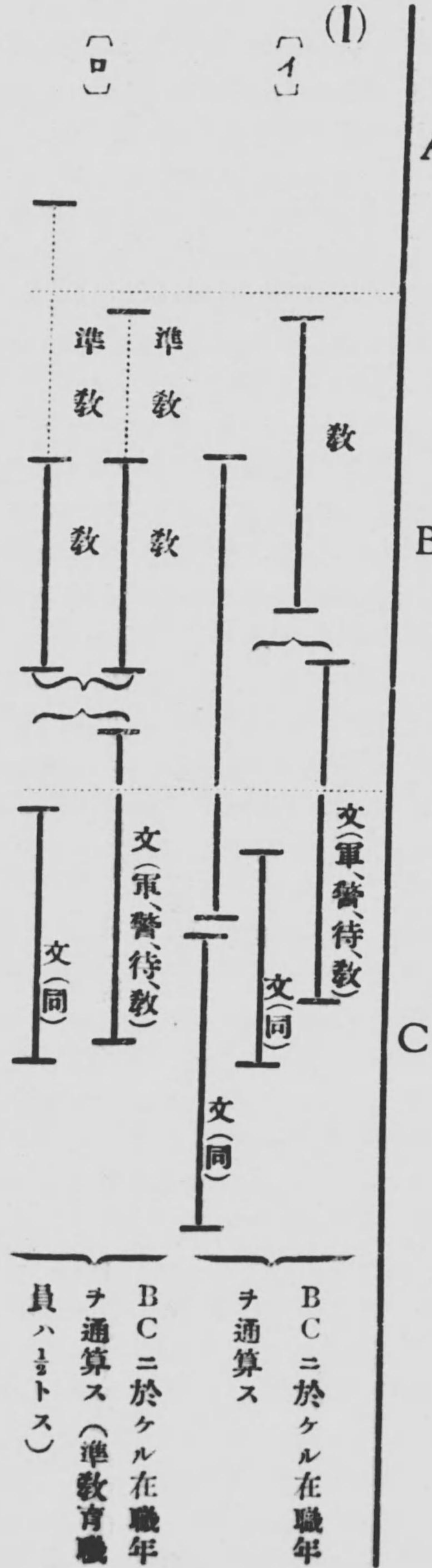
第一項ニ規定スル者ノ大正十二年十月一日前後ノ在職年ノ通算ニ關シテハ恩給法第九十九條第一項ノ規定ヲ適用ス

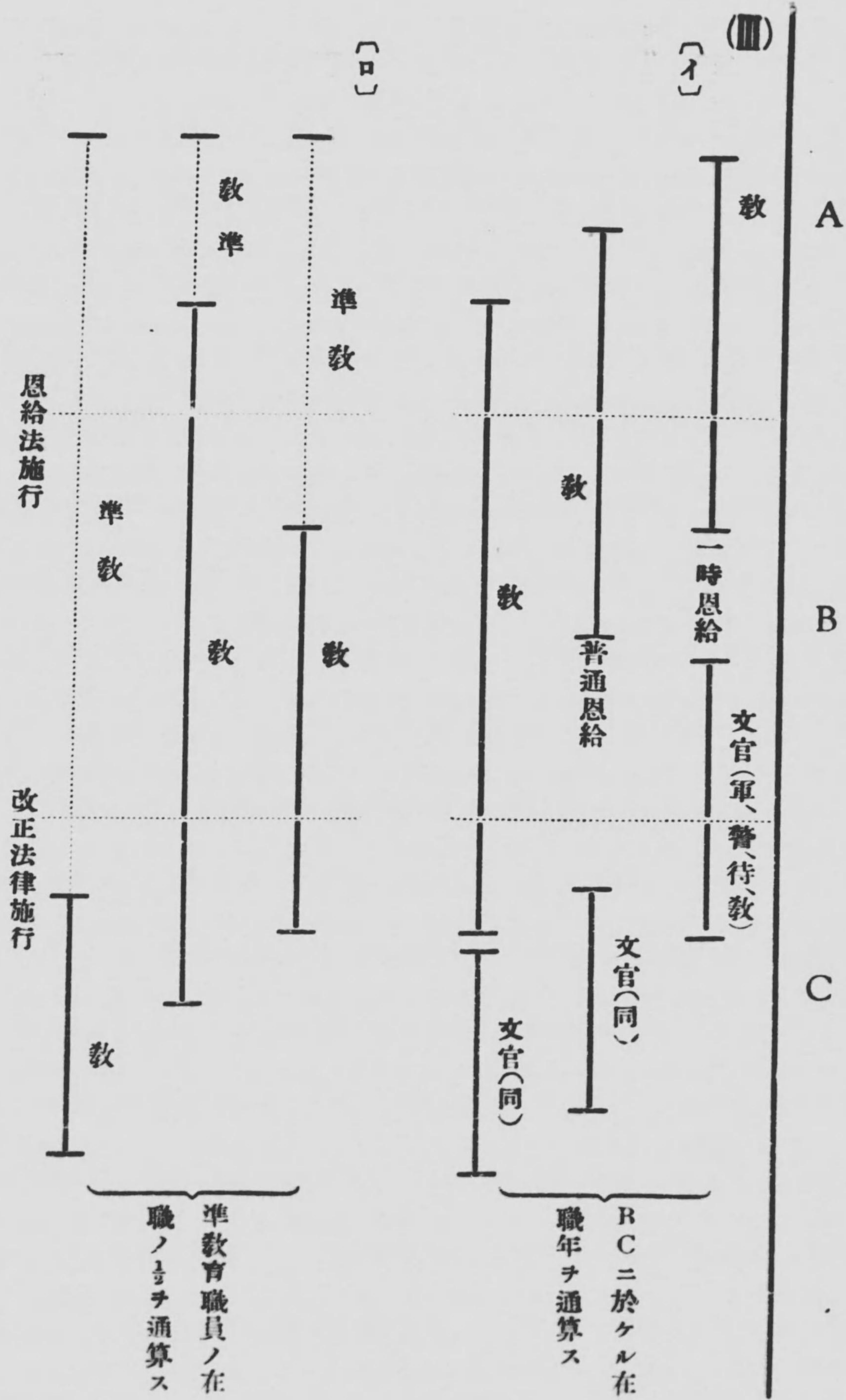
恩給法第九十九條第一項自身ノ適用ニ依リ又ハ本附則第十七條ノ經過的規定ノ適用ニ依リ現實ニ全部停止ノ規定ノ適用ヲ免レタ者テナイ所ノ者(他ノ規定例ヘバ第八十五條第一項ノ規定ニ依リ當然全部停止ヲ受ケザリシ者ヲ含ム)ニ付テハ恰モ第九十九條ガ恩給法制定當時ヨリ存在シナカツタガ如クニシテ他ノ公務員トノ通算關係ヲ定メルノデアル。尤モ改正法施行前ニ既ニ退職(死亡)シテ了ツタ者ニ付テハ其ノ者ガ其ノ後改正法施行前又ハ後ニ再就職シテ施行後ニ退職シタトキテナクレバ通算ヲ起サナイ。改正法ガ施行サレタ丈ノ理由テ溯及シテ通算

シ普通恩給ヲ生ゼシメ又ハ之ヲ改定スルコトハナイ。

本條第一項ハ大正十二年十月一日以後ノ在職年ノ横ノ通算ヲ規定シ、同第二項ハ大正十二年九月三十日以前ノ在職年ノ横ノ通算ヲ規定シ、同第三項ハ恩給法施行期日タル大正十二年十月一日ヲ境トシテノ縦ニ前後ノ在職年ノ通算ヲ規定シタモノデアアル。之ニ依レバ第一項ノ在職年ハ前條ニ定ムルモノヲ除キ自由ニ通算シ、第二項ノ在職年ハ教育職員同士及教官其ノ他教育事務ニ従事スル文官トノ間ニ通算ヲ認メ第三項ノ在職年ハ原則トシテ第二項ノ在職年ニ認メタル程度ニテ通算シ、唯恩給法第九十條第一項但書ノ規定ノ適用サレルル限度ニ於テ他ノ公務員ノ在職年ト通算サレルノデアアル。

右ノ規定ノ適用ヲ受クベキ場合ノ二三例ヲ擧ゲルコト、スレバ、





尙今回ノ改正法律施行後ニ於テモ留保セラレタル第九十九條第三項、第四項ノ規定ニ依ツテ通算關係ガ定メラ
ル、幾多ノ場合ガ存シ複雑ナ極ムルガ余リニ細目ニ亘ルカラ技ニハ之ヲ省略シタ。

第十章 恩給金額の計算

第一節 總 說

公務員の恩給金額は各種恩給を通じ、其の在職年及退職前の俸給額を基礎として計算するを原則とする。この原則に對する例外として在職年及俸給額に關係なく其の受けたる傷痍疾病の程度と、公務員の階級とに依つて給されるものに増加恩給、傷病年金及傷病賜金がある。

さて普通恩給、増加恩給、一時恩給及扶助料の金額計算は如何にすべきか及其等の再任改定の場合の計算は如何にすべきか等に付以下節を分ちて解説を加へよう。然して本論に入る前に前提的問題として之等恩給計算の基礎をなすべき俸給及階等の意義並階位未滿の金額の取扱に就いて一言しよう。

第一 退職前の俸給

恩給金額算出の基礎と爲すべき俸給額は退職前の俸給額である。

- 一 退職前の俸給年額 恩給金額算出の基礎と爲すべき退職前の俸給年額とは退職前一年間の俸給總額を謂ふのである（法第五十九條ノ二）（改正前は退職當時の俸給に依つて計算した）。然して實在職期間が一年未滿なるときは、其の受けたる俸給額を月數の割合に依り一年分に換算することになつてゐる。又軍人及準軍人に在つては左表に定めたる假定俸給額を以て其の階等に對する俸給額とする。

さて右に述べたる原則に對しては左の特例がある。

- (1) 公務の爲め傷病を受け又は疾病に罹り之が爲め退職し又は死亡したる者に付退職又は死亡の際昇給ありたるときは其の爲されたる昇給の中級俸の定あるもの（軍人及準軍人に就いては左表假定俸給額を以て級俸とする）に就いては一級、其の定なきものに就いては昇給前の俸給の百分の十五を限度とし退職一年前より昇給せられたるものとして計算する。
- (2) 右に述べたる場合以外の場合に於て退職前一年内に昇給ありたるときは其の昇給が前俸給二年

以上据置の後爲されたるものなるときに限り(1)と同じく其の爲されたる昇給の中級俸の定あるものに就いては一級、其の定なきものに就いては昇給前の俸給の百分の十五を限度とし一年前より昇給せられたるものとして計算する。又轉官職に依る俸給の増額は之を昇給と看做し本規定を適用する。

恩給金額算出の基礎となすべき俸給額を退職當時の俸給額から退職前一年間の俸給額に改めたのは従來各種の公務員を通じ退職に際しては概ね昇給を伴ひ（教育職員は特に其の昇給は有利に取扱はれた）そして其の昇給額は直ちに恩給額算出の基礎となつたのだが昭和八年の改正に依り退職に際し昇給されても（余り昇給も爲されないが）恩給額の増加にはならぬこととなつた。（但月の中途に昇給すれば其の月分は昇給額で計算される故此点注意を要する）

特例の(1)は公務傷病に因り退職又は死亡したる者に對しては實際上の取扱として昇給を爲すのが慣例であつて級俸の定ある者に就いては一級だけ又定のない者に就いては退職前の俸給の百分の十五だけは退職一年前に昇給されたものとして計算するといふのであつて之等の者に對しては一定の特典を與へるのを目的とした規定である。

特例の(2)は一定年限昇給しなかつた者の退職當時又は退職前一年間に於ける昇給は、一級又は昇給前の俸給の百分の十五に限り一年以前より昇給されたものとして計算すると云ふ規定で相當年限昇給しなかつた者に對する取扱としては妥當なる立法なりと著者は信ずる。

次に級俸の定あるものとは俸給の段階が法定せられてゐるもの例へば一級俸一六五圓、二級俸一四五圓、十四級俸四〇圓、又は一級俸(年)二七七〇圓、二級俸二五〇〇圓、十三級俸九七〇圓等と定めたものを謂ひ、級俸の定なきものとは年功加俸の如く別段何級俸の年功加俸など、定められてゐないものを意味する。

さて此處で問題となるのは當分俸給を如何に取扱ふかといふことであるがこの點に關しては施行令第二十四條の十に於て左の如く之を明記してゐる。即ち

- (1) 級俸の定ある場合に於て當分給として給與級俸より少額の俸給を給せられたる者に就いては給與級俸の直近上位の級俸の額に給與級俸に對し當分俸給が有する割合を乗じたるもの(圓位未満は圓位に滿たしむ)を以て當分俸給に對する一級上位の俸給額とする。級俸の定ある場合に於て月俸七十五圓未滿のものに付級俸に拘らず適宜の金額を定め之を給與したるときも同様に

取扱はれる。

- (2) 同一級俸に付上下の區分ある場合に於ては其の上俸は之を下俸に對する一級上位の俸給と看做される。

- (3) 轉官職に依り昇給を來たす場合に於ては新官職に付定められたる級俸中前の官職に付給せられたる俸給に直近に多額なるものを以て一級上位の俸給とする。但其の額が前官職に付給せられたる俸給に其の百分の十五を加へたる金額に達せざるときは之に達する金額を以て一級上位の俸給と看做される。

さて次に以上述べたる特例に就いては更に一箇の經過的特例がある。即ち附則第十條には其の公務員が同一種類の公務員として實在職年二十年以上勤続したるものにして特種の事情あるものに就いては當分の内此の制限の一級を二級に、又百分の十五を百分の三十とする旨定められてゐるのである。この場合の實在職年といふのは加算年を含まぬことを意味し、又勤続といふのは斷片的に切れ切れの年數は含まぬことを意味するのである。

退職前一年内の俸給を計算する場合に於ては左の例に依る。

- (1) 初任の月に於て日割計算を以て俸給を給せられたる場合に於ても全月分を以て其の月の俸給額とする。
- (2) 月の中途に於て昇給ありたる時は昇給後の俸給額を以て其の月の俸給額とする。
- (3) 休職罰俸等の事情に依り本來給與せらるべき俸給に比し一時的に少額を給せられたる場合に於ても本來の給與せらるべき俸給額に依る。

軍人の假定俸給年額（恩給法別表第一號表甲）

| 階等 | 將官及相當官 | | 佐尉官及相當官 | |
|--------|--------|--------|---------|--------|
| | 親任 | 高等官 | 同 | 同 |
| 假定俸給年額 | 七、五〇〇円 | 六、五〇〇円 | 五、六〇〇円 | 四、六〇〇円 |
| 階等 | 一高等官 | 二同 | 三同 | 四同 |
| | | | 五同 | 六同 |
| | | | 七同 | 八同 |
| | | | 九同 | 十同 |
| | | | 十一同 | 十二同 |
| | | | 十三同 | 十四同 |
| | | | 十五同 | 十六同 |
| | | | 十七同 | 十八同 |
| | | | 十九同 | 二十同 |
| | | | 二十一同 | 二十二同 |
| | | | 二十三同 | 二十四同 |
| | | | 二十五同 | 二十六同 |
| | | | 二十七同 | 二十八同 |
| | | | 二十九同 | 三十同 |
| | | | 三十一同 | 三十二同 |
| | | | 三十三同 | 三十四同 |
| | | | 三十五同 | 三十六同 |
| | | | 三十七同 | 三十八同 |
| | | | 三十九同 | 四十同 |
| | | | 四十一同 | 四十二同 |
| | | | 四十三同 | 四十四同 |
| | | | 四十五同 | 四十六同 |
| | | | 四十七同 | 四十八同 |
| | | | 四十九同 | 五十同 |
| | | | 五十一同 | 五十二同 |
| | | | 五十三同 | 五十四同 |
| | | | 五十五同 | 五十六同 |
| | | | 五十七同 | 五十八同 |
| | | | 五十九同 | 六十同 |
| | | | 六十一同 | 六十二同 |
| | | | 六十三同 | 六十四同 |
| | | | 六十五同 | 六十六同 |
| | | | 六十七同 | 六十八同 |
| | | | 六十九同 | 七十同 |
| | | | 七十一同 | 七十二同 |
| | | | 七十三同 | 七十四同 |
| | | | 七十五同 | 七十六同 |
| | | | 七十七同 | 七十八同 |
| | | | 七十九同 | 八十同 |
| | | | 八十一同 | 八十二同 |
| | | | 八十三同 | 八十四同 |
| | | | 八十五同 | 八十六同 |
| | | | 八十七同 | 八十八同 |
| | | | 八十九同 | 九十同 |
| | | | 九十一同 | 九十二同 |
| | | | 九十三同 | 九十四同 |
| | | | 九十五同 | 九十六同 |
| | | | 九十七同 | 九十八同 |
| | | | 九十九同 | 百同 |

二 退職前の俸給月額 退職前に於ける俸給月額と稱するは、退職前の俸給年額の十二分の一に相當する金額を謂ふ（法第五十九條ノ二第四項）。

三 俸給 恩給法上に於ける俸給とは本俸及之に準すべきものを謂ふ（法第四十四條第一項）。又公務員ニ以上の官職を併有し各官職に付俸給を給せらるゝ場合に於ては兩者俸給額を合算したるものを以て其の者の俸給額とする（法第四十四條第三項）。次に本俸に準すべきものとは左に掲ぐるものを謂ふ（施行令第二十條）。

- (1) 年功に因る加俸
- (2) 府縣知事の指定地加俸
- (3) 官立又は公立の大學の教授又は助教授の職務俸
- (4) (1)に掲ぐるものを除くの外市町村立小學校教員加俸令に依る加俸
- (5) 警察監獄職員の精勤及功勞加俸

第二階 等

増加恩給、傷病年金及傷病賜金に就いては傷病原因、症狀等差及階等を以て決定される。官吏の

中高等官は其の叙任官等に依る。判任官は文武判任官等級令（明治四十三年勅令第二百六十七號）に依つて特に定められたるものは別として其の他は俸給に依つて左の四等に區分される。

一等 特別級 俸
二級 俸

二等 三級 俸
四級 俸
五級 俸
月俸九十五圓以下八十五圓以上

三等 六級 俸
七級 俸
八級 俸
月俸八十五圓未満五十五圓以上

四等 九級 俸
十級 俸
十一級 俸
月俸五十五圓未満

次に教育職員及準教育職員の公務傷病の裁定の適用に就いての階等は左の區分に依つてゐる。

(1) 教育職員の階等は其の官等々級又は待遇官等々級に依り勅任官、奏任官又は判任官の待遇を受

くるも官等々級の定なき者は各其の最下位の官等々級に依る。

(2) 準教育職員の階等は公立學校職員待遇官等々級令別表第二表の例に準ずる。

第二表

| | | | |
|--------------|------------------|-------------------|--------------|
| 判任官一 等 待遇 | 判任官二 等 待遇 | 判任官三 等 待遇 | 判任官四 等 待遇 |
| 月俸百圓以上 | 月俸七十圓以上 上百圓未満 | 月俸五十圓以上 上七十圓未満 | 月俸 十圓 未満 |

第三 圓位未滿の端數

恩給年額並一時恩給及一時扶助料の額の圓位未滿は之を圓位に滿たしむることになつてゐる（法第四條）。

第二節 普通恩給

普通恩給の金額は基礎額、加算額及加給額等に依り計算される。

第一 基礎額

普通恩給の基礎額とは當該公務員の普通恩給最短年限に達したるとき之に給すべき恩給額を謂ひ、其の額は退職前の俸給年額百五十分の五十に相當する金額である。

第二 加算の一般原則

普通恩給最短年限を越ゆる一年毎に其の一年に對し退職前の俸給年額百五十分の一に相當する金額を加算せられる。然して此の加算に就いては一定の最高限度が設けられてゐる。即ち軍人以外の公務員にして在職四十年を越ゆるものに給すべき恩給年額は之を在職四十年として、又軍人として在職五十年を越ゆるものに給すべき恩給年額は之を在職五十年として計算され其の四十年又は五十年を越ゆる在職年に對しては加算せられない。

第三 加給

第二に述べたる一般的加算の外教育職員、警察監獄職員並外國實勤績在職年十七年以上に達したる各公務員等に對しては特定の條件に依り一定額を加給せられる。

(1) 教育職員が普通恩給を受くる場合に於て其の在職中に小學校、實業補習學校、幼稚園、盲學校、

聾啞學校又は小學校に類する各種學校の教育職員としての勤績在職年十七年以上のものを含むときは其の勤績在職年中十七年を控除したる残りの勤績在職年一年に付退職前の俸給年額の百五十分の一の割合を以て加給される。即ち十七年以上の分に對しては百五十分の二宛となる譯である。

(2) 教育職員が普通恩給を受くる場合に於て其の在職年中に中學校又は之と同等以下の程度の學校（同等以下の程度の學校が如何なるものなるかは後に掲げる）の教育職員としての勤績在職年十七年以上のものを含むときは其の勤績在職年中十七年を控除したる残りの勤績在職年一年に付退職前の俸給年額の三十分の一の割合を以て加給せられる。

(3) 警察監獄職員が普通恩給を受くる場合に於て其の在職年中に警察監獄職員としての勤績在職年十二年以上のものを含むときは其の勤績在職年中十二年を控除したる残りの勤績在職年一年に付退職前の俸給年額三十分の一を加給せられる。

(4) 各種公務員が普通恩給を受くる場合に於て其の在職年中に外國實勤績在職年十七年以上のものを含むときは其の勤績在職年中十七年を控除したる残りの勤績在職年一年に付退職前の俸給年

額三百分の一の割合を以て加給せられる。

中學校と同等以下の程度の學校とは左に掲ぐるものを謂ふ（施行令第三十條）。

- (1) 師範學校
- (2) 高等女學校
- (3) 専門學校令に依らざる實業學校（實業補習學校を除く）
- (4) 中學校又は前二號に掲ぐる學校に準すべき學校
- (5) 實業補習學校教員養成所
- (6) 朝鮮又は台灣に於ける中學校又は第一號乃至第三號若くは第五號に掲ぐるものに準すべきもの
- (7) 在外指定學校にして中學校又は第一號乃至第三號に掲ぐる學校に準すべきもの

第四 減 額

普通恩給の減額とは、一時恩給受給者再就職に依り普通恩給を給せらるゝ場合其の受けたる一時恩給を返還せざるとき其の受くべき普通恩給額中より一定金額を控除さるゝことを謂ふ（第二章第七參照）。

- 一 減額せらるべき場合 昭和八年十月一日以後一時恩給を受けたる者其の後一時恩給の基礎となりたる在職年一年を二月に換算したる月數内例へば五年分の一時恩給を受けたる者に在りては其の毎一年を二月に換算したる月數即ち十ヶ月以内に召集其他強制に依るにあらずして再就職し前後在職年を通算し、普通恩給を給せらるゝ場合は減額せられる（第二章參照）。然して右換算月數を超へたる後に再就職したる場合に於ては此の減額は行はれない。
- 二 控除せらるべき金額 控除せらるべき金額に就いては第二章第七に於て具体的例示を以て説明せる故之を省略する。

第五 算 出 方 法

教育職員其他各公務員の普通恩給年額算出方法を算式を以て示せば次の通である。

- (1) 教育職員、文官及待遇職員

A. 一般の場合

$$\text{退職前の俸給年額} \times \left(\frac{50}{150} + \frac{(\text{在職年}) - 17}{150} \right) = \text{普通恩給年額}$$

基礎額 加算額

B. 勤続加給がある場合

其の一（小学校、實業補習學校、幼稚園、盲學校、聾啞學校、小學校に類する各種學校の教育職員としての勤続在職年十七年以上を含む場合）

$$\text{退職前の俸給年額} \times \left(\frac{50}{150} + \frac{(\text{在職年})-17}{150} + \frac{(\text{勤続在職年})-17}{150} \right) = \text{普通恩給年額}$$

基礎額 加算額 勤続加給額

其の二（中學校又は之と同等以下の程度の學校の教育職員としての勤続在職年十七年以上を含む場合）

$$\text{退職前の俸給年額} \times \left(\frac{50}{150} + \frac{(\text{在職年})-17}{150} + \frac{(\text{勤続在職年})-17}{300} \right) = \text{普通恩給年額}$$

基礎額 加算額 勤続加給額

(2) 勤続加給の計算

A. 一般の場合

$$\text{退職前の俸給年額} \times \left(\frac{50}{150} + \frac{(\text{在職年})-12}{150} \right) = \text{普通恩給年額}$$

基礎額 加算額

B. 勤続加給がある場合

$$\text{退職前の俸給年額} \times \left(\frac{50}{150} + \frac{(\text{在職年})-12}{150} + \frac{(\text{勤続在職年})-12}{300} \right) = \text{普通恩給年額}$$

基礎額 加算額 勤続加給額

(3) 其人

A. 准士官以上

$$\text{假定俸給額} \times \left(\frac{50}{150} + \frac{(\text{在職年})-13}{150} \right) = \text{普通恩給年額}$$

基礎額 加算額

B. 下士官

第四節 扶助料

公務員在職中死亡し其の死亡を退職と看做すときは之に普通恩給を給すべき場合並普通恩給を給せらるゝもの死亡したる場合に於ては扶助料が給せられる。次に在職中の死亡者に就いては普通恩給最短期限以上に達したる後に於ける在職中の死亡と最短期限に達せざるも公務上の傷痍疾病に因り死亡せる場合との二つがある。然して其の受くべき扶助料金額も亦夫々の場合に依つて計算せられる。即ち扶助料は死亡の原因に因り次の區分に基き其の額を決定せられる。

- (1) 公務員又は之に準すべき者戦闘又は戦闘に準すべき公務に因る傷痍疾病のため死亡したるときは其の普通恩給年額の全額
- (2) 公務員又は之に準すべき者普通公務に因る傷痍疾病のため死亡したるときに其の普通恩給年額の十分の八に相當する金額
- (3) 其の場合に於ては公務員又は之に準すべき者に給せらるゝ普通恩給年額の十分の五に相當する金額

この(1)及(2)に規定する場合及増加恩給を併給せらるゝ者の死亡したる場合に於ては其の死亡の月の翌月より五年間は右に規定せる扶助料の年額に各其の十分の三に相當する金額が加給せられる。

第五節 一時扶助料

一時扶助料は公務員の死亡を退職と看做すときは之に一時恩給を給せらるべき場合並公務員の死亡に因り扶助料を給せらるべきも兄弟姉妹以外に扶助料を受くる者なきときは其の兄弟姉妹未成年又は不具癱疾にして生活資料を得るの途なく且之を扶養するものなき場合の二個の場合に於て給せられるのであつて前者の場合は其の一時恩給の金額と同額であり後者の場合は兄弟姉妹の人員に係なく受給資格ある兄弟姉妹の全体に對し受くべき扶助料年額の一年分乃至五年分に相當する金額を一時限り給與せられるのである。(一人に一年分宛給與する五人以上の場合には五人に限り給與す)

第六節 増加恩給

増加恩給の金額は退職當時の階等、傷病の原因及不具癱疾の程度に依り決定せられる。然して其の額は次の如く別表を定められてゐる。(法第六十五條)。

増加恩給年額表(恩給法別表第二號表)

| 乙 | 甲 | | | | | | 傷病等階 | | 親任 | 奏任 | 判任 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 通 | 普 | 特別項 | 第一項 | 第二項 | 第三項 | 第四項 | 第五項 | | | | 第六項 | 將官 | 佐官 | 尉官 | 准士官 | 下士官 | 兵 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一、六〇〇 | 一、九二〇 | 特別項 | 二、四〇〇 | 二、〇〇〇 | 一、六〇〇 | 一、二八〇 | 一、〇〇〇 | 八〇〇 | 八〇〇 | 一、二〇〇 | 一、四四〇 | 一、五〇〇 | 一、八〇〇 | 二、〇〇〇 | 二、四〇〇 | 六〇〇 | 七五〇 | 九六〇 | 一、〇〇〇 | 一、二〇〇 | 一、四〇〇 | 一、六〇〇 | 一、八〇〇 | 二、〇〇〇 | 二、二〇〇 | 二、四〇〇 | 二、六〇〇 | 二、八〇〇 | 三、〇〇〇 | 三、二〇〇 | 三、四〇〇 | 三、六〇〇 | 三、八〇〇 | 四、〇〇〇 | 四、二〇〇 | 四、四〇〇 | 四、六〇〇 | 四、八〇〇 | 五、〇〇〇 | 五、二〇〇 | 五、四〇〇 | 五、六〇〇 | 五、八〇〇 | 六、〇〇〇 | 六、二〇〇 | 六、四〇〇 | 六、六〇〇 | 六、八〇〇 | 七、〇〇〇 | 七、二〇〇 | 七、四〇〇 | 七、六〇〇 | 七、八〇〇 | 八、〇〇〇 | 八、二〇〇 | 八、四〇〇 | 八、六〇〇 | 八、八〇〇 | 九、〇〇〇 | 九、二〇〇 | 九、四〇〇 | 九、六〇〇 | 九、八〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 一〇、二〇〇 | 一〇、四〇〇 | 一〇、六〇〇 | 一〇、八〇〇 | 一一、〇〇〇 | 一一、二〇〇 | 一一、四〇〇 | 一一、六〇〇 | 一一、八〇〇 | 一二、〇〇〇 | 一二、二〇〇 | 一二、四〇〇 | 一二、六〇〇 | 一二、八〇〇 | 一三、〇〇〇 | 一三、二〇〇 | 一三、四〇〇 | 一三、六〇〇 | 一三、八〇〇 | 一四、〇〇〇 | 一四、二〇〇 | 一四、四〇〇 | 一四、六〇〇 | 一四、八〇〇 | 一五、〇〇〇 | 一五、二〇〇 | 一五、四〇〇 | 一五、六〇〇 | 一五、八〇〇 | 一六、〇〇〇 | 一六、二〇〇 | 一六、四〇〇 | 一六、六〇〇 | 一六、八〇〇 | 一七、〇〇〇 | 一七、二〇〇 | 一七、四〇〇 | 一七、六〇〇 | 一七、八〇〇 | 一八、〇〇〇 | 一八、二〇〇 | 一八、四〇〇 | 一八、六〇〇 | 一八、八〇〇 | 一九、〇〇〇 | 一九、二〇〇 | 一九、四〇〇 | 一九、六〇〇 | 一九、八〇〇 | 二〇、〇〇〇 | 二〇、二〇〇 | 二〇、四〇〇 | 二〇、六〇〇 | 二〇、八〇〇 | 二一、〇〇〇 | 二一、二〇〇 | 二一、四〇〇 | 二一、六〇〇 | 二一、八〇〇 | 二二、〇〇〇 | 二二、二〇〇 | 二二、四〇〇 | 二二、六〇〇 | 二二、八〇〇 | 二三、〇〇〇 | 二三、二〇〇 | 二三、四〇〇 | 二三、六〇〇 | 二三、八〇〇 | 二四、〇〇〇 | 二四、二〇〇 | 二四、四〇〇 | 二四、六〇〇 | 二四、八〇〇 | 二五、〇〇〇 | 二五、二〇〇 | 二五、四〇〇 | 二五、六〇〇 | 二五、八〇〇 | 二六、〇〇〇 | 二六、二〇〇 | 二六、四〇〇 | 二六、六〇〇 | 二六、八〇〇 | 二七、〇〇〇 | 二七、二〇〇 | 二七、四〇〇 | 二七、六〇〇 | 二七、八〇〇 | 二八、〇〇〇 | 二八、二〇〇 | 二八、四〇〇 | 二八、六〇〇 | 二八、八〇〇 | 二九、〇〇〇 | 二九、二〇〇 | 二九、四〇〇 | 二九、六〇〇 | 二九、八〇〇 | 三〇、〇〇〇 | 三〇、二〇〇 | 三〇、四〇〇 | 三〇、六〇〇 | 三〇、八〇〇 | 三一、〇〇〇 | 三一、二〇〇 | 三一、四〇〇 | 三一、六〇〇 | 三一、八〇〇 | 三二、〇〇〇 | 三二、二〇〇 | 三二、四〇〇 | 三二、六〇〇 | 三二、八〇〇 | 三三、〇〇〇 | 三三、二〇〇 | 三三、四〇〇 | 三三、六〇〇 | 三三、八〇〇 | 三四、〇〇〇 | 三四、二〇〇 | 三四、四〇〇 | 三四、六〇〇 | 三四、八〇〇 | 三五、〇〇〇 | 三五、二〇〇 | 三五、四〇〇 | 三五、六〇〇 | 三五、八〇〇 | 三六、〇〇〇 | 三六、二〇〇 | 三六、四〇〇 | 三六、六〇〇 | 三六、八〇〇 | 三七、〇〇〇 | 三七、二〇〇 | 三七、四〇〇 | 三七、六〇〇 | 三七、八〇〇 | 三八、〇〇〇 | 三八、二〇〇 | 三八、四〇〇 | 三八、六〇〇 | 三八、八〇〇 | 三九、〇〇〇 | 三九、二〇〇 | 三九、四〇〇 | 三九、六〇〇 | 三九、八〇〇 | 四〇、〇〇〇 | 四〇、二〇〇 | 四〇、四〇〇 | 四〇、六〇〇 | 四〇、八〇〇 | 四一、〇〇〇 | 四一、二〇〇 | 四一、四〇〇 | 四一、六〇〇 | 四一、八〇〇 | 四二、〇〇〇 | 四二、二〇〇 | 四二、四〇〇 | 四二、六〇〇 | 四二、八〇〇 | 四三、〇〇〇 | 四三、二〇〇 | 四三、四〇〇 | 四三、六〇〇 | 四三、八〇〇 | 四四、〇〇〇 | 四四、二〇〇 | 四四、四〇〇 | 四四、六〇〇 | 四四、八〇〇 | 四五、〇〇〇 | 四五、二〇〇 | 四五、四〇〇 | 四五、六〇〇 | 四五、八〇〇 | 四六、〇〇〇 | 四六、二〇〇 | 四六、四〇〇 | 四六、六〇〇 | 四六、八〇〇 | 四七、〇〇〇 | 四七、二〇〇 | 四七、四〇〇 | 四七、六〇〇 | 四七、八〇〇 | 四八、〇〇〇 | 四八、二〇〇 | 四八、四〇〇 | 四八、六〇〇 | 四八、八〇〇 | 四九、〇〇〇 | 四九、二〇〇 | 四九、四〇〇 | 四九、六〇〇 | 四九、八〇〇 | 五〇、〇〇〇 | 五〇、二〇〇 | 五〇、四〇〇 | 五〇、六〇〇 | 五〇、八〇〇 | 五一、〇〇〇 | 五一、二〇〇 | 五一、四〇〇 | 五一、六〇〇 | 五一、八〇〇 | 五二、〇〇〇 | 五二、二〇〇 | 五二、四〇〇 | 五二、六〇〇 | 五二、八〇〇 | 五三、〇〇〇 | 五三、二〇〇 | 五三、四〇〇 | 五三、六〇〇 | 五三、八〇〇 | 五四、〇〇〇 | 五四、二〇〇 | 五四、四〇〇 | 五四、六〇〇 | 五四、八〇〇 | 五五、〇〇〇 | 五五、二〇〇 | 五五、四〇〇 | 五五、六〇〇 | 五五、八〇〇 | 五六、〇〇〇 | 五六、二〇〇 | 五六、四〇〇 | 五六、六〇〇 | 五六、八〇〇 | 五七、〇〇〇 | 五七、二〇〇 | 五七、四〇〇 | 五七、六〇〇 | 五七、八〇〇 | 五八、〇〇〇 | 五八、二〇〇 | 五八、四〇〇 | 五八、六〇〇 | 五八、八〇〇 | 五九、〇〇〇 | 五九、二〇〇 | 五九、四〇〇 | 五九、六〇〇 | 五九、八〇〇 | 六〇、〇〇〇 | 六〇、二〇〇 | 六〇、四〇〇 | 六〇、六〇〇 | 六〇、八〇〇 | 六一、〇〇〇 | 六一、二〇〇 | 六一、四〇〇 | 六一、六〇〇 | 六一、八〇〇 | 六二、〇〇〇 | 六二、二〇〇 | 六二、四〇〇 | 六二、六〇〇 | 六二、八〇〇 | 六三、〇〇〇 | 六三、二〇〇 | 六三、四〇〇 | 六三、六〇〇 | 六三、八〇〇 | 六四、〇〇〇 | 六四、二〇〇 | 六四、四〇〇 | 六四、六〇〇 | 六四、八〇〇 | 六五、〇〇〇 | 六五、二〇〇 | 六五、四〇〇 | 六五、六〇〇 | 六五、八〇〇 | 六六、〇〇〇 | 六六、二〇〇 | 六六、四〇〇 | 六六、六〇〇 | 六六、八〇〇 | 六七、〇〇〇 | 六七、二〇〇 | 六七、四〇〇 | 六七、六〇〇 | 六七、八〇〇 | 六八、〇〇〇 | 六八、二〇〇 | 六八、四〇〇 | 六八、六〇〇 | 六八、八〇〇 | 六九、〇〇〇 | 六九、二〇〇 | 六九、四〇〇 | 六九、六〇〇 | 六九、八〇〇 | 七〇、〇〇〇 | 七〇、二〇〇 | 七〇、四〇〇 | 七〇、六〇〇 | 七〇、八〇〇 | 七一、〇〇〇 | 七一、二〇〇 | 七一、四〇〇 | 七一、六〇〇 | 七一、八〇〇 | 七二、〇〇〇 | 七二、二〇〇 | 七二、四〇〇 | 七二、六〇〇 | 七二、八〇〇 | 七三、〇〇〇 | 七三、二〇〇 | 七三、四〇〇 | 七三、六〇〇 | 七三、八〇〇 | 七四、〇〇〇 | 七四、二〇〇 | 七四、四〇〇 | 七四、六〇〇 | 七四、八〇〇 | 七五、〇〇〇 | 七五、二〇〇 | 七五、四〇〇 | 七五、六〇〇 | 七五、八〇〇 | 七六、〇〇〇 | 七六、二〇〇 | 七六、四〇〇 | 七六、六〇〇 | 七六、八〇〇 | 七七、〇〇〇 | 七七、二〇〇 | 七七、四〇〇 | 七七、六〇〇 | 七七、八〇〇 | 七八、〇〇〇 | 七八、二〇〇 | 七八、四〇〇 | 七八、六〇〇 | 七八、八〇〇 | 七九、〇〇〇 | 七九、二〇〇 | 七九、四〇〇 | 七九、六〇〇 | 七九、八〇〇 | 八〇、〇〇〇 | 八〇、二〇〇 | 八〇、四〇〇 | 八〇、六〇〇 | 八〇、八〇〇 | 八一、〇〇〇 | 八一、二〇〇 | 八一、四〇〇 | 八一、六〇〇 | 八一、八〇〇 | 八二、〇〇〇 | 八二、二〇〇 | 八二、四〇〇 | 八二、六〇〇 | 八二、八〇〇 | 八三、〇〇〇 | 八三、二〇〇 | 八三、四〇〇 | 八三、六〇〇 | 八三、八〇〇 | 八四、〇〇〇 | 八四、二〇〇 | 八四、四〇〇 | 八四、六〇〇 | 八四、八〇〇 | 八五、〇〇〇 | 八五、二〇〇 | 八五、四〇〇 | 八五、六〇〇 | 八五、八〇〇 | 八六、〇〇〇 | 八六、二〇〇 | 八六、四〇〇 | 八六、六〇〇 | 八六、八〇〇 | 八七、〇〇〇 | 八七、二〇〇 | 八七、四〇〇 | 八七、六〇〇 | 八七、八〇〇 | 八八、〇〇〇 | 八八、二〇〇 | 八八、四〇〇 | 八八、六〇〇 | 八八、八〇〇 | 八九、〇〇〇 | 八九、二〇〇 | 八九、四〇〇 | 八九、六〇〇 | 八九、八〇〇 | 九〇、〇〇〇 | 九〇、二〇〇 | 九〇、四〇〇 | 九〇、六〇〇 | 九〇、八〇〇 | 九一、〇〇〇 | 九一、二〇〇 | 九一、四〇〇 | 九一、六〇〇 | 九一、八〇〇 | 九二、〇〇〇 | 九二、二〇〇 | 九二、四〇〇 | 九二、六〇〇 | 九二、八〇〇 | 九三、〇〇〇 | 九三、二〇〇 | 九三、四〇〇 | 九三、六〇〇 | 九三、八〇〇 | 九四、〇〇〇 | 九四、二〇〇 | 九四、四〇〇 | 九四、六〇〇 | 九四、八〇〇 | 九五、〇〇〇 | 九五、二〇〇 | 九五、四〇〇 | 九五、六〇〇 | 九五、八〇〇 | 九六、〇〇〇 | 九六、二〇〇 | 九六、四〇〇 | 九六、六〇〇 | 九六、八〇〇 | 九七、〇〇〇 | 九七、二〇〇 | 九七、四〇〇 | 九七、六〇〇 | 九七、八〇〇 | 九八、〇〇〇 | 九八、二〇〇 | 九八、四〇〇 | 九八、六〇〇 | 九八、八〇〇 | 九九、〇〇〇 | 九九、二〇〇 | 九九、四〇〇 | 九九、六〇〇 | 九九、八〇〇 | 一〇〇、〇〇〇 | 一〇〇、二〇〇 | 一〇〇、四〇〇 | 一〇〇、六〇〇 | 一〇〇、八〇〇 |

| 號 | 公 | | | 務 | | |
|---|-------|-------|-----|-----|-----|-----|
| | 第三項 | 第四項 | 第五項 | 第六項 | 特別項 | 特別項 |
| | 一、二八〇 | 一、〇二四 | 八〇〇 | 六四〇 | | |
| | 九六〇 | 七六八 | 六〇〇 | 四八〇 | | |
| | 六四〇 | 五一二 | 四〇〇 | 三二〇 | | |
| | 五七六 | 四六一 | 三六〇 | 二八八 | | |
| | 五二八 | 四二三 | 三三〇 | 二六四 | | |
| | 四八〇 | 三八四 | 三〇〇 | 二四〇 | | |

備考 特別項ハ各號第一項ノ金額ニ其ノ十分ノ五以内ヲ加ヘタルモノトス

次に戦闘に依る傷病の原因に就いては施行令第二十三條に次の如く規定してゐる。

- (1) 戦地に於て勤務中敵の設置若しくは遺棄したる危険物に因る又は敵對行動中の不可抗力に因る傷疾
- (2) 暴徒鎮壓又は集團を爲す馬賊海賊蕃人等討伐中の敵對行動に因る又は敵對行動中の不可抗力に因る傷疾
- (3) 外國の交戦若しくは擾亂の地域内に於て勤務中又は該地域内を職務を以て旅行中に於ける該交戦又は擾亂に因る傷疾
- (4) 航空機に乘じ航空勤務中又は潜水艦に乘じ潜航勤務中の不可抗力に因る傷疾

- (5) 職務を以て兇賊又は脱獄囚を逮捕するに當り危害を加へらるべきことを豫斷し得るに拘らず危険を冒して其の職務を執行したる爲め加へられたる傷痕疾病
- (6) 職務を以てコレラ又はベストの防疫診療又は看護に直接従事し之が爲め罹りたる該疾病
- (7) 急流其他生命の危険を感ずべき事情の下に於ける潜水勤務に因る傷痕疾病

第七節 傷病年金

傷病年金の金額 傷病年金の金額は退職當時の階等、傷病の原因及傷病の程度に依り決定せられる。然して其の額は次の如く別表を以て定められてゐる（法第六十五條ノ二）。

| 甲 | 傷病原因 階等 | 傷病階等 | | | |
|-------------|------------|--------|-------------|--------|---|
| | | 判 | 任 | 過 | 等 |
| 戦闘又ハ 第一款 | 差等 | 准士官 | 下士官 | 兵 | |
| | | 判 | 任 | 過 | 等 |
| | | 一 等 | 三 二 等 | 四 等 | |
| | | 三二二円 | 二八六円 | 二六〇円 | |

| 乙 | 普通公務 | | | |
|-----------|------|-----|-----|-----|
| | 第一款 | 第二款 | 第三款 | 第四款 |
| 戦闘ニ準スヘキ公務 | 二四〇 | 一九二 | 一五六 | 二二〇 |
| 普通公務 | 二五二円 | 一九二 | 一七六 | 一六〇 |
| | 二二二円 | 一七六 | 一四三 | 一三〇 |
| | 一三二 | 一二一 | 一一〇 | |

高等官及同待遇者ニ給スヘキ金額ハ判任一等ノ者ニ給スヘキ金額ニ其ノ十分ノ一二相當スル金額ヲ加ヘタルモノトス

第八節 傷病賜金

傷病賜金の金額は退職當時の階等並傷病の原因及程度に依り決定せられる。然して其の額は次の如く別表を以て定められてゐる（法第六十六條）。

| 甲 | 傷病原因 症状等差 | | 乙 | 傷病原因 症状等差 | |
|----|--------------|------|---|--------------|------|
| | 下士官 | 兵 | | 下士官 | 兵 |
| 戦闘 | 第一目 | 九九〇円 | 普 | 第一目 | 七九二円 |
| | | 九〇〇円 | | | 七二〇円 |

| 又ハ職ニ準ヘスキ公務 | | | | |
|------------|-----|-----|-----|-----|
| 第二目 | 第三目 | 第四目 | 第五目 | 第六目 |
| 八二五 | 六六〇 | 四九五 | 三三〇 | 一六五 |
| 七五〇 | 六〇〇 | 四五〇 | 三〇〇 | 一五〇 |

| 通 公 務 | | | | |
|-------|-----|-----|-----|-----|
| 第二目 | 第三目 | 第四目 | 第五目 | 第六目 |
| 六六〇 | 五二八 | 三九六 | 二六四 | 一三二 |
| 六〇〇 | 四八〇 | 三六〇 | 二四〇 | 一二〇 |

第九節 再任改定

普通恩給を受くるもの再就職し失格原因なくして退職し左の各號の一に該當するときは其の恩給を改定せられる(法第五十四條)。これを再任改定と謂ふ。

- (1) 再就職後在職一年以上にして退職したるとき
- (2) 再就職後公務のため傷痕を受け又は疾病に罹り不具廢疾と爲り退職したるとき
- (3) 再就職後公務のため傷痕を受け又は疾病に罹り退職したる後五年内に之がため不具廢疾となり又は其の程度増進したる場合に於て其の期間内に請求したるとき(併し期間を経過したるときと雖も裁定官廳に於て恩給審査會の議に付するを相當と認め且恩給審査會に於て不具廢疾が公務に起因したること顯著なりと議決したるときは議決したる月の翌月より之に相當の恩給を給し又は改定される)

務に起因したること顯著なりと議決したるときは議決したる月の翌月より之に相當の恩給を給し又は改定される)

第一 普通恩給の改定

前述の規定するところに依り普通恩給を改定するには前後の在職年を合算して其の年額が定められる(法第五十五條)。然して改定さるべき恩給額が前に受けたる恩給額を超過する場合は問題なく其の額に改定せられるのであるが、後の退職前の俸給額が前の公務員退職當時の俸給額より低額であつた場合とか或は又後の在職年が短期間であつた等の場合に於ては改定さるべき額が前に受けたる額よりも少額なることもあり得るのであつて斯くの如き場合に於ては従前の恩給額を以て改定額とされる旨定められてゐる(法第五十六條)。

第二 増加恩給の改定

増加恩給を改定するには前後の傷痕又は疾病を合したるものを以て不具廢疾の程度とし其の傷病等差を決定して之に相當する年額が定められる。併しながら前後の傷痕疾狀を合するも傷病等差が増進せぬ場合は改定しない。又却つて其の傷病等差が低下することも絶無とは断定出来ぬが斯かる

場合には従前の増加恩給額を以て改定額とされる（併し有期裁定をなすことがある）。

増加恩給再任改定の場合に於て前後の傷痍又は疾病が原因を異にするときは、左の區分に依り其の年額が定められる（法第五十五條第二項）。

(1) 後の傷痍又は疾病が戦闘又は戦闘に準すべき公務に基因するときは増加恩給年額表（一七〇頁参照）甲號中前述の規定に依り定めたる不具廢疾の程度に相應する増加恩給年額より前の増加恩給年額と増加恩給年額表甲號中其の不具廢疾の程度に相應する増加恩給年額との差額を控除したるものを以て改定増加恩給の年額とする。但後の傷痍又は疾病のみによる増加恩給年額が前後の傷痍又は疾病を合したるものに依る増加恩給年額と同額なるときは此の控除はされない。

(2) 其の傷痍又は疾病が普通公務に基因するときは増加恩給年額表乙號中前述の規定に依り定めたる不具廢疾の程度に相應する増加恩給年額に、前の増加恩給年額と年額表乙號中其の不具廢疾の程度に相應する増加恩給年額との差額を加へたるものを以て改定増加恩給の年額とされる。

第三 傷病年金の改定

傷病年金の改定は増加恩給と同一方法に依る。

第十節 恩給の減額補給

財政上の必要よりして昭和六年六月以降官吏及同待遇者の俸給令が改正せられ月俸百圓以上の者は減俸された結果この俸給を基礎として恩給を給せられる者は當然その恩給額をも減額される結果となつたので昭和七年六月十八日法律第十三號を以て「恩給ノ減額補給及停止ニ關スル法律」が公布せられ當分の中減俸に伴ふ恩給の減少額は之を補給せらるゝこととなつた。以下その大要を述べよう。

一 減額補給を受くる範圍 昭和六年六月一日以降減俸のため改正したる俸給に關する規程（同日以後新に制定せられたる俸給に關する規定を含む）に依り俸給を給せられ勅令を以て指定する時期迄に退職し若くは死亡したる軍人以外の公務員若くは之に準すべき者又は其の遺族は減額補給を受けることが出来る。

二 補給額 現に算出せらるゝ恩給額と改正前の俸給に關する規定に依れば受くべかりし俸給を基礎とする恩給額との差額が受くべき補給額である。

三 改正前の俸給規程に依れば受くべかりし俸給 改正前の俸給規程に依り受くべかりし俸給は左の各號の規定に依る。

- (1) 減俸後俸給に變動なき者 昭和六年六月又は七月減俸の爲め改正したる俸給規程施行の際在職し俸給を減額せられたる者爾後其の俸給を變動せらるゝことなくして退職し又は死亡したるときは減俸直前の俸給とする。
- (2) 減俸後俸給を變動せられ又は減俸後就職したる者 昭和六年六月又は七月減俸の爲め改正したる俸給規程施行の際在職したる者爾後其の俸給を變動せられて退職し又は死亡したるとき及該俸給規程施行後就職したる者退職し又は死亡したるときは
(1) 本俸にして級俸の定ある俸給規程に依るものに就いては其の退職又は死亡當時の俸給が減俸の爲め改正したる俸給規程に定むる級俸定額に該當するものなる場合には其の俸給定額に對應する改正前の俸給規程に定むる俸給定額とし之に該當するものならざる場合には其の俸給に直近する下位の級俸定額が之に對應する改正前の俸給規程に定むる級俸定額に對して有する割合を以て其の俸給を除したる金額とする。但其の俸給に直近する上位の級俸定額の改正前の級俸定額に還元せられたる額を越ゆることはない。

額に還元せられたる額を越ゆることはない。

- (ロ) 本俸にして級俸の定なき俸給規程に依るものに就いては其の退職又は死亡當時の俸給を高等官及同待遇者に在りては高等官官等俸給令、判任官及同待遇者に在りては判任官俸給令に依り受けたるものと假定し(1)の規定に依り算出したる金額とする。

- (ハ) 本俸に準すべき俸給に就いては俸給規程に於て其の最高限のみを規定するものに在りては減俸の爲め改正したる俸給規程に定むる最高金額が改正前の俸給規程に定むる最高金額に對して有する割合を以て退職又は死亡當時の本俸に準すべき俸給を除したる金額とし最高限及最低限を規定するものに在りては減俸の爲め改正したる俸給規程に定むる最高金額及最低金額が夫々改正前の俸給規程に定むる最高金額及最低金額に對して有する割合を退職又は死亡當時の本俸に準すべき俸給に依りて補給計算したる割合を以て退職又は死亡當時の本俸に準すべき俸給を除したる金額とする。但本俸及本俸に準すべき俸給の改正前の俸給額に還元せられたるもの、合算額は改正前の俸給規程所定の最高限を越ゆることはない。

右各場合の規定により算出したる俸給金額の圓位未滿は之を切捨てる。退職又は死亡當時の本